

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

極秘

電信写

04-026

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

議対会要厚情研
察人(在警史オ図)

外 審報際内外ブ
報官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移長

審 審軍不原科
長 (国)

審 審地中東
国 参北東西
長

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米長

南 審一二
長

参西口東
長 西新洋
二独

参一二アア
長

審総漁国
長 審経エ国
一ネ
二途
二

参海 審準
長

審政調国開無
長 審緊評技有理

参参(協調)
長

参国所(調セ
長 二

総 番 号 R187188

主 管

月 18日

寿 府 代 発

総 平

平成 6年 9月 19日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援（防衛庁長官のルワンダ訪問）

第4805号 極秘 大至急

貴電総平合第18063号に関し、

18日、UNHCRのササエ特別顧問より以下の通り連絡越したところ、対応振りにつき回電願いたい。

1. 先程UNHCRキガリ事務所のウラサ所長より電話連絡があり、タマサワ防衛庁長官のキガリ訪問時の23日に政府関係者とのアポイントを申し込んでいるが、ルワンダ政府関係者はこの日は定例の閣議日（火・金）に当たっており、お目にかかるのは難しいと言っており、日程を変えられないかと照会越した。
2. ルワンダ政府関係者は、日本からの4度目のミッションにもかかわらず、援助につきこれまで何等具体的アクションがとられていないことに不満をいっていることを内々もらしている由。

3. ついては、自分（ササエ特別顧問）としては、（1）キガリ訪問日程を変更する、（2）日程はそのままとし、UNAMIR等国連関係者等と会談し、政府関係者には今回は会わない、（3）キガリ訪問自体をキャンセルする、等のオプションが考えられると思うが、ご検討の上ご連絡願いたい。

ケニアに転電した。（了）

極秘

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

04-026

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

長
審 一 二

長
審 一 二

審 長
審 軍 不 原 科

長
審 一 二

ア 長
審 地 中 東
参 北 東 西

長
審 一 二 保

北 米 長
審 一 二

中 南 長
参 西 口 東

長
西 新 洋
二 独

長
参 一 二 〇 〇

ア 長
参 一 二 〇 〇

長
参 一 二 〇 〇

長
参 一 二 〇 〇

長
参 一 二 〇 〇

長
参 一 二 〇 〇

長
参 一 二 〇 〇

長
参 一 二 〇 〇

長
参 一 二 〇 〇

総 番 号 R188956

主 管

月 20日

寿 府 代 発

総 平

平成 6年 9月 21日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ難民支援（防衛庁長官のルワンダ訪問）

第4847号 極秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第18354号及びケニア発大臣あて電報第1516号に関し、

本件アポイントの取り付けにつき、UNHCRのササエ特別顧問を通じ再度の試みを依頼したところ、20日、同顧問より、経済協力等若干のバックグラウンドにつき内々説明の上、キガリ事務所のウラサ所長に対し、アポイント取り付けにつきじん力するよう改めて指示を出した旨連絡越した。

ケニア、ザイール、タンザニアに転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大務務 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対要厚情研
察人国在警史オ図

外 審報際内外ブ
報官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移長

審 審 安 平
長 企 国

審 審軍不原料
国 長

ア 審 専 人 難 地
長

審 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米長

南 審一二
長

参西ロ東
長 西新洋
二独

審一二ア ⑦
長

審総漁国
長 審経エ国
一ネ
二 経途
二

参海 審準

審政調国開無
長 審緊評技有理

参参条協規

参国析析調セ
情長 一二

総 番 号 R191419

月 23日

平成 6年 9月 23日

ケ ニ ア 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（防衛庁長官の当地UNHCR代表との会談）

第1539号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電総平合第18063号に関し、

22日、当地訪問中のタマザワ長官は当地UNHCRピータース代表を表けいし会談を行つたところ、先方
発言の概要次の通り。（先方：ルバキ・ルワンダ担当責任者、当方：本使、ホリエ公使、その他同席）

1.（冒頭、長官より、今回UNHCRからの要請を受け自衛隊の部隊をザイル等へ派遣することとなつ
た旨を説明し、UNHCRの協力を要請したのに対し）

（1）人道支援活動への日本の参加を歓迎するとともに、日本政府は本件に限らず日本の国際的地位にか
んがみ、その他の分野においても今後とも積極的に役割を果たしていくことを期待している。UNHCRと
しても、今回の日本の活動が成功を収めるよう可能な限り支援したいと考えている。

（2）オガタHCは就任以来、次々と生じてきた事態において大いに活やくされているところ、今回の日本
の本件人道支援参加は、HCのし事を更に強固にするものと考えている。

2.（長官より、自衛隊による人道支援を成功させるためには現地の情勢が安定していることが大切である
こと及びルワンダ問題を解決するためには究極的には内戦を終結させ難民を帰かんさせることが必要である
ことを指摘し、ルワンダ情勢の見通しにつき「ピ」代表の見解を質したのに対し）

（1）ルワンダ情勢の将来に関しては、民族対立の解決は歴史的に見て過去いく度も部族間のしよう突が発
生していることから容易ではないと考える。UNHCRとしては両部族和解のため努力していくつもりであ
るが、特に日本を含む国際社会の協力は極めて重要であると考えている。

（2）また、UNHCRとして難民の帰かんのためには「ル」新政府が更に信頼しよう成の強化、平和の確
立に努力していく必要があると考える。

秘

電信写

(3) 治安については、ルワンダ人自身はおん厚であり、第三者の外国人に危害を加えるようなことはないのではないかと考える。米軍、仏軍も人道救済活動の中でぎせい者は1人も出ていないので日本部隊についてもそうあつて欲しいと願っている。また、ザイールのゴマでは難民救援要員の活動は難民のためになることはよく理解されていると考えている。何れにしろ、御懸念の点についてはザイール国防大臣にも良くお話いただきたい。

米、英、仏、独、加、白、イタリア、豪、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大 事務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対要厚情研
察警史オ図

外 審報際内外プ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 長

審 審安
長 企国

審 審軍不原料
国

長 審専入難地
長

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米 長

審 審一二
長

参西口東
長 西新洋
二 独

審一二ア
長 二

審総漁国
長 審経エ国
一 一
ネ 二
経 途
二

参海 審準

審政調国開無
長 民 審緊評技有理

参参条協規

参国析析調セ
長 一 二

総 番 号 R191596

月 23日

平成 6年 9月 23日

ケ ニ ア 発

本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（防衛庁長官のコネス大統領府大臣との会談）

第1540号 秘 至急（ゆう先処理）

往電第1539号に関し、

22日、タマザワ防衛庁長官がコネス大統領府大臣と会談を行つたところ、その概要以下の通り。（本使、ホリエ公使、スズキ同席）

1. （タマザワ長官）今般、ルワンダ難民支援に関し、UNHCRの要請をうけ人道支援策として自衛隊を派遣することを決定した。先遣隊は既に到着、本体は今月末にナイロビに到着する。期間としては、3ヶ月程を考えている。ケニア政府及びコネス大臣の支援、協力をお願いしたい。

2. （コネス大臣）日本政府の人道支援を聞き、うれしい。これまでも日本はアフリカに対し、積極的な援助、支援を行つてきてくれており、重ねて感謝の意を表したい。われわれとしてはアフリカの和平の達成に心をいためている。しかし、現実としてはケニアのしゅうへん国（スーダン、エチオピア、ソマリア等）は、様々な問題をかかえており、ケニアにもそれが及しかねない。難民の帰かん等の問題に関し、ケニア政府も努力しているが、資金面にも限りがある。このような状況の中での日本の自衛隊の人々の人道支援は本当に有難いものであり、ケニア政府としても特にナイロビに残る120人について必要な支援を行いたい。日本とケニアは友好関係にあり、実際過去にケニアがく境にあつたときも日本はあたたかい支援をしてくれた。この友好関係に基づき、将来の日本のありうべきこうしたオペレーションに関しても、今後ともぜひ支援したい。

3. （タマザワ長官）自衛隊は憲法の制約により、国外での武力行使はできないが、平和維持活動と人道支援に関しては積極的なこうけんができると思う。平和維持活動に関しては、カンボディア、モザンビークの前例があるが、人道支援に関しては、今回のオペレーションが初めてのものである。また、アフリカは一

秘

電信写

般に日本から地理的、文化的、言語的にもとなく、この点からもいろいろな情報、助言をいただきたい。また、アフリカ諸国の和平を達成するための処策があればお聞かせ願いたい。

4. (コネス大臣) アフリカの各地における和平への動き、一般情勢については、ケニア外務省が作った調書があるので日本政府にも提供したい。和平の処策については極めて難しい質問であり、一つの共通した解決策はないのではないかと。例えば、ルワンダでは二つの部族が対立しているのに対し、ソマリアでは同部族間で氏族が対立している。

南部スーダンではしゅう教上の対立が和平をおびやかしている。ただ、一つ共通しているのは外国からの干渉である。紛争を終結するために国外からの干渉を排除し、自この問題を自こで解決することが不可欠である。

5. (タマザワ長官) 今後のルワンダにおける内戦の可能性如何。

(コネス大臣) 旧政府軍は絶めつておらず、エネルギーをたくわえているという話も聞いている。いずれ反発もあるかも知れないがその判断はできない。一つだけ言えるのは、破れた旧政府軍はにかい思いをしているということである。

6. (タマザワ長官) こうした紛争はこうきゆう的には力では解決し得ない。世界の紛争を回避することを考えることが重要ではないか。

(コネス大臣) 長官がこうしたアフリカの問題をただ単に人道の観点からのみでなく、どうしたらその問題自身を解決できるかを考えておられるのは素晴らしいことと考える。

仏、白、米、英、加、イタリア、豪、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対要厚情研
察人信信警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 長

審 審安
長 企

審 審軍不原料
長

国 審専人難地
長

ア 審地中東
長 参北東西
一

北 審一二保
米 長

南 審一二
長

参西口東
長 西新洋
二独

一 一二ア
長 二

審総漁国
長 審経エ国
一ネ二
経 途
長 二

参海 審準

審政調国開無
長 民 審緊評技有理

参参条協規
長

参国析析調セ
長 一

総 番 号 R191598

主 管

月 23日

ケ ニ ア 発

総 平

平成 6年 9月 23日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（防衛庁長官のムショカ外相との会談）

第1541号 秘 至急（ゆう先処理）

往電第1540号に関し、

22日、タマザワ防衛庁長官がムショカ・ケニア外相と会談したところ、その概要以下の通り。（本使、ホリエ公使、スズキ同席）

1. （ムショカ外相）ケニアの真の友好国である日本の自衛隊の活動にこうけんできるのはわれわれのよこびである。自衛隊の人道支援は高貴な任務である。ルワンダでは今年6月からの3ヶ月の間に100万人もの人命がうばわれ、今もなお、難民の状況等ひさんな事態が続いており、国際社会からの支援が必要である。特に人道的立場からの支援が不可欠であろう。

ルワンダからの難民はザイル、タンザニア等しゅうへん国に約200万人いるが、こうした状況は、難民にとつてだけでなくそのしゅうへん国にも問題となつている。このような中、モイ大統領を含むしゅうへん地域の大統領がアルーシャに集まり、地域的和平の取組につき話合いを持った。ここでは、先ずルワンダと同様にフツ族とツチ族とで構成されるブルンデイに注意が喚起された。また、ルワンダでの大量ぎやくさつについては、国際法に基づく厳正な裁判の必要性が話し合われた。

ルワンダはケニアに対する依存度が高く、多くのものがモンバサを通り、ウガンダを経由して運ばれており、こうした点からもルワンダの和平に関し、ケニアとしては積極的に関与していきたいと考えている。ケニアはルワンダの他にもしゅうへんに多数の問題のある国をかかえている。例えば、スーダン、ソマリア等の国から多数の難民が流れ込んでおり、特にソマリアからは20万人もの難民が高度な武器を持ち込んできている。こうした結果、ケニアの治安は悪化している。

2. （タマザワ長官）先ず、ケニアの直面しているしゅうへん国の問題についてのケニア政府のし勢にけい

電信写

意を表したい。今回のルワンダ難民支援に関する自衛隊の派遣は純すいに入道的支援であり、中立的な活動である。ただ、今後のアフリカ諸国の発展のためには、人々、部族の中にくしみでなく、平和をきずくことが不可欠である。この点につき、ケニアに積極的にリーダーシップを発きして、和平の努力を行つていただきたい。

3. (ムショカ外相) ケニア政府としてもできる限りの努力をしたい。また、難民支援については多くのい者の組織、NGO等がケニアをベースにしている。ナイロビ空港、モンバサ港の便きも供与している。

仏、白、米、英、加、イタリア、豪、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

防・日限 佐藤氏

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対要厚情研
察人園警史オ凶

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

長 審総安 企国

審 審軍不原料

国 長 審専入難地

ア 審地中東
長 参北東西

北米長 審一二保

中南長 審一二

参西口東

新洋
二独

参一二ア
二

審総漁国
審経エ国
一ネ二
経途
二

参海 審準

審政調国開無
民 審緊評技有理

参参条協規

参国析析調セ
一二

総 番 号 R191624

主 管

月 23日

ケ ニ ア 発

総 平

平成 6年 9月 23日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（防衛庁長官の英高等弁務官との会談）

第1542号 秘 至急（ゆう先処理）

往電第1541号に関し、

22日、タマザワ長官は、当地ブレンダーガス英高等弁務官と会談したところ、先方発言の概要次の通り（本使、ホリエ公使他同席。しゆくはくホテルにおいて）。

1. ハード外相よりの訓令を受け、貴長官には現地キガリで、最も情勢に詳しい英国代表及びUNAMIR参加の英部隊責任者よりブリーフィングを行ってもらおうべく手配しておいたのとお伝え致したい。
2. 他方、自分の有する情報に基づき「ル」問題の本質、これまでの情勢の展開振り等につき少し御説明致したい。

（1）本質はツチとフツの間の文化の相違に根差している。ツチ（15%）とフツ（85%）の違いとして、前者がほくちく部族、ナイロート系、貴族といった特しよくがあるのに対し、後者は農こう部族、バンツー系、農民といった特しよくがある。こうした大きな違いが存在するが、他方両部族間のこんいんも行われており、双方とも同じ言語を話している。

（2）しかし、両部族間では歴史的にくり返しフツによるツチのぎやくさつとそれに対するツチの側からの反撃が行われ、今回4年に及ぶ内戦が戦われたわけである。

（3）昨年8月には権力分与に係るアルーシャ和平合意が成立したが、この合意は全く実施されずに、今年4月にはハビアリマナ大統領のとう乗した特別機がロケットほうで撃ついされ、以後内戦が激化することとなつた。そのはい景として、大統領の側近が同合意は大統領がRPFに対し譲歩しすぎており受け入れられないと考え、ツチ、フツのおん健派の大ぎやくさつをしゆう到に用意したことにより起こつたものである。

（4）4月6日の大統領機撃ついの直後、1時間を経ずに道路にバリケードがしかれ、直ちに各地でぎやく

秘

電信写

さつが始まっている。それから数週間で25万人以上がぎせい者となった。

(5) これに対しRPFは反撃を開始し進撃していったため、復しゅうを恐れたフツ人達は、旧政府のよびかけに応え大量に難民となつて国外へ避難していった。

(6) かかる状況において、今後の新政府にとつての課題として、政府・司法の建て直し、難民の帰かん、ぎやくさつ関与者の処ばつ（右にはぎやくさつの計画者、実際に同計画を実施した軍・民兵、計画的ではないが何等かの形でぎやくさつに関係した者に分けられる）の3つの課題がある。しかしながら、処ばつについてはジュノサイドに関する国連調査委員会の活動等があるが実行は難しいと考えている。

(7) 難民帰かんが進展していない理由として、新政府側により一部にぎやくさつが行われているといわれており、信頼じよう成措置が十分に取られていないことがあると考える。

(8) 旧政府軍による反撃の可能性については、今のところフツ族兵士はキャンプ内のフツ族のルワンダ帰かんをそ止するのに精一ぱいであるため、短期的（3ヶ月程度）には反攻の可能性は低い、中長期的には新政権が権力を分与し民族の和解を図らない限り、反撃の可能性はありこれまでたどつた道を逆行することとなろう。また、りん国ブルンデイの情勢が悪影響を与える可能性もある。英に関しては、ルワンダに展開している650人は今のところ友好的に迎えられているが、上記の情勢にかんがみると、際限のない部隊の展開は困難であり、部隊の派遣は期限を予め切つて行うのが良いと思う。

(9) ケニア政府、就中、モイ大統領のルワンダに関する見方を御しようかいすると、ケニアとしてはルワンダ情勢については積極的に関与したいとは思っていない。というのは、1986年にツチの支援を得て政権を獲得しRPFを支援してきた（ムセベニは否定）とされるウガンダのムセベニ大統領に対し疑念をもっており、また、RPFが作つた現政権が勝利によつている状況下では和平の努力は進まないと見ているからである。更に、モイ大統領は、ルワンダ情勢については、部族同士のころし合いが行われアフリカにとりはずじであり、また、多民族をかかえるケニアの安定化にとつても悪影響があると見ている。

(10) 最後に国際社会は今回の日本の決定を称賛している。特に、ハード外相はアフリカにおける日英協力ひいては日米英の協力関係を望んでおり、この点より、今回の日本の活動を契機に、日英間のより一層緊密な関係を発展させて参りたい。

アフリカ全体は少しずつ良くなつていと思うので将来を期待している。

秘

電信写

仏、白、米、英、加、イタリア、独、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

⑧儀対⑧要厚情研
察⑧⑧⑧警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

審 審⑧安⑧ 企国

審 審軍不原料

国 長 審⑧専人難地

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
長

審一二

参西ロ東
長 西新洋
二独

⑧一二ア⑧
長 一二

審総漁国
長 審経エ国
一ネ
経途
二

参海 審準

経 審政調国開無
協 民
長 審緊評技有理

条 参参条協規
長

情 参国析折調セ
長 一二

総 番 号 R192086

月 24日

平成 6年 9月 24日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主 管 総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（防衛庁長官のUNAMIR英国部隊在キガリ司令官との会談）

第1550号 秘 大至急

往電第1542号に関し、

23日、長官はUNAMIRに参加している英国部隊の在キガリ司令官と会談したところ、治安面を中心に先方の発言の概要次の通り（当館ホリエその他同席）。

1. UNAMIR内には情報部は作られていなかったが、やつと2週間前に機能し始めた。これまではわれわれの入手した情報（4人の専門家をはりつけている）をUNAMIRに提供して来ている。ゴマあるいはナイロビに展開される自衛隊の部隊に対してもいりでも情報を提供する用意があるので連絡していただきたい。ただし、あくまでもルワンダ国内の情勢についてであり、ゴマの情勢についてはカバーしていないので念の為。

2. 前政権・軍による反撃の可能性については、小グループによる侵入そうじょう等については、今も南部地域で小規模であるが行われている。他方、再組織化された大規模な反撃の可能性については今後6ヶ月間はないのではないかと考えている。その理由は旧政府軍が反撃のための態勢を整えるには最低6ヶ月の期間が必要であろうと考えられるからである。

3. われわれはゴマには部隊を展開していないので直接の情報ではないが、前政府軍は主としてゴマの後方ザイール領側に避難していると言われる。まだ、部隊として訓練され戦闘できるような状況には至っていないと聞いている。「ル」国内については、分散して新政府軍の5個のほう兵旅団の存在が認められている。

4. 英国の部隊については、8月に本隊が到着し活動しているが、11月17日には撤退を開始することになつている。派遣期間が3ヶ月となつているが、これは、当初国連より6ヶ月の派遣を要請されたが、種々検討し3ヶ月の派遣期間となつたものである。

秘

電信写

5. 英国部隊には爆弾処理チームがあり、地らい、爆弾等がないことを確認した上で部隊が活動するようにしており、毎日6件から12件の爆弾等の処理を行っている。自衛隊がゴマで今後展開するに際してはこうした爆弾処理班を含められることをお勧めする。

仏、白、米、英、加、独、イタリア、豪、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

防・防衛関係

PKO 岩井氏

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研

察(国)警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

審 総 安 田

企 国

審 軍 不 原 科

審 専 人 離 地

審 地 中 東

審 北 東 西

審 一 二 保

審 一 二

審 西 口 東

審 新 洋 二 独

審 一 二 三

審 一 二 三

審 総 漁 国

審 経 エ 国

審 一 二 三

審 海 準

審 政 調 国 開 無

審 緊 評 技 有 理

審 参 参 協 規

審 参 国 析 析 調 セ

総 番 号 R192088

月 24日

平成 6年 9月 24日

ケ ニ ア 発

本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（防衛庁長官のカーン特使代行DR、カビアとの会談）

第1551号 秘 大至急

往電第1550号に関し、

23日、長官はカーン特使の代行をつとめているDR、カビアと会談したところ、先方発言の概要次の通り（当館ホリエ他同席）。

1. UNAMIR司令官と先程会談されているので自分（「カ」）からは簡単に「ル」情勢のこれまでの政治的展開について御説明したい。

2. 90年10月以降の内戦の中でようやく昨年8月にアルーシャ和平合意が成立（各政党が署名。権力の分与、軍の統合、新暫定政府・議会のじゅ立等が決められた）し、UNAMIRも昨年12月には「ル」内に展開（2100人程度）したが、本件合意の実施は細部の合意が出来なかつたためなかなか進展せず、4月6日には「ハ」大統領のとう乗（「ブ」大統領もとう乗）する特別機撃つい事件が発生することとなつた。この中でUNAMIRに参加する白兵士10人がさつ害されるとともにウイリンギマナ首相等フツおん健派指導者がさつ害され、これ以降大統領警護隊、軍、民兵による大規模なツチ・フツおん健派のぎやくさつが行われていつた（この中でUNAMIR兵は400名程度に減つた）。

3. これに対し、RPFは大規模な反撃を開始し7月4日にはキガリに攻め入り、その後仏地帯を除き国土を制圧し7月19日に新政府をじゅ立した。

4. 同政府は、故「ハ」大統領のMRNDを除き全政党が参加し、部族的にもバランスを取つた形（特に、大統領、首相、副首相はフツ、副大統領はツチとなつている）で発足したが、われわれとしては、新政府に対し更にMRNDについても全てが悪人ではないのでぎやくさつに関与しなかつたものの入閣を求め、新政府もこれを受け入れたが現在までよびかけたMRNDのこう補者が入閣に同意していないので実現していな

電信写

い。また、旧政府軍の「ル」あい国軍（RPA）への編入もよびかけている。

5. かかる中、新大統領は直ちに近りん諸国（ザイール、ウガンダ、ブルンディ、タンザニア）の各大統領と会談し、新政府首のうは「ル」正常化のため努力してきている。

6. 仏の安全地帯からは予想したような大量の難民は発生せず（4－5万人程度）、これは、UNHCR、UNAMIR、NGO等の協力により回避することが出来たものである。

7. 難民帰かんの促進のため、新政府に対し不安を解消するような信頼じよう成措置を講じるよう求めているが、残念ながら未だ大きな帰かんの流れとなるに至っていない。

8. 最近国連が作成した「ル」緊急復こう計画（直ちに行うべきインフラ復こう計画（空港、電気、水、ラジオ、通信。このうち空港、水、ラジオについては機能するようになった）、中・長期的計画（警察、司法、学校、政府建物・行政サービス、公共輸送等））については、新政府に全く国のお金がないこと、また、プロジェクトを作成する役人もいないこと等から全く進展していない。従つて、通常の援助形態によるのではなく、手続きを簡単にして対応していく必要があり、新政府が一人立ち出来るようわれわれとしても支援していかなければならない。

仏、白、米、英、加、独、イタリア、豪、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対国要厚情研
察(国)警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 長

審 審(安) 企
長 国

審 審軍不原料
長

国 審(専)人難地
長

ア 審地中東
長 参北東西
一

北 審一二保
米 長

南 審一二
長

参西口東
長 西新洋
二独

ア 審一二ア
長 二

審 審総漁国
長 審経エ国
二
二 経途
二

参海 審準

審政調国開無
長 民 審緊評技有理

参参条協規
長

参国析析調セ
長 一二

総 番 号 R192091

主 管

月 24日

ケ ニ ア 発

総 平

平成 6年 9月 24日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（防衛庁長官のトゥシーニャンUNAMIR司令官との会談）

第1552号 秘 大至急

23日、長官はトゥシーニャンUNAMIR司令官と会談したところ先方発言の概要以下の通り。

1. （長官より、UNAMIR司令官としての任務にそんけい・感謝の念を表明するとともに、わが国もれい戦の終結後、国際平和に強くコミットしていくことを決め、PKO活動、そして今回は初めての自衛隊による人道支援を決定した次第であり、本件人道支援の成功と隊員の安全確保のためご支援をお願いしたい旨述べたのに対し）

自分（「ト」）も自衛隊のゴマ派遣については承知している。これまで2回程カナダのデイフェンス・コマンドーとして日本を訪問した経験がある。今回のオペレーションは、非常に難しいミッションであり、危険性もあることは否定できない。私としてはできる限りの協力をしたく、いつでもUNAMIR本部とコンタクトを取つて欲しい。軍事顧問を通じお役に立てるのではないかと思います。

2. （長官より、危険性とはどのような意味と質したのに対し）

非常に複雑に要素が絡んでいるとの趣旨である。即ち、旧政府軍がルワンダ国外の特にザイール内に存在し、その中で難民はひへいしており、更にザイール軍が統制がとれていないこと等の要素が絡み合っており、人道支援を行う上でどのようにオペレーションを行うべきかを判断するのが難しい状況である。また、ザイール自体、国として複雑で問題も多く、経済も困難に直面している。ゴマにおける社会的テンションも高く、現地社会とうまく調和してやつていく必要があるという意味である。

3. （長官より、これまでどの国の部隊にもNGOにもさつしよう等のひ害は出ていないと聞いているが、これは十分は配慮と注意を行えば安全に任務が達成できると考えていいかと質したのに対し）

その通りであると思うが現地社会との関係でたくみにふるまう（細心の注意を払う）必要があろう。

外 務 省

秘

電信写

4. (長官より、ルワンダ国内における内戦の再発を避けるための具体的な方策につき考えはあるかと質したのに対し)

究極的には国内において生命に対するきょういが無くならない限り、難民の帰かんは進まないであろう。ただこの問題の解決はルワンダ国民自身の努力によつてのみ可能となると考える。

5. (長官より、UNAMIRの主要な任務につき質したのに対し)

第1段階は国内の治安を確立し、難民の帰かんを促進させることである。現在ルワンダ国内の治安は全般的には安定しつつあり、第2段階の人道的支援の段階にあると考えている。次の第3フェーズはインフラ等の整備を行い各種機能を正常化させることであり、次いで部族対立から真の和解の促進を進めていくことと考えている。

現在のルワンダは心ぞう病のかん者のようなものである。平和確立のプロセスは一進一退であり、今、まさに国際社会のあらゆる意味での参加・協力がルワンダにとつて必要とされている。また、国際社会はにんたいをもつて対応する必要がある。今回の日本終協力については称賛したい。

6. (本隊の展開後、自衛隊に対し各種の情報の提供をお願いしたい旨要請したのに対し)

十分に協力していきたい。

7. (第1フェーズの「治安の確立」について現状で問題とは何か、また、ザイールにいる旧政府軍に関し情報を如何に入手しているかと質したのに対し)

ゴマについてはUNとしてインテリジェンス組織がないこともあり、情報は現地を訪れる人々また展開している人々から得ている。夫々の情報は断片的であるが、それをまとめれば全体のピクチャーがはあくと考える。今後はむしろ現地に展開する日本からも情報の提供をお願いしたい。旧政府の動きについては、要人(元首相、元国防相)から家族の安否を照会するための手紙を受け取ることがあるが、組織的な接触は行っていない。

米、英、仏、独、加、白、イタリア、豪、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意

1. 電報の取扱いには慎重に願います。
2. 電報についての照会には検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

総儀対要厚情研
察(国)警史オ図

外報官 審報際内外プ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審(安) 企

審 審軍不原料

国長 審(専)人難地

ア 審地中東
長 参北東西

北米長 審一二保

中南長 審一二

長 参西口東
西新洋
二独

ア長 審一二ア(二)

経 審総漁国
長 審経エ国
一ネ二
経途
二

参海 審準

経 審政調国開無
長 民 審緊評技有理

条 参参条協規
長

情 参国析析調セ
長 一二

総 番 号 R192117

月 24日

平成 6年 9月 24日

ケ ニ ア 発

本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（防衛庁長官のヒジムング大統領との会談）

第1553号 秘 大至急

往電第1552号に関し、

23日、長官はヒジムング大統領と会談したところ、先方の発言の概要以下の通り。

1. （冒頭長官より、ルワンダの新政府が民族の融和と和解をすすめ、難民の問題を解決し、ルワンダ復こ
うを建設的に進めていくことを念願している旨述べたのに対し）

（1）長官の訪問をかん迎したい。また、日本のルワンダに対する難民の支援につきおれい申し上げたい。

今、われわれは深刻な難民の問題をかかえているが、先ず国際社会がソマリアの時に行つた間違いをくり返
さぬようにしていただきたい。ソマリアでは難民が援助を受け過ぎ、その一方で国内の人々には援助が行き
届かず不均こうが生じたという経緯があつた。国外の難民がかかえる食りよう不足、いりよう品不足等の多
くの問題につき、日本の協力によつて状況が改善し、和解が促進されることを強く願つている。難民帰かん
の問題については、われわれはUNAMIR、米、英、加軍にルワンダ国内にオブザーバーとして来てもら
つている。しかし、他方、国外では旧政府軍や民兵が難民をいわば人質にとつている状況である。これに対
し、われわれはUN及び友好国と協力し旧政府軍、民兵と難民との引き離しを実現したいと考えている。旧
政府軍はシステムティックに大量ぎやくさつを行つた人類に対する犯罪者であり、現在彼らは国外で同じボ
リシーをけん持し体制を立て直そうとしている。

（2）ルワンダ国内の問題としては、電気、通信等のインフラストラクチャーがすっかり破かいされてしま
つている。病院ではいりよう品もさることながら、かん護ふが足りず治りようも十分にできない状況である。
政府も中銀も機能していないし、日本の援助してくれたバスも持ち去られてしまった。

（3）難民については、4月以降生じた難民の他に30年前に生じた難民がいる。彼らに対し、旧政府は3

秘

電信写

0年間帰かんする権利を否定してきた。それに対し現在の政府は難民に対し、帰かんをよびかけている。ただ、政府としてこれに対応するための準備が不十分である。30年前の難民は家、土地を失い、帰かんしても住む家も働く場所もない、ルワンダ政府としては公有地等の土地を提供することを考えているが、そのためには各種のインフラの整備が必要である。日本にせ非ともルワンダの復こうのためにご協力いただきたい。

(4) 安保理の機能強化との関連で、日本は常任理事国の有力なこう補と言われているが、ルワンダは現在、安保理の非常任理事国であるところ、日本にはその国力、経済力にふさわしい地位が与えられるべきと考えている。(これに対し、長官より、安保理の常任理事国の件についてのご発言に感謝申し上げます。村山内閣は次回の国連総会で安保理の常任理事国に立こう補する予定である、しかしながら、日本としては武力行使は行わないことが前提であり、憲法の制約がある点につきご理解をいただきたい。日本政府としては憲法のわく内のPKO活動、人道支援、経済的ひん困の解決、AIDSの予防等に努力し、建設的な国際平和の確立に努めていく所存である等述べた。)

2. (長官より、ルワンダにおいては内戦があり、日本の援助で完成したプロジェクトがダメージを受けたと聞いている。われわれとしてもルワンダの再建のために今後もお役に立ちたいと考える。具体的案件等あれば今後検討していきたい。ただ、日本は経済援助の大こうとして平和で民主的な国の建設に取り組む国に援助するという原則があり、貴政府に対しても国内融和につき努力していただきたい。

大統領の力によりできる限り早期の問題の改善・解決を望むものである旨述べたのに対し)

和解を達成し国を立て直すためには、社会の対立とひん困の解決が不可欠であり、その点もふまえ、もろもろの問題につき立ち向かつていく所存である。日本にはそのすぐれた技術を生かし援助していただきたく、問題の解決に力を貸して欲しい。

米、英、仏、独、加、白、イタリア、豪、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対要厚情研
察人信警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

審 密安 企

審 審軍不原料

国 審 専入難地

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保

南 審一二

参西口東
長 西新洋
二独

一 二 ア 二

審総漁国
審経エ国
一ネ
経途
二

参海 審準

審政調国開無
民 審緊評技有理

参参条協規

参国析析調セ
情長 一二

総 番 号 R192123

月 24日

平成 6年 9月 24日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主 管 総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（防衛庁長官のカガメ副大統領兼国防相との会談）

第1554号 秘 大至急

往電第1553号に関し、

23日、長官は、カガメ副大統領兼国防相と会談したところ概要次の通り。

1. 〈長官より、わが国はこの度、貴国の内戦により発生した難民に対し、UNHCRの要請を受け救援活動に参加することになった。自衛隊の部隊は今月末までに現地に展開するが、今回の任務は人道支援であり、3ヶ月を目途として活動するものであることをご理解願いたい。私としては、ルワンダが国内建設に努められ、国内の融和により、難民の帰かんが進み、円満な対立の解消が図られることを期待する旨述べたのに対し）

今回のようなハイレベルの代表団を送つていただき感謝する。大臣が自らご来訪いただいたことは、日本が人道支援にこうけんしてくれる証拠であり、ザイールでの活動については、現実的なこうけんを行つていただくことに改めて感謝申し上げる。私としては、ルワンダ国外に流出している難民を帰かんさせることが大変重要であると認識しており、日本を含めた国際社会がともにこの問題に関与してくれることを望む。ルワンダ難民が国内に帰かんし生産活動に就くことは、国内ルワンダ人のためにもなることであり、現在は良い方向に向かっていると思う。

他方、現在難民は帰かんを始めたが、旧政府、軍及び民兵がルワンダしゅうへんで自由に活動し、難民の帰かんをさまたげ、いわば難民を人質にとっていることが問題である。難民の中には旧政府軍の兵士も紛れているため、国際社会は真の難民とこれらの軍人を区別し、真の難民を生産活動にもどすことが重要だということを認識すべきである。この点で、国際社会が「ル」国内にプレゼンスを示すことは、難民にとりとう明性と安心感を与えることに資するが、一方、ぎやくさつに加わつた者達に法の裁きを与えることはしなけれ

秘

電信写

ばならないと考えている。難民の帰かん促進に関しては、UNHCRのスタッフも、仏軍が撤退しようとする時には、仏軍の撤退により状況は悪化するという誤った情報を流したため有害となつたことがあり、彼らはタンザニアから帰かんする難民に対しても誤情報を与えた。実際には仏軍が撤退した時には何も問題は生じなかつた。

私も個人として30年間難民の経験をし、4年前に帰つてきたわけだが、難民帰かん促進の必要性についてはつう感している。ただし、和解のプロセスは重要だが、ぎやくさつの罪を犯した者には法の裁きを与えねばならず、どちらが一つだけというわけにはいかない。さもなければ政権は正当性を失い、混乱におちいることだろう。それゆえ国際社会はこの裁きの問題を真げんに受け止めるべきである。

また、今回の人道支援とともに、日本には自衛隊による支援以外の分野での支援もお願いしたい。具体的には、国内建設への支援であり、国内復こうが順調に進めば人道問題も解決することと思う。例えば過去日本からNECの電話プロジェクトを援助いただいたが、これは内戦で破かいされてしまった。われわれとしては、復旧のための援助をよろしくお願いしたい。国防の分野でも、車両や通信機器等に協力いただければ有難い。その他和解プロセスや治安維持、司法面でもご協力いただける分野が多くある。

2. (長官より、自衛隊の任務はいりよう等の面で困難な状況にある難民への救援であり、人道支援に基づく活動である。また、ルワンダの国内建設にも出来るだけこうけんしたいと考えている。わが国の経済援助は、治安の確立ということが大前提であり、ルワンダについては今後とも和解に向けた努力が大切である。援助要請については外相に報告の上その対応につき検討してもらうこととする。最後に内戦の再発の可能性につき御見解をうかがいたいと質したのに対し)

自分自身内戦の再発には深い関心を持つており、旧政府軍等がザイール、タンザニア、ブルンディで自由に活動していることに懸念を有している。旧軍の兵士にはルワンダ帰かんをよびかけてはいるがなかなか進まない。しかしながら、引き続き彼らの帰かんを促すとともに、りん国に対しても外交的努力をもつて帰かんを促進するようにしているため、じよじよにはあるが民兵ももどつてきていると聞いており、私としてはこの努力を続ける以外にないと考えている。30年前と違うことは、むかしの政府は一度国外に出た難民の帰かんを認めなかつたが、今の政府はこれを認めていることである。従つて、もし国境外の旧軍兵士がルワンダに対し戦闘を企てても大義名分がないため必ずしも失敗するだろう。大義名分のない戦いは必ず負ける

秘

電信写

ものである。

米、英、仏、独、加、白、イタリア、豪、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-031

大 政事外外儀官
大 事務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人圖在警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 づ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

長
総 安 平
国 国

審
審 軍 不 原 料

国 長
国 行 専 難 地

ア 長
審 地 中 東
参 北 東 西

北 米 長
審 一 二 保

中 南 長
審 一 二

長
参 西 口 東
西 新 洋
二 独

師 了 長
一 二 〇 〇 〇
二 二

經 長
審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ 二
経 途
二

参 海 審 準

經 協 長
審 政 調 国 開 無
民 審 緊 評 技 有 理

長
参 参 協 協

情 長
参 国 折 切 調 せ
一 二

総 番 号 R192340

月 25日

平成 6年 9月 25日

ケ ニ ア 発

本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

タマザワ防衛庁長官のザイール訪問

第1555号 秘 大至急

25日、午前1時ごろ、長官に同行した当館ホリエ公使より電話連絡があつたところ取りあえず次の通り。

1. 長官一行が24日ゴマにおいてザイールの国防大臣と会談した際、同大臣よりモブツ大統領がぜひタマザワ長官とお会いしたく、ザイール政府の用意した飛行機で同大統領の生まれたまちグバドリテの私ていにお越し願いたい旨要請された。

2. 右要請を受け長官他（メンバーは長官の他、ヤマザキ運用課長、イトウ秘書官、[REDACTED]、当館ホリエ、タムラ、スズキ、テレビ朝日2名、アサヒテレビ1名、朝日新聞1名計11名）はモブツ大統領と会談した。その後、給油等に時間がかかり、ゴマには24日より7時半か8時ほどつたが、飛行場が暗いため飛行機が着陸できずやむなくキンシャサに引き返し、同地インター・コンチネンタル・ホテルに9時ごろ到着した。

3. 25日早朝5時キンシャサを発ち、直行便にてナイロビには11時半ごろ（いずれも現地時間）到着の予定である。

南ア、ザイールに転電した。（了）

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対要厚情研
察信警史オ図

外報官 審報際内外フ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審安 企国

審 審軍不原料

国長 審専入難地

ア 審地中東
参北東西

長 審一二保

北米長 審一二

南長 参西口東
西新洋
二独

長 審一二

ア長 審総漁国
審経エ国
一ネ
経途
二

経 参海 審準

長 審政調国開無
民 審緊評技有理

条長 参参協規

情長 参国析析調セ
一二

総 番 号 R192449

主 管

月 25日

ケ ニ ア 発

総 平

平成 6年 9月 25日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（防衛庁長官のモブツ・ザイール大統領との会談）

第1556号 秘 大至急

往電第1554号に関し、

1. 24日、タマザワ長官一行はゴマ空港に到着し、MAVUA副首相兼国防大臣の出迎え及びえつ兵式を受けるとともに、同空港貴賓室において会談を行つた（別電参照）。

その際、マヴァ国防大臣より、在京ザイール臨代からの公電により長官がモブツ大統領との会談を希望している旨の連絡を受けた、右を直ちに「モ」大統領に伝えたところ、同大統領は現在も中（長男が1週間前にせい去）にあるが、長官にお会いしたいとの意向である、についてはザイール北西部にあるまちGBADOLITEの私てい（ゴマより約1200KM、フライトで約1時間40分のところ）まで、差し支えなければ「ザ」政府側で用意した航空機で御出発いただければ大変有難いとの申し出があつた。

2. タマザワ長官は右申し出に感謝するとともに、これを受けることとし、ゴマにてモクンガ難民キャンプ及び陸上自衛隊先遣隊の視察を行つた後、直ちにゴマ空港よりグバドリテに赴き、大統領の家族の遺体を安置している教会を訪れた後、「モ」大統領と私ていにて午後3時すぎより約15分間会談した。

3. 右会談の概要以下の通り（同席者：先方マヴァ国防大臣、官房長、当方ヤマザキ課長、イトウ秘書官、ホリエ、タムラ、スズキ）。

（1）自分（「モ」）は、現在長男をなくしにも服している。むす子の遺体を安置してあるチャペルに貴長官にお立寄りいただいたことに対し、感謝の意を表したい。

（2）（これに対し、長官より、あいとうの意を表した後、先般、日本政府としてはUNHCRの要請を受け、今後3ヶ月にわたり自衛隊による人道支援を行うことを決定した、については日本のこの活動の成功のため貴大統領のご支援をお願いしたい旨述べたのに対し）

外 務 省

秘

電信写

今回の日本の部隊によるゴマでの活動に対する協力はおしまない。1971年4月に日本を公式に訪問した時、昭和てん皇から心からのかん待をいただいた。また、1989年2月には妻と一しよに大そうのれいにも参席した。現てん皇皇ごう両へい下には皇太子、ひ殿下当時ザイールを訪問していただいたが、大そうのれいの際にもその時の私たちの訪日のことを覚えていただいて感めいを受けた。日本とはこのように元首最高レベルで良好な関係にあり、今後もこうした友好関係が続くことを願っている。また、ゴマに派遣される部隊を通じて、両国間の理解が更に深まることも期待したい。ザイール軍による協力についてはマヴァ国防大臣の方から話があつたと思うが、自分（「モ」）からもお約束する。も中ではあつたが、貴長官とお会いしたかつたので特別にこの会談をアレンジさせてもたらつた次第である。また、来月1週間日本のりん国である中国を訪問する。

（3）（長官より改めても中にもかかわらずお会いいただき、心から感謝している旨述べるとともに、来月中国を訪問なさるということだが、時間があればぜひ日本にも立ち寄つていただければと思う。[REDACTED]

[REDACTED] 今回の任務が

日・ザイール両国間の友好のはし渡しになることを願う。ザイールの日本大使館は3年前より閉ざされたままであるが、ザイール国内の政治的な安定が進展していることにもかんがみ、ぜひとも再開されるべきであると考えており、政府内において大使館の再開につき準備を始めている旨述べたのに対し）

貴長官の発言に感謝したい。お帰りの際には、てん皇へい下をはじめ外務大臣、大使館関係者、ゴマで難民支援に携わっている隊員に対し、くれぐれもよろしくお伝え願いたい。

（なお、タマザワ長官はモブツ大統領が日本に立ち寄る場合には右日程を事前に承知したく、できれば東京でお目にかかりたい御意向であるので、在京ザイール大使館とも連絡の上、結果タマザワ長官に御連絡願いたい。）

米、英、仏、独、加、白、イタリア、豪、ザイール、タンザニア、ジンバブエ、南ア、国連代、ジョ府代に転電した。（了）

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対要厚情研
察(国)警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

審 安 国
企 国

審 軍 不 原 料

国 長
審 専 人 難 地

ア 審 地 中 東
参 北 東 西

長 審 一 二 保

北 米 長
審 一 二

南 長
参 西 口 東

長 西 新 洋
二 独

ア 長 一 二 ア 二

經 審 総 漁 国

長 審 経 エ 国
一 ネ 二
経 途 二

参 海 審 準

經 協 長 審 政 調 国 開 無
民 審 緊 評 技 有 理

条 長 参 参 条 協 規

情 長 参 国 析 析 調 セ
一 二

総 番 号 R192473

月 25日

平成 6年 9月 25日

ケ ニ ア 発

本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（防衛庁長官の「ザ」国防大臣との会談）

第1561号 秘 大至急

往電第1556号別電

23日長官はマヴァ国防相と会談したところ先方発言の内容次の通り。

1. 日本よりお越しいただき、感謝している。現地での難民支援活動を視察いただくことになり、大変うれしく思っている。

2. （長官より今回わざわざゴマ空港までお越しいただき感謝申し上げる。この度の訪問は防衛庁長官として初めての訪問であり有意義であるとする。今回は、UNHCRの要請を受け、人道支援として難民に対し救援活動を今月末より約3ヶ月にわたり、ゴマ地区を中心に行う予定である。任務を達成するためには、ザイル軍の協力が必要であり、軍司令官を通じ、現地での御協力をお願いしたい。この機会を通じ日本とザイルの友好が進み、日本とアフリカのかけはしとなることを望んでいる旨述べたのに対し）

御説明をうかがい同感である。本件要請についてはザイルとしても最大限の協力をしたい。貴大臣の日程は極めてタイトであると承知しているがモブツ大統領が貴大臣と会談したい意向なので、差し支えなければ「ザ」側で用意したフライトでグバドリテの私でいまでお出かけいただきたい。

（これに対し、長官より、本件アレンジに深謝し、モブツ大統領との会談に赴くこととなつた。）

米、英、仏、独、加、白、イタリア、豪、ザイル、タンザニア、ジンバブエ、南ア、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査總 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対要厚情研
察() () 警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

長 審() () 企国

審 審軍不原料

国 長 審() 専入難地

ア 審地中東
参北東西

長 審一二保

北 米 長 審一二

南 長 参西口東

長 西新洋
二独

() ア()
長

経 審総漁国

長 審経エ国
一ネ二
経途

参海 審準

経 審政調国開無
協 民 審緊評技有理

条 参参条協規
長

情 参国析析調セ
長

総 番 号 R192450

主 管

月 25日

ケ ニ ア 発

総 平

平成 6年 9月 25日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（ザイル国防大臣のゴマ治安状況に関する感触）

第1557号 秘 大至急

往電第1556号に関し、

24日、マヴア国防大臣は、ゴマにてタマザワ長官を出迎えるとともに、グバドリテにおけるモブツ大統領との会談、その後のゴマからキンシャサへの飛行、また、25日キンシャサからナイロビに向けて出発するまでの全行程に同行したところ、その間において同国防長官がゴマにおける治安状況等についてタマザワ長官に述べたところ次の通り（ホリエ同席）。

1. ザイル側は、前政府軍が再びルワンダに対し攻撃を行うことに反対であり支援もしていない。それ故にこそ、これまで同軍兵士の武装解除を行ってきた。また、難民帰かん促進のためUNHCR及びカーン特使の要請を受け、ゴマにある難民キャンプから前政府軍兵士を200KM離れたザイル国内に移送することも、考え方としては受け入れた、しかしながら、右実施には国連、ドナー国からの各種支援（運搬手続き、食りよう供給等）が必要であるので実現には至っていない。

2. 仮にも前政府軍が「ザ」領内から「ル」に攻撃を行うことになればわれわれも彼等をザイル側からルワンダ側に追放するつもりである。また、こうしたことは生じる可能性はゼロに等しいが、仮にも「ル」のRPFが旧政府軍をかいめつするためザイル領内に攻撃してくるような場合には、「ザ」としても応戦せざるを得ないこととなろう。

3. これまで難民キャンプ内で暴力・さつ人事件等が発生してきているが、これは前政府軍兵士に対しUNHCR等より十分な食りよう等が与えられていなかったことが原因していると思う。彼等にも当然生存する権利はあろう。

4. ゴマにおいて日本が人道支援を実施している間、治安面で心配しておられるような事態が起こることは

秘

電信写

ないと確信している。

米、英、仏、独、加、白、イタリア、豪、ザイール、タンザニア、ジンバブエ、南ア、国連代、ジュ府代に
転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大 事務 典房
次次
臣秘書官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対要厚情研
察(信)警史オ凶

外 報 審報際内外ブ
官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 官

審 審(安) 企
長 国

審 審軍不原料

国 審(専)人難地
長

ア 審地中東
長 参北東西
一

北 審一二保
米 官

中 審一二
南 官

長 参西口東
一 西新洋
二 独

一 審一二ア(ア)
二 二

經 審総漁国
長 一 国
審経エ国
一 二
経途
二

参海 審準

經 審政調国開無
協 民
長 審緊評技有理

条 参参条協規
長

情 参国析析調セ
長 一 二

総 番 号 R192451

月 25日

平成 6年 9月 25日

ケ ニ ア 発

本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（ザイル国防大臣の自衛隊に対する支援かいだく）

第1558号 秘 大至急

往電第1555号に関し、

1. 25日、タマザワ長官御一行はマヴァ国防大臣の同行の下、午前5時キンシャサ・インターコンチネンタル・ホテルを出発、午前6時10分キンシャサ空港よりナイロビに向け出発し、午前11時25分ナイロビ国際空港に無事到着した。

2. キンシャサ空港にて、長官よりマヴァ国防大臣に対し、24日以降の各種アレンジメント（同大臣自身が先頭に立つてフライトの変更、ホテル確保等じん力していただいたこと）に対して深甚なる謝意を表するとともに、ゴマに展開する自衛隊に対するザイル軍の支援を再度要請したところ、マヴァ国防大臣はかいだくするとともに、ゴマにおいて自衛隊との連絡調整に当たる軍の担当官を既に2名指名したと述べるところがあつた。

米、英、仏、独、加、白、イタリア、豪、ザイル、タンザニア、ジンバブエ、南ア、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

⑤儀対⑤要厚情研

察①①①警史オ図

外 報 官 審報際内外プ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

審 審⑤安⑤ 企国

審 審軍不原料

国 長 審⑤専入難地

ア 審地中東

長 参北東西

北 米 長 審一二保

南 長 審一二

長 参西口東

西新洋

二 独

⑤ ⑤一二ア⑤

二

審総漁国

審経エ国

一ネ二

経途

二

参海 審準

経協長 審政調国開無

審緊評技有理

条長 参参条協規

情長 参国析析調セ

総 番 号 R192455

主 管

月 25日

ケ ニ ア 発

総 平

平成 6年 9月 25日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

タマザワ防衛庁長官のケニア、ルワンダ、ザイール訪問

第1559号 秘 大至急

タマザワ長官は当地訪問期間中（22-25日）に予定されていた公式日程を全て消化（25日のC-130、2機のナイロビ空港での出迎えを含む。ただし、モブツ・ザイール大統領との会談が急きよ実現したため北キブ州知事には会えなかった。）され、25日午後予定通りSA-183にてマプトに向けて出発した。

ジンバブエ（マプト）、南アに転電した。（了）

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

機対要厚情研
察(国)警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

審 審(安) 企国

審 審軍不原料

国 長 審(専)人難地

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米 長

南 審一二
長

参西口東
長 西新洋
二独

審一二ア(ア)
長 一二

審総漁国
長 審経エ国
一ネ二
経途
二

参海 審準

審政調国開無
長 民 審緊評技有理

参参条協規
長

参国析析調セ
長 一二

総 番 号 R192462

主 管

月 25日

ケ ニ ア 発

総 平

平成 6年 9月 25日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（長官の在ゴマUNHCR代表との会談）

第1560号 秘 大至急

往電第1557号に関し、

24日、タマザワ長官のムグンガ難民キャンプ視察の際、在ゴマ・プトウルUNHCR代表が長官に対し述べたところ概要次の通り。

1. 難民キャンプは少しずつ安定しつつあるが、これまでに帰かんした難民数は約15-20万人位と推定しており、今後本格的な難民帰かんが進展するかどうかは、「ル」国内において難民帰かんのための信頼じよう成措置が新政府により確立されるかどうかにかかっていると考えている。また、う期も近づいており帰かんが進まない場合には、伝せん病の発生も懸念されており、UNHCRのし事も更に必要となろう。

2. UNHCRより、正式に「ザ」政府に対し、旧政府軍兵士の難民キャンプからえんかく地（ゴマより「ザ」国内の200KM程度の地点の由）への移送・引き離しについて要請を行い、「ザ」政府より本件を受け入れるとの回答を得ているが、まだ実施に移されていない（移送・その後の手当てを如何にするか等の問題がある由）。

3. （同乗したマヴァ国防大臣より、キャンプ内で旧政府軍兵士による暴力事件、さつ害等が起きているのは、UNHCR等が同兵士に対し食りよう、いやく品等を与えてこなかつたことも原因していると指摘したのに対し）自分たちは、同兵士・家族の分も含めムグンガ・キャンプに対し150トンの食りようを供与しているので、差別しているというよなことはない。

（なお、「マ」大臣より「ブ」代表に対し、ゴマ等ザイル内におけるこれまでのUNHCRの難民救済活動の働きぶりについては、「ザ」政府としても高く評価している旨述べていた。）

米、英、仏、独、加、白、イタリア、豪、ザイル、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

外 務 省

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 総
代 ア 大 大 察 括
表 大 使 使 大 審
外 研 長

儀 対 要 厚 情 研
察 入 信 警 史 オ 図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

審 安 平
企 国

審 軍 不 原 料

国 長
審 専 人 難 地

ア 審 地 中 東
参 北 東 西
一

北 米 長
審 一 二 保

中 南 長
審 一 二

参 西 口 東
西 新 洋
二 独

ア 長
一 二 ア 一 二

經 長
審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ 二
一 途 二

参 海 審 準

經 協 長
審 政 調 国 開 無
民 審 緊 評 技 有 理

条 長
参 参 条 協 規

情 長
参 国 析 析 調 せ
一 二

総 番 号 R192492

月 25日

平成 6年 9月 26日

ケ ニ ア 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ情勢（防衛庁長官の記者会見）

第1562号 大至急

往電第1561号に関し、

タマザワ防衛庁長官は25日、当地出発直前に空港において同行記者団と会見したところ、発言の概要次の通り。

1. （今回の訪問の全体的印象）

アフリカの国は文化も言ばも違う国々であり、部族紛争を上手く収しゆうしている国は上手くいつているのに対し、部族問題が上手くいつていない国は紛争が続いているというのが第一の印象である。「ル」については、前大統領の存命中アルーシャ合意が成立したがりがり行されず、大量ぎやくさつ、200万人の難民発生というひさんな状況が発生している。これに対しわれわれが人道援助を行うのは当然であるが、その目的、行動については、訪問した各国において受け止め方は異なつていた。今回2ヶ国の大統領、3ヶ国の国防大臣に対し自衛隊による人道支援の目的、活動内容につき説明し、いろいろと質問も受けた。われわれとしても無用な紛争にまき込まれないよう中立・公正に人道援助を実施することとしており、右につき関係国の理解を得た。

2. （記者の質問に対する発言）

（1）自分から希望し旧政府軍兵士（小火器を有しているといわれる）の主力が存在するムグンガ・キャンプに、ザイル国防大臣の案内でまるごしのまま視察してみた。予定ではキブンバ、カトレ等を視察をすることになつてた。「ム」キャンプ視察の結果、旧政府軍は制服を着用していたが、パトロールしているとか武器を持っているとか訓練しているという状況は全く見られなかつた。ゴマには今回の訪問前には死体が路上に遺棄されているとか病気がまん延していると聞いていたが一応かたづいていた。思つていたより平お

電信写

んであるとの印象を受けた。視察の際にザイル国防大臣、UNHCR代表とも話したが、ザイル大臣は、中立の原則のためと思うが、旧政府軍に対し食料が与えていないことについて、彼等も人間なので、また、与えなければトラブルの元になるので食料は与えるべきと強調していた。また、大臣とUNHCR代表との間で、旧政府軍兵士のかく離について議論していた。大臣は「ザ」はこれに協力するが、HCRが輸送手段食料供給等を整えることを求めている。また、大臣はザイル国境での紛争、「ザ」国内における紛争は絶対に許さないと強調していた。

(2) 今回急きよモブツ大統領との会談が実現したが、会談に向かう機内においても「ザ」国防大臣から、部隊の目的、装備行動、期間、ナイロビが輸送拠点となる理由等についてもいろいろ聞かれた。先方は自衛隊がむしろゴマにおいて問題を起こすことがないか気にしていたふしがあつた。自分からは「ザ」側の協力を要請し御理解を得た。モブツ大統領との会談では、大統領が長男を失いも中であつたところ、ふ通は外国人には会わないが、特別に時間を割いて会ってくれた。大統領からは、自衛隊の人道支援活動に万全の協力を行うようその場で国防大臣に対し指示を出していただいた。

(3) (ゴマの各国援助関係者、国連関係者が保護を求めてきたときには保護するのかとの質問に対し) 国会でも答弁しているところであるが、今回のオペレーションは人道支援に限定されており治安の任務は持っていないが、彼等が危険にひんしている場合には自衛隊のキャンプ内に自主的に避難していただくことは可能である。また、人道支援活動を行つている際に援助関係者等が近くにいた場合にも、保護することは可能である。これはPKO法第24条に基づいている。他方、武器使用については、自己防衛の場合以外、援助物資等を略奪する難民等に対し武器を使用することはない。

(4) (PKO本部のスズキ事務局長が先にゴマにおいて治安が悪化した場合には撤退すると発言しているところ、多数の難民の衛生等の問題が直ちに改善しないうちに3ヶ月後に任務を終了することは可能であるかとの質問に対し)

本件は状況を見て判断することとなる。われわれとしても国連の中でお互いに各国が協力して夫々支援していくべきであると考えており、私は3ヶ月で終了したが、われわれも出来る範囲内で人道支援を行つていきたいと考えている。

(5) (ザイル側の用意したフライトがゴマに着陸出来なかつたことから、10時間近く大臣の行方につ

電信写

き連絡が取れなかつたのは問題ではないか、大臣はゴマの管制とう経由で大使館への連絡を頼むとともにキンシャサ到着時点で、外務省、防衛庁に連絡した旨述べたが、大使館、防衛庁も状況を十分はあくしていたということかとの問に対し)

(ヤマザキ課長) 連絡がとれなかつたのが10時間という訳ではない、連絡は取れていた。(これに対し、それでは大使はいつ連絡を受けていたのかとの質問あり)

(大使) 昨やの夕食後の段階でよる7時-8時の間で、ナイロビにもどれないと聞いていた。

(公使) ちよう度そのころにキンシャサに向かうこととせざるを得なくなり、長官一行の飛行機からゴマの管制とうに無線連絡が取れた段階かと思う。

(6) (「ル」の難民の帰かんが問題の最終的な解決になると考えているところ、日本は何か協力するのかとの問に対し)

UNAMIR (現在4000人)、UNHCR (「ル」国内各所に帰かんポストを設けている) も努力しているが、帰かん促進のため「ル」国内の信頼じよう成の確立、和解・融和を進めていくことが必要である旨自分からも「ル」の大統領、副大統領に対し強く要請した。

われわれも「ル」国内における協力につき日本の援助の考え方、スキームの中で検討していく必要があると考えている。

(7) (ムゲンガ・キャンプの視察を選んだ理由如何との問に対し)

とにかく治安の関連でうわさされているところであり、旧政府軍が組織化されているのかどうか視察してみたいと思っていた。ただし、ムゲンガ・キャンプで自衛隊部隊が人道支援を行うかどうかについては、現地部隊が判断することになる。

米、英、仏、独、加、白、イタリア、豪、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

別添

取扱注意

五十嵐内閣官房長官記者会見記録

報道室

○ 日 時 : 平成6年9月26日(月) 16:08~16:28

○ 場 所 : 官邸 記者会見室

○ 概 要 :

I 官房長官から

どうぞ。

II 質 疑

Q 玉沢防衛庁長官とは連絡は取られましたか。

A ええー、今日の2時45分位ですか午後、現地の玉沢長官と電話連絡を取って、今現在ですね、向こうの状況等を色々聞かせていただいたところです。玉沢さんの電話での話では、勿論こう流動的な要素はあるけれども、現在の状況としては一応納まっていると、散発的なこの難民の中での小さな規模の争いのようなものは散見されると、いうことであるが、全体として、現在自衛隊を派遣している計画について、変更するような要素はないと、こういうことでございました。で、なおその話が出ましたので申し上げますが、今日の2時半から、現地の視察を終えて帰ってきたPKOの鈴木事務局長から報告を受け、同時に防衛庁及び外務省の責任者も参加してもらい、内閣官房副長官も二人ご参加をいただいて会議をさせていただきました。

で、最近のサイールの状況であるとか、そういう中での今計画している派遣についての問題点はないかと、というような議論をいたしました。今日の議論の結論としてはただ今のところ、その計画今派遣する計画について、これを変更するという事はないだろうと、予定どおり派遣するということについて確認をした次第であります。

玉沢防衛庁長官は、明後日、帰って来ることになりますから、帰りましてから更に色々お話を聞いてみたいというふうに思っておりますが、今のところ予定どおり派遣をいたしたいとこのように思っている次第であります。

Q 今日、総理が現地の治安情勢如何では部隊の撤退もあり得るというふうに、記者団に言ってるんですけども、これ今の段階ですと変更する予定はないということですが、それではどういう状況になったらそれを考える、というふうになるのかその辺の

基準というのはどういうふうにお考えでしょうか。

A これは派遣をする以上でね、色々な可能性というものを想定しながら、何と言ったて派遣した隊員のでね安全ということが一番大事なことですから、そういう意味では五原則の想定している状況というようなものも考えながら、現地の状況の進展の状況というものに対応して色々現地で判断をすると、あるいは、そういうことについて必要なことについては、また、政府側も判断をすると、というようなことは言うまでもない訳でね、総理の言うのは、そういう様々な当然考えられる可能性の一つについて申し上げたと言うことであろうというふうに思いますね。

Q ザイールの場合は、そもそも五原則というの、問題にならないんじゃないですか。

A いや、やっぱりそうでないですよ、現地の状況がでね、非常にこの混乱をし安全上問題があると、つまり紛争の状況になるというようなことになると、これはやっぱり考えていかなきゃだめだということになると思うんですが、現状ではでね、先程申しましたように、それは、部分的に散発的な状況あるものの全体として紛争状況にあるというようなものではないと、いうふうに思われます。

Q 五原則の前提のその中に入っているのは、紛争当時国ということであって、ザイールのようにその周辺国については、いわゆる五原則とは一寸違うんじゃないかと思うんですけども。

A そのザイールそのものが、紛争の状況になればでね、これは我々派遣する側としては非常に問題になってくるということであろうと思います。

Q それはいわゆる内戦状態ということですか。

A それは今の難民の救済すると、人道的な支援をするというようなことについてのでね問題ですね、＜何処だったかな＞お-五原則で一寸申し上げますとですね、五原則の二番目の所に「当該活動が行われる国による当該活動及び我が国の参加についての同意について」、それから三番目の「当該活動の中立的な立場の厳守と」いうようなことについて、で、上記のいずれかの原則が＜お＞もう一つ停戦の合意というのがありますが、これは別にしてですね＞二番目と三番目のこういう原則が満たされない状況が生じた場合の我が国要員部隊の撤収というようなものもある訳けですがですね、このザイールと周辺諸国における人道的な国際救援活動に関するこの五原則摘要関係でいうとそういうものがあると、いことであります。

Q すると今の二番と三番というの、先程おっしゃった安全上の問題とは直接関係がないんじゃないんじゃないんでしょうか。

A いや、これは色々な紛争状況が起こってきてですね、そういう状況について、当該活動の中立的な立場の厳守というものができ、中々困難になるというような場合はですね、これらについての配慮が必要になるということだろうと思います。

それから、一番目の所ではこういうところでは、こういうのがですね、紛争当事者間の 停戦の合意、人道的な国際救援活動が行われるザイールと周辺諸国は紛争当事者でないため、停戦の合意の要件は妥当は、これに妥当しないということでありすけれども、ここんところがですね、それ自信が紛争状況になってくると、というようなことになってくると、これまた一つの問題が出てくるのではないかと思いますね。

Q 紛争状況になれば、撤退するということですか。

A いやそれは、やっぱり、難民の人道的な支援というものを目的としている訳でありますから、その難民に対する支援が、円滑に、しかも自らの安全を確認しながら、実施できるということが困難になるということになりますと、そういうことも一つの検討の対象にはなるということにはなる訳ではありますから、これはしかし、現状がそうだとかね、非常にそういう可能性が今あるとか、いうことではなくて、予想される様々な状況というものに対応して、考えていかなきゃ駄目だということであって、総理のお話しもそういうことに関連してのことであろうというふうに思いますね。

それからもう1点、ルワンダ難民救援活動についての、情報連絡体制をこの際、持とうというふうに考えているところであります。これは一応メンバーとして考えてますのは、官房長官及び園田・石原両副長官、それから鈴木国際平和協力本部事務局長、須藤中近東アフリカ局長、村田防衛局長、以上6名で必要に応じて、関係する行政機関の職員も出席させるということにならうというふうに思いますがですね、週1回は連絡会議を持とうと、当分はですね、週1遍に限らず、出来れば週2回位ですね、持つようにしていこう、そして、現地の情報等を常時交換し会って、いつでも現地の状況から目を放さないという気持ちで政府としても、最大限のこの努力をしていこうというふうに思っているところであります。

Q 先程の鈴木さんとの協議では、計画は変えないということですが、情勢分析についてはどういう。

A 情勢分析につきましてもですね、やっぱり流動的な可能性があるという点についてはですね、これはやや、いろんな情報を総合して言える点ではないかと思いますね。そういう点から言うと、あの治安状況の流動性についての注意というものはですね、いつでも怠ってはならないと、こういう具合に思います。しかし、現地の現状、治安

状況の現状はどうかというと、今の状況で言うと、総じてですね、平静であるという見方でございます。

Q あ、確認なんですけれども、危ないということですね、撤退など判断するのは、やはり現地が第1に判断するということですか。

A 撤退ということになると、これは現地でなくて政府ですね、現地の場合だと、一時休止の状況ですね、こういうような点に関しては、現地で状況を見てですね、直ちに判断して、活動を中止するということは、当然あっていいことであって、そういう中で状況が深刻でどうするというようなことの場合にはですね、これはもちろん政府と協議して政府は事態に対応しながら判断していくということであろうと思います。

Q 情報連絡会議をお作りになる理由なんですけれども・・・。

A あ、そういう具合にこうなっているもんだからね、あの心配なんですけどね、そういう意味というよりは、もちろんね、そういうことだって含まれるということではあると思いますが、やっぱり派遣する以上は、派遣した隊員の安全ということですね、政府側として、派遣する側として、非常にやっぱり真剣に考えて、何時でもやはり現地の情報というものを十分に把握して、現地の隊員のところから目を放さないという気持ちで安全性についてしっかり確認していくという意味であります。

まあ、これから国会になってきますとなかなか、常時僕が出るということは出来ない場合もあると思いますが、その場合には副長官にね、主催してもらうということもあろうと思います。

Q 現地や間接の・・・・・・現地が紛争状態になった場合ですね、撤退するようにPKO法が出来ているかどうかというのは、それは法律の解釈の問題にあると思うんですが、この点についてのその方針とか見解出来たら明日にでも・・・

A あ、必要があれば、はい。

Q あ、状況に応じてですね、護身用の武器を更に増強するということはあるのでしょうか。

A 今のところ考えておりませんね。

Q 話変わりますけれども、新党協議会ですね、委員会の実行委員長に小沢さん決まったようですけれども、これについて、政府としてなにか、五十嵐長官のご感想。

A あ、ご活躍を期待したいと思います。

Q 宝珠山防衛施設庁長官の発言の問題ですね、なんか社会党の県本部が中央とは連絡をとれず厳しい判断をしているようだし、長官自身がですね、玉沢さんの注意でいい

んじゃないかという発言をして、そういうところに対してもですね、不満が出ているようですが、その辺について、何か政府としての新たな対応とか考えてないんですか。

A まあ、あのう、あの発言についてはですね、この前の会見の時にも申し上げましたけれども、この今までの沖縄におけるですね、経過、深刻な県民感情というものを考えますと、私は非常に県民感情に配慮をしなかった発言であって、やっぱり私は幹部としては非常に、なんて言いますかね、どうかなと、幹部発言としてはそういう点は反省をようする発言であるというふうに思っているところです。

こないだ、知事からも抗議のお話がありまして、あるいは県議会からもですね、これに対する抗議の議決もありました。あるいは、社会党の沖縄県本部から、社会党の本部に対して、これも強い抗議がありまして、正にこういう単なる政党レベルなんてもんじゃないですね、県民全体の感情というものを、やっぱりしっかり理解しながら、仕事を進めていってもらわなければいけない訳であって、こういう点については、やっぱり残念な発言であったと言わざるをえないというふうに思います。

以 上

能く→7月28日へ

主管課緊急処理用

極秘

大 政 事 外 儀 官
大 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 総 外 研
代 ア 大 大 察 括 長
表 大 使 使 大 審

議 対 会 要 厚 情 研
察 人 信 在 警 史 オ 図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移
参 政 保 対 旅 外

総 長
審 一 二
企 国

平 審
審 軍 不 原 料

国 長
審 行 専 人 難 地

ア 長
審 地 中 東
参 北 東 西
一 二

北 米
審 一 二

中 南 長
審 一 二

欧 長
参 西 口 東
西 新 洋
二 独

ア 長
参 一 二

経 長
審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ 二
経 途
二

参 海 審 準

経 協 長
審 政 調 国 開 無
民 審 緊 評 技 有 理

条 長
参 参 条 協 規

情 長
参 国 析 析 調 セ
一 二

総 番 号 R 1 9 2 2 5 1

月 2 4 日

平成 6 年 9 月 2 4 日

米 国
本 省

発 着

北 米 局 長
総 政 庁 長

主 管

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

コウノ大臣の訪米（ザイール情勢に関する米側ブリーフ）

第 7 7 号 極 秘 至 急（ゆう先処理）

（限定配布）

大臣第 8 3 7 6 号（国連代あて転電） 至 急（ゆう先処理）

大臣あて電報第 8 3 6 5 号に関し、

ザイール情勢に関する米側による大臣へのブリーフについては、米側とも協議の結果、29日、16:30-18:00、NYにおいて実施することとなつた。場所については、現在米側と調整中なるも、貴代表部内となる可能性が高い。（なお、双方出席者についても現在調整中（合計10-15名の予定）につき追電する。）については、右しかるべく対応願いたい。

なお、本件ブリーフィングについては、現時点では対外的に公表していないので、右留意願いたい。

大臣に転電した。（了）

GM:0148

※総第 8226 号 001 公館宛 GM0148-02

平成

※ 6 年 2 月

9 年 1 月

26 日 11 分

日 秒 受付

P2

秘
無 期 限

至 急

FAX

電 信 案

電信課長

大 臣
秘書官
政 務 次 官
事 務 次 官
外 務 審 議 官
外 務 審 議 官
客 房 長

主管

総合外交政策局長
審 議 官
総 務 課 長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係

1

2

起 案

平成 6 年 9 月 26 日

起案者

電話番号

三谷 2346

協議先

P77 力第一課長

日米安全保障条約課長

(注意) 1 枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在

国連代

大 使
総領事

あて

外務大臣 発

件 名

事務連絡 (ザイール情勢)

主管・文書記号

総平

※電番

第 2956 号

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送

転報

在

※転電番号

大 使・総領事あて

大至急

普通

至急

(優先処理)

※

09822684

優先

KOKUREN

F 電

GB-1

外 務 省

回覧番号

1337

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

高橋国連代公使へ

GM: 0148

角室長より

ザイール情勢に関する米側から大臣へのブリーフにつき当方の考え方は以下の通りですので、貴地滞在中の山本大臣秘書官にお伝え下さい。

1. ザイール情勢に関して、ヨーロッパと比べ、米国が厳しい見方をしていることは、総理以下官邸に報告しており、記者にもブリーフしています。従って、米国がルワンダ情勢につき、厳しい見方をしているとしても、米側が発表して良いという範囲で記者側にブリーフをして頂いてかまいません。ただし、現地の治安情勢に関し、次週の代表質問等を想定してとりあえず準備している国会答弁のラインは次の通りであるので、可能な範囲で右ラインに沿うよう、又、米側があまりに厳しい見方をしている場合には、欧州はもう少しリラックスした見方をしている旨のコメントをして頂ければ、バランスがとれてよろしいかと考えます。

「ゴマ難民キャンプでは、食糧や衛生などの面では、当初の危機的状況を脱しつつある。

他方、国際機関、NGOや仏軍等は同地での支援活動を続行しているものの、旧政府関係者の影響力増大に伴い暴力行為が増加するなど治安状況は悪化しつつある。」

2. なお、「ゴマの治安状態が悪いため、米側が自衛隊の中止を含め派遣計画を再検討すべきであると日本政府に非公式に伝えてきた」との記事が朝日新聞に掲載されましたが、かかる事実はないので、29日に米側ブリーフの機会を利して、米側からこれを否定するコメントを引き出した上で、対外的に発表していただければ幸いです。

(了)

- 注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線 2171、2174）に連絡願います。

極秘

電信写

限定配布

-

大政(外)外儀(外)
大務務典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査(外) 外研
代ア大大察 長
表大使使大参

儀対会要厚情研

察人(在)監史オ図

外報官 審報際内外プ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

(外)安(外)
長 企(外)

審 審軍不原料

(外) 審行専人(外)地

ア 審地中東
長 参北東西
一

(外)米長 審一二(保)

中南長 審一二

参西口東
長 西新洋
二独

参一二(ア)
長 二

審総漁国
長 審経エ国
一ネ二
経途
二

参海 審準

経協長 審政調国開無
審繁評技有理

条長 参参条協規

(外)長 参国析析調セ
一

総番号 R193554

主管

月 26日

米 国

発

平成 6年 9月 27日

本 省

発着

総合外交政策局長

外務大臣殿

栗山大使

コウノ大臣訪米（ザイル情勢に関する米側ブリーフ）

第85号 極秘 至急（ゆう先処理）

大臣第8427号（国連代あて転電） 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

往電第77号に関し、

1. 26日、国防省より、別FAX信（到着後極秘に指定換願いたい。）の通り、本件ブリーフィングへの米側出席者、日程等につき連絡越したところ、よろしくお取計らい願いたい。（ブリーフ場所については、貴代表部で確定。）

2. なお、関連事項次の通り。

（1）別FAX信の通り、コウノ大臣の特別な関心事項あれば、至急回電願いたい。

（当方からは、取りあえず、現地の治安状況をあげておいた。）

（2）時間配分は、概ね、1時間のブリーフィング及び30分の質疑応答を予定している由。なお、実質的ブリーファは

（3）先方は、可能であれば、空港送迎を貴代表部にて手配願いたいとしているところ、右可否につき回電願いたい。

（4）同席者については、先方は、取りあえず、基本的には日本側にお任せするが、念のため、同席者の氏名を承知したいとしているので、右回電願いたい（なお、当館からは、ニト参事官及びマエダ書記官が同席する。出張日程については、追電。）

（5）通訳については、長時間にわたることもあり、当方通訳に加え、先方からも1名提供することが可能か否かにつき調整中（この関連で、当方留意すべき点あれば回電願いたい。）。

外務省

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願

極秘

電信写

（6）当方で準備すべき特別な機材（OHP等）はない由。

大臣に転電した。（了）

WS8831

FAX信

秘

総 番 号 R193570

月 26日

平成 6年 9月 27日

米 国 発
本 省 着

主 管

総 平

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

コウノ大臣訪米（ザイール情勢に関する米側ブリーフ）

FAX信 秘 至急（ゆう先処理）

大臣FAX信 （国連代あて） 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 WS8831-01）

94年 9月26日 21:06

在米大使館 C

WS8831JC- 01/ 01

SEP-26-1994 14:44 FROM

TO

*7#912022659497 P.02

WS:8831

往電第 85 号別FAX信

**Department of Defense Brief to
Minister of Foreign Affairs Yohei KONO
29 Sep 94; 1630-1800 hours
Rwanda Refugee Crises Area
as of 26 Sep 94**

Maeda-san,

Below is the list of participants and itinerary for the brief to Minister Kono. As discussed, please provide the address, name, room number and person at the Japan UN that we can coordinate with should this be necessary at the last minute.

Also, if there are any aspects of this issue that Minister Kono would like addressed in detail, please let me know as soon as possible.

Sakoda

US Participants

Joseph Nye; ASD/ISA

Robin H. Sakoda; ISA/AP

Vince Kern, ISA/Africa

Tentative Itinerary:

1400	Depart National Airport via US Air 6470
1459	Arrive LaGuadia Airport
1515-1615	Movement from Airport to Japan UN
1615-1630	Prepare for Brief to Minister Kono (貴代表部内)
1630-1800	Rwanda Refugee Crisis Area Brief
1800-1900	Movement from Japan UN to Airport
1900	Depart LaGuadia via US Air 6521
2011	Arrive National Airport

CC:

ISA, ASD (ATTN: COL Shaffer)

ISA, DASD Kern

C31

極秘

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外研
代ア大大察 長
表大使使大参

総儀対会要厚情研
察人信在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移 参政保対旅外

総 審総安平

長 企国

早 審軍不原料

審 審行専人難地

国長 審地中東

ア 参北東西

長 審一二保

北米 審一二

中 参西口東

南 西新洋

長 二独

近 参一二アア

ア長 一二

経 審総漁国

長 審経エ国

一ネ二

経途

二

参海 審準

経協長 審政調国開無

民 審緊評技有理

条長 参参条協規

情長 参国析析調セ

一二

総 番 号 R 1 9 5 2 0 9

月 2 8 日

平成 6 年 9 月 2 8 日

国 連 発

本 省 着

主 管

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

小和田 大 使

コウノ大臣訪米（ザイール情勢に関する米側ブリーフ）

第 1 1 7 号 極秘 大至急

大臣第 5 5 4 2 号 （米国あて転電） 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

貴電第 8 5 号に関し、

1. 空港には今のところ山本書記官が出迎える予定。ただし、帰りは人ぐりがつかないので、代表部より空

港まで車のみ手配する。

2. 日本側同席予定者は、本使、フクダ外審、ヤナイ総政局長、重家参事官、山本書記官（ノートテーカー）

一）、通訳；スズキ、相。（これに貴館ニト参事官、マエダ書記官が加わる。）

大臣に転電した。（了）

172へ → 2626

極秘

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

総 番 号 R195830

主 管

政北経環査審 外研長
代ア大大察
表大使使大参

月 28日
平成 6年 9月 29日

米 国
本 省

発着 総合外交政策局長

組織対会要厚情研
察人信在警史オ図

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

外報官 審報際内外プ
文長 審一二
領移 参政保対旅外
総長 事務安成
長 企国
審 審軍不原料
国長 審行専人難地
ア 審地中東
長 参北東西
北米 審一二保
中南長 審一二
以 参西口東
長 西新洋
近ア長 参一二アア
経 審総漁国
長 審経エ国
一ネ
経途
参海 審準
経協長 審政調国開無
民 審緊評技有理
条長 参参条協規
情長 参国析析調セ
一二

コウノ大臣訪米（ザイール情勢に関する米側ブリーフ）

第100号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

大臣第8528号 （国連あて転電） 至急（ゆう先処理）

貴電第117号に関し、

1. 27日、国防省より、ナイ次官補は28日13時15分ころまで別に出席を要する会議が入り、会議終了時刻が流動的であることから、当地出発便は、[REDACTED]及びカーン両名については14時発US AIR 6470で変更ないが、ナイ次官補及びサコダ両名については、14時30分発DELTA 1756となる可能性がある旨連絡越した。

2. これを受けて貴代表部よりの空港送迎の手配について再度先方と調整したところ、先方より14時発及び14時30分発のいずれについても出迎えは必要ない旨連絡越したので、出迎えの手配についてはキャンセル願いたい。（帰りの空港までの送りについては変更ない。）

大臣に転電した。（了）

748

主管課緊急処理用

極秘

大臣官房

Δ copy 2102 (5044)

23

外事外儀官
事務典房
大次
官審審長長
調査客
大察
赴使大参
付会要厚情研
在警史オ図

総番号 R197055

主管

月 30日
平成 6年 9月 30日

国 連 発
本 省 着

総合外交政策局長

外務大臣殿

小和田 大使

報際内外ブ
一 二

ルワンダ情勢（コウノ大臣への米側ブリーフ）（2の1）

政保対旅外
総務平
企国

第5602号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

（分割電報）

軍不原料

米発電報第100号に関し、

行専人地

29日、コウノ大臣は米国防省担当者よりゴマ及びルワンダしゅうへんの情勢につきブリーフを受けたとこ

地中東
北東西

ろ、概要次の通り（先方ブリーフアー：アフリカ担当補さ官及び同政策局カーン

一 二 保

アフリカ部長、同政策局サコダ日本部長同席。なお、当方出席予定のナイ国防次官補は、ホワイトハウスに

一 二

急きよよばれたので参加できず。当方同席者、本使、フクダ外審、ヤナイ総政局長、重家近ア局参事官、ヨ

シカワ総国長、山本秘書官、在米大ニト参事官他。）

西口東
西新洋
二独

1. ゴマしゅうへん及びブカブの治安状況、ルワンダの政治情勢にしよう点をあててブリーフ申し上げたい。

一 二 一 二

先ず、問題の歴史的経緯から説明したい。ルワンダには多数派のフツ族と少数派のツチ族が存在し、おたが

総漁国

い緊張関係にあり、時として暴力事態に発展するという歴史をくり返してきた。本年4月－6月にかけての

経エ国
一ネ
経途

事態はスケールとして最大のものであり、おそらく最低50万人がぎやくさつされた。ぎやくさつ前にルワ

海 審準

ングの人口は約800万位であつた。人口の14%がツチ族で、伝統的にルワンダを支配してきたが、60

政調関無
民
緊評技有理

年代初めに権力を失つた。73年にはフツ族の人間が権力をにぎり一党政治をしき政府軍への支配を強化し

参条協

た。62年の独立に前後して民族間の抗争が激しくなり、ツチ族の一部はウガンダとタンザニアに逃げた。

国析調セ

ウガンダに逃亡したツチ族の人々は80年から86年のウガンダ内戦に参加し、ムセベニ現大統領側の軍に

ついて一しよに闘つた。ムセベニはこのようにツチ族の支援を受けたのでルワンダあい国戦線（RFP）が

90年10月にルワンダ北部に侵攻した時これを支援した。ルワンダのツチ族とウガンダとの結び付きは強

23

く現在ツチ族がルワンダの実権をにぎっているので、両国の関係は友好である。ルワンダの内戦は90年より続いていたが軍事的にはこう着状況におちいつており、政治圧力の下93年両当事者間でアルーシャ合意が成立した。

そこでは双方が権力をシェアし、最終的に選挙を実施して双方の軍隊を統合する事となっていた。

2. これによりルワンダは安定化し、より民主的な改革に向かうかにみえたが、4月6日に大統領の乗った飛行機がおそらくフツの強こう派により撃ついされた直後、戦闘行為が発生した。なお、その飛行機にはブルンディ大統領も同乗していた。ルワンダのフツ族強こう派がツチ族及びフツ族おん健派を大量ぎやくさつしはじめた。

これに対し、ルワンダ北部を支配していたRPFが南方に侵攻しツチ族を助ける作戦に出た。4月から7月にかけてRPFはじよじよに国土を制圧し、その結果旧政府軍兵士及び何十万もの民間人の難民が、主としてザイールに逃げた。これら難民を支援するため、援助機関が集中的に展開したわけである。

3. 現政府軍の勢力は約3万5千、内2万が実戦の経験があると見られる。これに加え、1万5千の警察力を有している。

旧政府軍は現在みずうみの西側に野営しておりルワンダ政府に反転攻勢をかけるべく再編成中である。旧政府軍兵士はゴマしゅうへんに約2万人、ブカブに7千-9千名、タンザニア側に数千名いるとみられる。いくつかの情報によれば、ゴマにいる旧政府兵士が南下しブカブの兵力と合流する動きがあるがこれは新しい情報なので分せき中である。右合流の理由は、旧政府軍兵士がブルンディに入り機をうかがうのを容易にするためと推測される。この点は注意を要する。

情報上の困難な点は兵士と難民がこん然一体となつているため見分けるのが難しいということである。なおブカブからブルンディ国境までは約40キロと思われる。

旧政府軍兵士の問題の一つは自分たちが敗北したのは国際社会が武器禁輸を課したためであるとして国際社会に強い反感を持つているということである。もう一つの問題は難民にルワンダに帰かんしないよう積極的に宣伝たとえばルワンダに帰つたら新政権にころされるといつた宣伝を行つているということである。

4. 難民の数はゴマしゅうへんで合計約80万人であるがそのうち最も大きいのがカタレの30から40万人である。ブカブしゅうへんには約40万人、ブルンディ北部には20万人、タンザニアには約50万人の

難民が存在する。

5. 日本自衛隊への主なきょういの源せんは犯罪、とう難、ほう大な難民による不安定さ（CIVIL DISORDER）である。日本の部隊要員が攻撃のターゲットになるとは思わないが、現地では犯罪・とう難が多いので事件に関連して日本の要員が攻撃にまき込まれる事例はあるかもしれない。

6. ルワンダ政府軍は国境をへだててゴマの向か側にあるギセニに5つの歩兵大隊と5つのほう兵大隊、計4千から5千の兵力を展開している。今はこれらのルワンダ軍と旧政府軍の間には戦闘行為はないが、旧政府軍の再編成、再装備がすすんでいくにつれザイル側からルワンダ側に侵入を図るといつたことも出てくるかもしれない。モブツ大統領は旧政府軍兵士がブルンディやルワンダに進行する事は認めないとしているが、現場のザイル軍は3-5千の兵力で規律も良くなく訓練も不十分なので、旧政府軍の越境をそ止することは出来ないであろう。

（大臣からの質問に答え）旧政府軍の軍事能力は限られており、武器はあるが小火器が中心である。よつて多分ゲリラ戦法をとる可能性があり、これは効果的たり得よう。

もつとも旧政府軍にとつての問題は武器、弾やくの補給とそのルートを確認できるかということにある。今はかかるルートは確保できていないが、われわれはこの点を注意深く見ている。

（大臣からの質問に対し）武器・弾やくはアフリカに相当存在するヤミ市場から入手可能である。これらは元は東ヨーロッパ（ブルガリア）や南アから流れてきているものである。旧政府軍が今重火器を所持していない理由はザイル軍がこれをばつ収したからであるが、ザイルはふ敗しているので、旧政府軍が重火器を買いもどすことも可能かもしれない。ただし、旧政府側の資金力には限りがあり、国外生活が長引けば長びく程資金は不足していくであろう。

7. 国連UNAMIRは安保理決議により5,500名までの展開が認められているが、現在は英の部隊を含め計約4,300の兵力となつている。その内訳はアフリカ、加、英等の部隊となつている。UNAMIRの主な任務は情勢の安定化及びフツ族を中心とする難民の帰かん促進にある。UNAMIRを通じ、ルワンダ新政府の安定性を高め、約250万人いると言われる難民の帰かんが促進されることを期待したい。UNAMIRは少くとも6ヶ月間活動する。更に印、チュニジア、ザンビアの各大隊が参加の過程にあり、右が配置されれば、UNAMIRはルワンダ全土をカバーする能力を有することとなる。今は南西部（旧仏人

道安全地帯)を中心に展開している。仏軍が南西部から撤退しようとした時、7月のゴマへの大量難民流出のように南西部からブカブに大量の難民が流出するのではないかと懸念があつたが、米国防省を中心に仏軍撤退前ブカブ付近にギニア、エチオピアの部隊を配置するように手を打つたこともあり、右が効をそうして実際の難民流出は少なくてすんだ。他方、UNAMIRは一たん外に流出した難民の帰かんをうまく促進できないでいる。

われわれとしては、ゴマ付近(ルワンダ側)にもUNAMIRを展開し、ルワンダ政府軍と共にパトロールすれば、国外にいる難民も安心できるのではないかと思う。特にチュニジア部隊等仏語を話す部隊をルワンダ軍がタイアップしてパトロールすると効果が大きい。

8. 新ルワンダ政府の大統領、首相は共にフツ族であるが、これは民族和解、統合を推進するねらいによるものである。実権は副大統領兼国防大臣のカガメ将軍がにぎつており、同将軍の側近が軍と警察の長となりそれを支配している。カガメは90年の時点ではウガンダ軍研修生としてカンザスの基地で訓練を受けていたが、もどつて内戦に参加した。カガメはウガンダ生まれであるが、本人は自分をルワンダ人であると思つている。

ルワンダにもどつたフツ族難民が報復として現政府軍によりさつ害されているとの報道があるが、現政権がかかるさつ害を指示ないし容認しているといった確固たる証拠は有していない。

(続く)

主管課緊急処理用

極秘

大 政事外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外研
代ア大大察 長
表大使使大参

総機対会要厚情研
察人信在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移官 参政保対旅外

審 審総安平

長 企国

審 審軍不原料

国長 審行専人難地

ア 審地中東

長 参北東西

北米 審一二保

中南長 審一二

欧 参西口東

長 西新洋

近中長 参一二アエ

経 審総漁国

長 審経エ国

経途

参海 審準

経協長 審政調国開無

審緊評技有理

参参条協協

参国析析調セ

総 番 号 R197057

月 30日
平成 6年 9月 30日

国 連 発 総合外交政策局長
本 省 着

外 務 大 臣 殿

小和田 大 使

ルワンダ情勢（コウノ大臣への米側ブリーフ）（2の2）

第5603号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

往電第5602号分割電報

9. 今後3-6ヶ月間の見通しについては、ザイール、タンザニア内の旧政府軍が国境地帯でルワンダのき
よういとなるおそれが高まるにつれ、ルワンダ軍からの攻撃を招き、国境地帯で小ぜり合いが生ずる可能性
がある。その場合、現地の援助要員等が小ぜり合いにまき込まれる可能性は排除されない。他方、今後数週
間、数ヶ月の間は旧政府軍が現政府側に自ら攻撃をしかけることはないとしている。その間、旧政府側とし
て軍組織改編に努め、外部からの軍事支援を求める動きに出るであろう。長期的には現政府が旧政府軍に攻
勢をかけてくることもあろう。

難民については即ざに多くの難民がルワンダに帰かんすることはおそらくないのではないかと。少しずつ帰か
んはしているが、何しろ難民の数はばく大である。よつて今後6か月は難民キャンプの状況は固定化されよ
う。

（大臣より帰かんよりも流出していく数の方が多いのではないかと質問したところ）特にタンザニア側では
おつしやる通りであると思う。少し前まではゴマからルワンダは1日1,500人程度が帰かんしていたが、
最近ルワンダ国内でフツ族がさつ害されているとの報道が流れたため、帰かんの流れは止まっている。UN
HCRもかつては帰かんをしよう励していたが、今は少し差しひかえている。

結論として、フツ・ツチ族の対立及び大量の難民問題の二つは今後数年にわたりこの地域の不安定要素とな
りつづけるであろう。

10. （大臣より大量ぎやくさつのあと始末はどうなるのかと質問したところ）ツチ族及びおん健派フツ族

へのぎやくさつについては、国連では、国際法ていを設置し、そこで処理しようとの動きがある。法的にこれをユーゴの国際けい事裁判所の一部とするかあるいは別の組織とするかにつき論争があるが、NZが最近機構は別々にするが、運営は同じ人がやるとの妥協案を提案したと承知しており、これでまとまることを期待している。

(当方質問に対し) 最近伝えられるフツ族へのさつ害行為についてはUNHCRのガルソニー報告は正式には存在しないこととなつているので、コメント出来ないが、ガルソニーは7つの場所で難民から話を聞く手法で調査を行つた。しかし、伝えられるようなぎやくさつは確認出来ていない。恐らくフツ族が大量ぎやくさつが行つたと信じているか、あるいは当初の旧政府側による大量ぎやくさつをいんべいするための情報そう作であるとの解釈があり得よう。もつとも個々の犯罪のケースで政府軍が犯人を処けいすることはある。

11. (大臣より旧政府軍がゴマしゅうへんからブカブに移動する動きがあるとのことであるが、そうなればゴマの状況は平おんになるということかと問うたところ) 少しはしずかになるのではないかと思う。ゴマの問題は旧政府軍による暴力ではなく、難民キャンプに関連した犯罪、せつとうの類である、また、キャンプしゅうへんの暴力行為はむしろ民兵が主体となつておこつているところ、軍がブカブに移動しても民兵はフツ族難民を支配することに利益を感じているので、そのままキャンプにとどまるのではないか、彼らはおどし、または、物理的手段を用いて難民の帰かんをそ止している。

12. 政策的観点から一言申し上げたい、日本の一部に米国防省が日本自衛隊のゴマ派遣をやめさせようとしているとの趣旨の報道が見られたが、これは全く事実と反する。米としては日本自衛隊の派遣は有益かつ重要であると考えており、これを支援するつもりである。ただ、同盟国として良い情報も悪い情報も分かち合うことが大切だと考え、ブリーフ申し上げた訳である。本件はリスクが全くないオペレーションではない。ブリーフでは日本の部隊が正面しうる現実を申し上げた。米はかつて数百名展開していた部隊を完全に撤収したが、幸い死しよう者もなくうまくいった。以上申し上げたのは私(カーン部長)だけの意見ではなく、ナイ次官補、ペリー長官を代弁して申し上げたものである。

13. この後更に質疑応答に入つたところ、先方発言の概要次の通り。(カッコ内当方質問)

(国連等が示さしている難民と旧政府軍兵士との分離は問題の解決とはならないか。)

兵士や民兵を別のキャンプに移動させることが出来れば問題解決には役立つと思うが、彼等は自発的には動

かないであろうからだれかがやらせなくてははいけない。もし分離が可能であれば、米としても大いに支援する。国連等も含めわれわれが検討している一つの可能性はUNAMIRのマンデートを（兵士の分離も出来るよう）拡大することであるが、その場合SG特別代表も司令官も憲章第7章下の措置にする必要があると主張している。第2の選択は別の新たな国連ミッションをザイルに設置すること、第3はOAUに処理させることである。いずれにせよザイル軍に兵士を分離させる能力はないと考える。

（現ルワンダ政府は安定していると見てよいか。）

われわれにとつておどろきであつたのは、50万もの同ほうをぎやくさつされておいて本来ならばその報復を行つても然るべきなのにRPFはそうはせず極めて和解的な態度を取つてきたことである。その限りにおいてこれは前向きな動きである。RPFは広い基盤をもつた政府をつくろうと努力しているが、協力的であつた人々の多くががさつ害されてしまつたので、人材がなかなかそろわない。また、旧政府が財源をもち逃げし多くの施設を破かいして行つたので、資金もインフラも不足している状況にある。米はルワンダ政府のし勢をエンカレッジし支持せんとしている。カガメは頭の良い人物であり国際社会からの支援を取りつけるためあえて報復のぎやくさつも行わないようにしているとも言える。また経済を復興させ広い政府基盤を作るためにも多くのフツ難民に早く帰かんしてもらいたいと考えているが、両部族間には何世きにもわたるおん念の歴史があり、時間がかあると思う。

（当方質問に対し）

日本の部隊が攻撃のターゲットとなることは予想していない。リスクのない作戦はないが、日本の部隊も米の部隊のようにうまくいくことを期待している。

（今後再び地域に米軍が展開する可能性はないのか）

今回の展開については議会の懸念も強く10月7日までに撤退するように求められていた。今後仮にブカブで状況が悪化したり、ブルンディに火がついたりするような事態となれば米も国際社会と一体となつて協力していかななくてはならない。その際もし米が有するユニークな能力の提供を求められれば、部隊を派遣する可能性を検討することとなるかもしれない。しかし、現時点では人道支援のため米部隊を同地域にもどす計画はない。なお、国防省は人道プログラムの一かんとして軍用機または民間機を使つた輸送サービスを行つているが、これは4月6日の事件以前から続いている継続的プログラムである。

(旧政府軍の保有する武器の種類如何)

多くはライフルであり、機関銃も少し有していると思う。しかし、重火器はザイル軍からばつ収されたので、保有していない。

(ブルンデイの民族構成はルワンダのそれとにかよっているが、今回の事態がブルンデイに与える影響如何)
心配の種が二つある、一つはフツ族の旧政府軍兵士がブルンデイのフツ族とのコンタクトを増やしていること、もう一つはブルンデイの軍(ツチ族)がキガリ政府とコンタクトを増やしていることである。4月6日の事件の前まではわれわれはむしろブルンデイの状況を心配しており、両国大統領もブルンデイ問題協議のため飛行機に乗っていて撃つたものである。もつとも数日前ブルンデイ大統領の後継問題につき国会議員の構成を55%フツ族、45%ツチ族とし、同国会が最終的に新大統領を決めることが当事者間で合意された由である。なお、昨年10月のクーデターに加わったかで、3つの大隊が首都からルワンダ国境付近においやられた。今の大統領代行は、昨年10月以来3人目の代行である。

(ルワンダの今の状況をウガンダは如何なる意図でみているのであろうか。同国にとつて達成すべきことがあるとすれば何であらうか。)

ルワンダに親ウガンダ政権がたん生したことをもつてムセベニの目的はほぼ達成されたといえる。一方、北部にはスーダン南部からのきよういがあり、同国の懸念は北部にあてられている。

(タンザニア側の状況はどうか)

タンザニア軍は弱体なので単独で対処するのはなかなか難しいと思う。また、同国としては外国軍隊を入れることは拒否しよう。しかし、タンザニアは支援してやればルワンダ難民の帰かん促進等には協力すると思う。タンザニアはアルーシャ合意のちゅうかい者であり、同合意に基づき問題が解決されることを希望している。

米、ケニア、ザイル、ジュ府代に転電した。(了)

午後8時以降受付往電案

※総第 8230 号 005 公館宛

平成 21 年 9 月 26 日 秒受付

秘
無 期 限

大至急

電 信 案

電信課長

大臣 秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長

※発電係

1

2

起案

平成 6 年 9 月 26 日

起案者

電話番号

石田 2346

協議先

総括審議官

今井参事官

総務課長

条約局長

条約課長

法規課長

首席事務官

中近東アフリカ局長

重家参事官

アフリカ第一課長

難民支援室長

〇 コピー 配布

(注意) 1 枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 国連代 (VVVVV)	大使 総領事 あて	外務大臣 発
件名	ルワンダ難民支援 (鈴木国際平和協力本部事務局長出張報告)	
主管・文書記号	※電番	※転電番号
総平	合第 18918 号	大至急 至急 (優先処理) 普通
転電 転送 在 転報	大使・総領事あて	
大至急 至急 普通 (優先処理)		
※		
09823017 大至急 KENIA 等005 漢		

GB-1

外 務 省

回覧番号

1340

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

9月18日から23日までルワンダ難民救援国際平和協力隊派遣に関^{する視察の件}ケニア（ナイロビ）、ザイール（ゴマ）等に出張した鈴木総理府国際平和本部事務局長は、本日（9月26日）、総理等に~~出張につき説明したところ、出張報告を~~
~~別FAX信にて送付する。~~^{報告を行った}
^{同報紙にその要約}

^{（タニザア、ザイールはFAX送信）}

（了）

概況：口連代（VVVVV）、寿存代、ケニア、タニザア、ザイール

FAX

GM:0151-

午後8時以降受付

※総第 098232号003公館宛 GM0151-09

平成 6 年 9 月 26 日
21 時 51 分 48 秒受付

FAX信

電 信 案

秘
無 期 限

大至急

電信課長

大臣 秘書官

政務次官

事務次官

外務審議官

外務審議官

官房長

主管

○総合外交政策局長

○審議官

○総務課長

○国連政策課長

国際平和協力室長

※発電係

1

2

起案

平成 6 年 9 月 26 日

起案者

電話番号

石田

2346

協議先

首席事務官

○総括審議官

今井参事官

○総務課長

○条約局長

○条約課長

○法規課長

○中近東アフリカ局長

重家参事官

○アフリカ課長

○難民支援室長

○コビニ西乙布

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在

泰成代、9-3
国連代 (VVVV)

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

ルワンダ難民支援(鈴木国際平和事務局局長出張報告)

主管・文書記号

※電番

総平

FAX信

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

転電

※転電番号

転送 在

転報

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

総電総平台来/8918号別FAX信

※

09823243

大至急

KOKUREN

等003 F信

GB-1

外務省

回覧番号

1340

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

出張報告

平成 6 年 9 月 26 日
国際平和協力本部事務局長
鈴木 勝也

- 本官は、ルワンダ難民救援国際平和協力隊の業務環境調査のため、9月18日から23日まで、ケニア（ナイロビ）、ザイール（ゴマ）、ルワンダ（キガリ）、及び英国（ロンドン）に出張したところ、結果、次の通り報告する。

1. ゴマ及び周辺の軍事・治安状況

(1) 本官の観察

- a. 本官は、9月19日、20日の両日、ゴマ空港敷地内の仏軍キャンプをベースにして行動し、19日夜は同キャンプ内のテントで一泊して夜間の状況把握にも努めた。この間、空港及び仏軍キャンプ周辺は、夜間も含め平穏であった。仏軍キャンプは、全体としてリラックスした感じであり、ザイール側関係者やNGO要員も比較的自由に出入りしていたが、自動小銃を携帯した仏軍兵士がウォーキー・トーキーを手にして敷地の境界を巡回しており、また、敷地の外側には随所にザイール軍兵士が見受けられた。
- b. 本官は、9月19日午後、UNHCR担当官の案内でゴマから車で20分程のキブンバ難民キャンプを訪ね、かなり奥まで徒歩で見回ったが、難民は、皆、穏やかな表情で、特に身の危険は感じなかった。
- c. 本官は、9月19日の日没から宵にかけて、ゴマ市内を（貧民街も含め）仏軍将校の案内でかなり詳しく視察したが、所在なげに街路にたむろする老若男女で身動きもままならないのは途上国に共通の現象であり、他には特に緊張感はなかった。

(2) 各国関係者等の見方

- a. 仏軍指揮官不在のため、代理のルフレム大佐及びその下僚達と長時間意見交換したが、同大佐等によれば、軍事面では、旧ルワンダ政府軍兵士は、ルワンダ本国への反攻の意思は持ち続けているが、重火器、軽火器共に武装解除されており、当分の間、反攻の能力は持ち得ない由であり、また、治安面では、現地ザイール軍及び治安警察（ジャンダルメリー）との良好な協力関係を構築して彼等を前面に出し、

難民や現地人と直接対峙することがないように心がけることが肝要の由であった。

- b. 現地UNHCRのキューパー治安部長（オランダの警察高官を退役した人物）も治安情勢については仏軍大佐と概ね同意見であり、問題は主としてザイール軍兵士の難民・現地人に対する暴力であるが、外国人NGOや外国軍に対して手を出した事例はない由であった。
- c. ゴマ空港UNHCRヘイル輸送調整官は、（本邦新聞報道を踏まえた当方の質問に答え）ゴマ空港で銃撃戦があり商業機の運航がキャンセルされたなどということは全くない、自分は常時空港に居るので断言できると述べた。
- d. 在ケニア米大使館 [REDACTED] は、旧ルワンダ政府軍兵士は十分な組織力を有しており、ルワンダ本国への反攻を行う意思と能力も有している。日本がルワンダ新政権を承認したことやカガメ国防相と近いウガンダのムセベニ大統領を、最近、日本に招待したことは旧ルワンダ政府軍関係者の側から見れば非友好的ともいえようから、特に9月末の仏軍撤退後は自衛隊の部隊が旧ルワンダ政府軍関係者の標的とならないよう十分気を付ける必要がある。
- e. 英外務省マクレナン赤道アフリカ部長は、現地情勢につき概ね上記a. の仏側と同様の見解を述べた上で、当方の質問に答え、昔から貧弱な情報・装備・兵力で何とか植民地経営を行ってきた歴史的経験を有する英仏の情勢分析と石橋をたたいて渡る米の情勢分析とでは、時としてかなりの差異が出ることも十分あり得るのではないかと個人的見解を述べた。

(3) 結論

- ・ 本官が観察した時点及び範囲では、ゴマ及び周辺の軍事・治安状況につき特に懸念すべきものは見当たらなかった。しかし、現地情勢が極めて流動的であることは誰もが認めるところである。従って、特に、9月末の仏軍撤退後の情勢については、あらゆる角度からキメ細かくフォローすべきものと思われる。また、米側の厳しい情勢分析については、少なくとも今回の本官の知見では裏付け得なかったが、要員の安全という観点からは、悪い情報こそその背景を徹底的に解明する必要があるので、在米大使館等を通じ米側懸念の背後に何があるのかを更に多角的に調査すべきものと思われる。

2. 和が方部隊の安全対策

GM: 0151-

(1) ザイル軍及び治安警察との協力関係

- ・ 現地の治安維持は、理論的にも実際にもザイル軍及び治安警察の仕事であり、外国の部隊がこれを代行することは現実的でない。仏軍は、ザイル側との協力関係を目に見える形で示すため駐屯地のマストに仏国旗と並べザイル国旗を掲げ、ザイル軍の大佐にオフィスを与えて駐屯地に常駐させ厚遇する等、様々な配慮をしている。同大佐は連絡将校と仏軍顧問の役割を兼ね備えているように見受けられたが、ザイル軍は大統領親衛隊、降下兵等多岐に亘るので、これらとの統一窓口として発言権の強いザイル軍高官を我が方部隊の駐屯地に抱え込むことのメリッ
トを真剣に検討すべきであろう。但し、ザイル軍も治安警察も、聞くところによれば、ワイロ漬けで、一般市民や難民を脅して金品を巻き上げている由であり、彼等を厚遇している仏軍も、本官に対しては、「マイナスをゼロにするのがせいぜいで多くは期待し得ない」との冷めた見方をしていた。いずれにせよ、ザイル軍の連絡将校を置く場合は、先方が仏語しか解さないこと及び極めて気位が高いことに鑑み、我が方対応者はこの辺を十分考慮して仏語の堪能な然るべきレベルの者という線
で人選を行う必要がある。（この点は、ザイル人であるゴマ空港長との連絡調整に当たる者についても言える。）

(2) 情報収集

- ・ ゴマ及び周辺の治安状況については、迅速かつ的確な情報を収集し得る体制を作ることが是非とも必要であり、ザイル軍との上記連絡体制と併せ、UNHCR関係者、各国NGO関係者と良好な関係を築き、間断なき対話を図るべきである。そのためには、NGOの要請に答え、各般の協力を積極的に実施する等、我が方部隊が先方にとっても頼り甲斐のある存在として認識されるようになることが重要である。特に、日本のNGO関係者については、食事を供する等により自然に毎日立ち寄るように仕向けていくことが望ましい。ハードの面では、UNHCR等が実行しているように、車載の無線電話を常時オンにして第三者間のコミュニケーションを傍受していると情勢の急変を把握しやすいと思う。

(3) 旧ルワンダ政府高官との接触

- ・ 旧ルワンダ政府軍関係者の間に、仮りに（米側の上記示唆の如く）日本はルワンダ新政権寄りだとのイメージがあるのであれば、これを否定し純粋に人道援助のためのみで来ていることを先方にキチンと説明しておくことが必要である。旧ルワンダ政府高官はゴマ市内に相当数在住の様様につき、UNHCRの助言も求めつつ、彼等と接触を試みることも検討すべきではないかと思われる。

(4) その他の留意点

- ・ 現地に展開しているAP、AFP等の外国プレスは、日本の機関銃問題や武器使用の厳しい制約につき既に相当詳しく聞き及んでおり、本官もこうした点につき再三質問を受けたところである。現地人が、「今度来る日本の部隊は、前に来た仏や米の部隊と異なり、銃は持っていても発砲できない部隊だ。」とのイメージを持ち、仮りにも挑発的行動に出ることがないように十分配慮する必要がある。この点で、我が方部隊幹部の記者会見応答振りについては、過度に国内向けとならぬよう留意して指導する必要があると思われる。

3. 我が方部隊の業務実施

(1) 給水業務

- ・ 米軍が担当している給水所は、キブ湖畔の高級住宅地の一角にあり、浄水を受け取りに来るトラックも1ブロック先で停車するように長いホースが伸びているので、給水所が現地住民や群衆に取り囲まれる恐れは少ないと思われる。給水所への取り付け道路の入口にはポリス・ボックスのような小屋が設けられており、ザイール人のガードマンがいるが、銃座付きの装甲車などは見当たらなかった。

(2) 医療業務

- ・ 与党議員調査団の報告には、24時間医療ないし第二次医療を行うべしとの提言があるが、現地では、仏軍病院の閉鎖後に備え、国際赤十字連盟の大規模なテント張り病院が開業間際であった。ノルウェーが提供した大型テント、ドイツが提供したX線や手術室等を組み合わせ産婦人科まで備えた入院設備付きの大病院である。我が方部隊の医療業務については、この赤十字病院との連携の可能性を検討することが効率的ではないかと思われる。なお、同病院には日赤医療センター外科から榎島副部長が参加している。

(3) 防疫業務

- ・ 難民キャンプが現在直面している問題は、雨期の本格化を控え、赤痢・コレラ等の再流行を如何に防止するかである。その意味で、防疫は迅速に着手すべき業務であるとともに日本の部隊の初期の得点にもなり得るものである。ただし、実施の仕方については、現地ザイール人を使う等、難民との摩擦を避けるための工夫が必要であろう。

(4) 空輸

- ・ 空輸は、あくまでも余力の範囲でということであろうし、当初は自隊輸送の需要が多いであろうが、UNHCRや各国NGOの期待は極めて大きいので、多少無理をしてでもこれらの期待に応えてやるのが、日本の部隊のイメージ・アップになり、また、治安面の情報交流にも資する所以であろう。

4. ゴマの空港事情

- ・ ゴマ空港の滑走路については、本官と同じ飛行機でゴマ入りした空自先遣隊の関係者も、予想以上に良好と述べており、空港輸送調整官のヘイル氏も、アントノフ124やC-5ギャラクシーが特に問題もなく出入りしていると言っていた。また、仏軍大佐等によれば、仏軍撤退の際はアントノフ124と併せC-5ギャラクシーも使う予定の由であった。いずれにせよ、本官滞在中も、滑走路端にアントノフ124が駐機していた。

5. 国連PKOとの関係

- (1) ルワンダ難民問題の解決は、現在、周辺のザイールやタンザニアに滞留しているルワンダ難民を本国に帰還させることによってのみ得られるものであり、そのためには、難民を人質に取り帰還を妨げている旧ルワンダ政府軍関係者を純粹の難民から隔離することが不可欠というのが、国連等の問題意識である。この隔離作業は、本来は、ザイール当局の責任で行うべきものであるが、ザイール側にはそのための十分な行政力がないとみられている。
- (2) 国連事務局は、東部ザイールを国連PKOでカバーし、この隔離作業を実施する可能性を検討しており、そのため、アナン事務次長（PKO担当）が9月20日にゴマを訪問し、UNHCR等各種国連機関の現地代表を集めて協議した模様である。
- (3) 国連PKOでカバーする方法としては、現在ルワンダ国内のみを対象としているUNAMIRを拡大して東部ザイールをカバーする、東部ザイールのみをカバーする新しいPKOを設立する等の案が検討されている模様であるが、いずれの案についても安保理メンバーの間には種々留保がある由である。

- (4) 仮りに国連PKOが東部ザイールをカバーすることになり、各国の部隊が展開することになれば、我が方部隊の安全に資する面がある。他方、東部ザイールが国連PKOの対象地域になるとすれば、紛争地域と認定されたのではないかとの議論を惹起し、五原則との関係で説明振りを工夫する必要も出て来得る。（予防展開との説明は可能かもしれない。）
- (5) いずれにしても、この面での今後の安保理の動きは、十分注意深くフォローする必要がある。

出張報告 (要約)

8

平成 6 年 9 月 26 日
国際平和協力本部事務局長
鈴木 勝也

1. ゴマ及び周辺の軍事・治安状況

- (1) 事態が極めて流動的であることは多くの関係者が認めていたが、本官が滞在中（9月19、20日の両日）、仏軍駐屯地、市内、難民キャンプを観察した限りでは、特に危険な兆候はなく、全般に平穏。
- (2) 各国の見方は、欧州諸国及び国際機関関係者は比較的リラックスした見方であるのに対し、米軍事筋は一貫して極めて厳しい見方。
- (3) 米軍事筋の厳しい見方の背景は必ずしも明らかでないが、要員の安全という観点からはこの背景を徹底的に調査する必要。
- (4) 仏軍のプレゼンスが安定要因になっていることは十分考えられるので、9月末の仏軍撤退後、現地の軍事・治安情勢がどのように変化するかをキメ細かくフォローする必要。

2. 我が方部隊の安全対策

- (1) ザイール軍及び治安警察との良好な協力関係の構築
 - ・ ザイール軍高官を部隊内に抱え込み、ザイール軍及び治安警察との連絡調整の統一窓口とすること
 - ・ 我が方連絡調整要員に仏語の堪能な然るべきレベルの者を常時配置すること
 - ・ ザイール側軍人及び官憲はプライドが高く、しかも、ワイロ社会であるので、対応には十分留意の要があるほか、必要
- (2) 国際機関及び各国NGOとの連携による情報収集
 - ・ 先方の要望に可能な限り答えることにより、必要な情報が迅速・的確に入手し得るギブ・アンド・テークの関係構築すること

(3) 旧ルワンダ政府高官との接触

- ・ 我が方部隊の業務が純粋に人道救援を目的とした中立的なものであることを旧ルワンダ政府軍関係者に理解させること

(4) 広報面の配慮

- ・ 我が方部隊指揮官等の現地プレスとの接触においては、過度に国内向けとなり、「発砲し得ない部隊」との印象を与えぬよう柔軟に対応方指導すること

3. 我が方部隊の業務実施

- ・ 医療業務については、国際赤十字連盟が近日中に開設する24時間医療能力を有する大規模病院との連携を検討することが肝要
- ・ 我が方独自でこれに匹敵するものを作ることは無理

4. ゴマの空港事情

- ・ アントノフ124及びC-5ギャラクシーは共に使用可能

5. 国連PKOとの関係

- ・ ゴマ、ブカブ等を含むザイール東部を国連PKOの対象地域にしようとの動き
- ・ 目的は、純粋難民とルワンダ旧政府軍関係者との隔離による難民の帰国促進
- ・ 他国の部隊が展開することは我が方部隊の安全の面ではメリットがあるが、5原則との関係もあり、注意深くフォローする必要

GM: 0454-

午後8時以降受付往電宛

P9

秘

※総第098925号006公館宛 GM0454-09

平成※平成6 年9 28 日
0 時22 分25 秒受付

FAX信

電 信 案

FAX

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

総平長

※発電係

起 案

平成 6 年 9 月 27 日

起案者 電話番号

石田 2346

(※印欄内は電信課記入)

協議先

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 米、英、仏、白、独、加

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件 名

ルワンダ難民支援(鈴不口際干和協力本部事務局局長張張張)

主管・文書記号

※電番

総平

FAX信
FAX信

大至急

至急

普通

(優先処理)

パターン・コード

転電

※転電番号

転送 在

転報

大 使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

往電 総平合第18918号(総第098230号)

別FAX信を引転電。(GM0151-09)

※

09892523

優先

BEI

等006 F信

GB-1

外 務 省

回覧番号

1346

(昭和六三・六・三十改正)

出張報告

2

平成6年9月26日

国際平和協力本部事務局長

鈴木 勝也

- 本官は、ルワンダ難民救援国際平和協力隊の業務環境調査のため、9月18日から23日まで、ケニア（ナイロビ）、ザイール（ゴマ）、ルワンダ（キガリ）、及び英国（ロンドン）に出張したところ、結果、次の通り報告する。

1. ゴマ及び周辺の軍事・治安状況

(1) 本官の観察

- a. 本官は、9月19日、20日の両日、ゴマ空港敷地内の仏軍キャンプをベースにして行動し、19日夜は同キャンプ内のテントで一泊して夜間の状況把握にも努めた。この間、空港及び仏軍キャンプ周辺は、夜間も含め平穏であった。仏軍キャンプは、全体としてリラックスした感じであり、ザイール側関係者やNGO要員も比較的自由に出入りしていたが、自動小銃を携帯した仏軍兵士がウォーキー・トーカーを手にして敷地の境界を巡回しており、また、敷地の外側には随所にザイール軍兵士が見受けられた。
- b. 本官は、9月19日午後、UNHCR担当官の案内でゴマから車で20分程のキブンバ難民キャンプを訪ね、かなり奥まで徒歩で見回ったが、難民は、皆、穏やかな表情で、特に身の危険は感じなかった。
- c. 本官は、9月19日の日没から宵にかけて、ゴマ市内を（貧民街も含め）仏軍将校の案内でかなり詳しく視察したが、所在なげに街路にたむろする老若男女で身動きもままならないのは途上国に共通の現象であり、他には特に緊張感はなかった。

(2) 各国関係者等の見方

- a. 仏軍指揮官不在のため、代理のルフレム大佐及びその下僚達と長時間意見交換したが、同大佐等によれば、軍事面では、旧ルワンダ政府軍兵士は、ルワンダ本国への反攻の意思は持ち続けているが、重火器、軽火器共に武装解除されており、当分の間、反攻の能力は持ち得ない由であり、また、治安面では、現地ザイール軍及び治安警察（ジャンダルメリー）との良好な協力関係を構築して彼等を前面に出し、

難民や現地人と直接対峙することがないように心がけることが肝要の由であった。

- b. 現地UNHCRのキューパー治安部長（オランダの警察高官を退役した人物）も治安情勢については仏軍大佐と概ね同意見であり、問題は主としてザイル軍兵士の難民・現地人に対する暴力であるが、外国人NGOや外国軍に対して手を出した事例はない由であった。
- c. ゴマ空港UNHCRヘイル輸送調整官は、（本邦新聞報道を踏まえた当方の質問に答え）ゴマ空港で銃撃戦があり商業機の運航がキャンセルされたなどということは全くない、自分は常時空港に居るので断言できると述べた。
- d. 在ケニア米大使館 [REDACTED] は、旧ルワンダ政府軍兵士は十分な組織力を有しており、ルワンダ本国への反攻を行う意思と能力も有している。日本がルワンダ新政権を承認したことやカガメ国防相と近いウガンダのムセベニ大統領を、最近、日本に招待したことは旧ルワンダ政府軍関係者の側から見れば非友好的ともいえようから、特に9月末の仏軍撤退後は自衛隊の部隊が旧ルワンダ政府軍関係者の標的とならないよう十分気を付ける必要がある。
- e. 英外務省マクレナン赤道アフリカ部長は、現地情勢につき概ね上記a. の仏側と同様の見解を述べた上で、当方の質問に答え、昔から貧弱な情報・装備・兵力で何とか植民地経営を行ってきた歴史的経験を有する英仏の情勢分析と石橋をたたいて渡る米の情勢分析とでは、時としてかなりの差異が出ることも十分あり得るのではないかと個人的見解を述べた。

(3) 結論

本官が観察した時点及び範囲では、ゴマ及び周辺の軍事・治安状況につき特に懸念すべきものは見当たらなかった。しかし、現地情勢が極めて流動的であることは誰もが認めるところである。従って、特に、9月末の仏軍撤退後の情勢については、あらゆる角度からキメ細かくフォローすべきものと思われる。また、米側の厳しい情勢分析については、少なくとも今回の本官の知見では裏付け得なかったが、要員の安全という観点からは、悪い情報こそその背景を徹底的に解明する必要があるので、在米大使館等を通じ米側懸念の背後に何があるのかを更に多角的に調査すべきものと思われる。

2. 和が方部隊の安全対策

(1) ザイール軍及び治安警察との協力関係

- ・ 現地の治安維持は、理論的にも実際にもザイール軍及び治安警察の仕事であり、外国の部隊がこれを代行することは現実的でない。仏軍は、ザイール側との協力関係を目に見える形で示すため駐屯地のマストに仏国旗と並べザイール国旗を掲げ、ザイール軍の大佐にオフィスを与えて駐屯地に常駐させ厚遇する等、様々な配慮をしている。同大佐は連絡将校と仏軍顧問の役割を兼ね備えているように見受けられたが、ザイール軍は大統領親衛隊、降下兵等多岐に亘るので、これらとの統一窓口として発言権の強いザイール軍高官を我が方部隊の駐屯地に抱え込むことのメリットを真剣に検討すべきであろう。但し、ザイール軍も治安警察も、聞くところによれば、ワイロ漬けで、一般市民や難民を脅して金品を巻き上げている由であり、彼等を厚遇している仏軍も、本官に対しては、「マイナスをゼロにするのがせいぜいで多くは期待し得ない」との冷めた見方をしていた。いずれにせよ、ザイール軍の連絡将校を置く場合は、先方が仏語しか解さないこと及び極めて気位が高いことに鑑み、我が方対応者はこの辺を十分考慮して仏語の堪能な然るべきレベルの者という線で人選を行う必要がある。(この点は、ザイール人であるゴマ空港長との連絡調整に当たる者についても言える。)

(2) 情報収集

- ・ ゴマ及び周辺の治安状況については、迅速かつ的確な情報を収集し得る体制を作ることが是非とも必要であり、ザイール軍との上記連絡体制と併せ、UNHCR関係者、各国NGO関係者と良好な関係を築き、間断なき対話を図るべきである。そのためには、NGOの要請に答え、各般の協力を積極的に実施する等、我が方部隊が先方にとっても頼り甲斐のある存在として認識されるようになることが重要である。特に、日本のNGO関係者については、食事を供する等により自然に毎日立ち寄るように仕向けていくことが望ましい。ハードの面では、UNHCR等が実行しているように、車載の無線電話を常時オンにして第三者間のコミュニケーションを傍受していると情勢の急変を把握しやすいと思う。

(3) 旧ルワンダ政府高官との接触

- ・ 旧ルワンダ政府軍関係者の間に、仮りにも(米側の上記示唆の如く)日本はルワンダ新政権寄りだとのイメージがあるのであれば、これを否定し純粋に人道援助のためのみで来ていることを先方にキチンと説明しておくことが必要である。旧ルワンダ政府高官はゴマ市内に相当数在住の模様につき、UNHCRの助言も求めつつ、彼等と接触を試みることも検討すべきではないかと思われる。

(4) その他の留意点

- ・ 現地に展開しているAP、AFP等の外国プレスは、日本の機関銃問題や武器使用の厳しい制約につき既に相当詳しく聞き及んでおり、本官もこうした点につき再三質問を受けたところである。現地人が、「今度来る日本の部隊は、前に来た仏や米の部隊と異なり、銃は持っていないが発砲できない部隊だ。」とのイメージを持ち、仮りにも挑発的行動に出ることがないように十分配慮する必要がある。この点で、我が方部隊幹部の記者会見応答振りについては、過度に国内向けとならぬよう留意して指導する必要があると思われる。

3. 我が方部隊の業務実施

(1) 給水業務

- ・ 米軍が担当している給水所は、キブ湖畔の高級住宅地の一角にあり、浄水を受け取りに来るトラックも1ブロック先で停車するように長いホースが伸びているので、給水所が現地住民や群衆に取り囲まれる恐れは少ないと思われる。給水所への取り付け道路の入口にはポリス・ボックスのような小屋が設けられており、ザイール人のガードマンがいるが、銃座付きの装甲車などは見当たらなかった。

(2) 医療業務

- ・ 与党議員調査団の報告には、24時間医療ないし第二次医療を行うべしとの提言があるが、現地では、仏軍病院の閉鎖後に備え、国際赤十字連盟の大規模なテント張り病院が開業間際であった。ノルウェーが提供した大型テント、ドイツが提供したX線や手術室等を組み合わせ産婦人科まで備えた入院設備付きの大病院である。我が方部隊の医療業務については、この赤十字病院との連携の可能性を検討することが効率的ではないかと思われる。なお、同病院には日赤医療センター外科から榎島副部長が参加している。

(3) 防疫業務

- ・ 難民キャンプが現在直面している問題は、雨期の本格化を控え、赤痢・コレラ等の再流行を如何に防止するかである。その意味で、防疫は迅速に着手すべき業務であるとともに日本の部隊の初期の得点にもなり得るものである。ただし、実施の仕方については、現地ザイール人を使う等、難民との摩擦を避けるための工夫が必要であろう。

(4) 空輸

- ・ 空輸は、あくまでも余力の範囲でということであろうし、当初は自隊輸送の需要が多いであろうが、UNHCRや各国NGOの期待は極めて大きいので、多少無理をしてでもこれらの期待に応えてやることが、日本の部隊のイメージ・アップになり、また、治安面の情報交流にも資する所以であろう。

4. ゴマの空港事情

- ・ ゴマ空港の滑走路については、本官と同じ飛行機でゴマ入りした空自先遣隊の関係者も、予想以上に良好と述べており、空港輸送調整官のヘイル氏も、アントノフ124やC-5ギャラクシーが特に問題もなく出入りしていると言っていた。また、仏軍大佐等によれば、仏軍撤退の際はアントノフ124と併せC-5ギャラクシーも使う予定の由であった。いずれにせよ、本官滞在中も、滑走路端にアントノフ124が駐機していた。

5. 国連PKOとの関係

- (1) ルワンダ難民問題の解決は、現在、周辺のザイールやタンザニアに滞留しているルワンダ難民を本国に帰還させることによってのみ得られるものであり、そのためには、難民を人質に取り帰還を妨げている旧ルワンダ政府軍関係者を純粹の難民から隔離することが不可欠というのが、国連等の問題意識である。この隔離作業は、本来は、ザイール当局の責任で行うべきものであるが、ザイール側にはそのための十分な行政力がないとみられている。
- (2) 国連事務局は、東部ザイールを国連PKOでカバーし、この隔離作業を実施する可能性を検討しており、そのため、アナン事務次長（PKO担当）が9月20日にゴマを訪問し、UNHCR等各種国連機関の現地代表を集めて協議した模様である。
- (3) 国連PKOでカバーする方法としては、現在ルワンダ国内のみを対象としているUNAMIRを拡大して東部ザイールをカバーする、東部ザイールのみをカバーする新しいPKOを設立する等の案が検討されている模様であるが、いずれの案についても安保理メンバーの間には種々留保がある由である。

- (4) 仮りに国連PKOが東部ザイールをカバーすることになり、各国の部隊が展開することになれば、我が方部隊の安全に資する面がある。他方、東部ザイールが国連PKOの対象地域になるとすれば、紛争地域と認定されたのではないかと議論を惹起し、五原則との関係で説明振りを工夫する必要も出て来得る。(予防展開との説明は可能かもしれない。)
- (5) いずれにしても、この面での今後の安保理の動きは、十分注意深くフォローする必要がある。

出張報告 (要約)

8

平成 6 年 9 月 26 日
国際平和協力本部事務局長
鈴木 勝也

1. ゴマ及び周辺の軍事・治安状況

- (1) 事態が極めて流動的であることは多くの関係者が認めていたが、本官が滞在中（9月19、20日の両日）、仏軍駐屯地、市内、難民キャンプを観察した限りでは、特に危険な兆候はなく、全般に平穏。
- (2) 各国の見方は、欧州諸国及び国際機関関係者は比較的にリラックスした見方であるのに対し、米軍事筋は一貫して極めて厳しい見方。
- (3) 米軍事筋の厳しい見方の背景は必ずしも明らかでないが、要員の安全という観点からはこの背景を徹底的に調査する必要。
- (4) 仏軍のプレゼンスが安定要因になっていることは十分考えられるので、9月末の仏軍撤退後、現地の軍事・治安情勢がどのように変化するかをキメ細かくフォローする必要。

2. 我が方部隊の安全対策

- (1) ザイール軍及び治安警察との良好な協力関係の構築
 - ・ ザイール軍高官を部隊内に抱え込み、ザイール軍及び治安警察との連絡調整の統一窓口とすること
 - ・ 我が方連絡調整要員に仏語の堪能な然るべきレベルの者を常時配置すること
 - ・ ザイール側軍人及び官憲はプライドが高く、しかも、ワイロ社会であるので、対応には十分留意の要があるほか、 も必要
- (2) 国際機関及び各国NGOとの連携による情報収集
 - ・ 先方の要望に可能な限り答えることにより、必要な情報が迅速・的確に入手し得るギブ・アンド・テークの関係を構築すること

(3) 旧ルワンダ政府高官との接触

- ・ 我が方部隊の業務が純粋に人道救援を目的とした中立的なものであることを旧ルワンダ政府軍関係者に理解させること

(4) 広報面の配慮

- ・ 我が方部隊指揮官等の現地プレスとの接触においては、過度に国内向けとなり、「発砲し得ない部隊」との印象を与えぬよう柔軟に対応方指導すること

3. 我が方部隊の業務実施

- ・ 医療業務については、国際赤十字連盟が近日中に開設する24時間医療能力を有する大規模病院との連携を検討することが肝要
- ・ 我が方独自でこれに匹敵するものを作ることは無理

4. ゴマの空港事情

- ・ アントノフ124及びC-5ギャラクシーは共に使用可能

5. 国連PKOとの関係

- ・ ゴマ、ブカブ等を含むザイール東部を国連PKOの対象地域にしようとの動き
- ・ 目的は、純粋難民とルワンダ旧政府軍関係者との隔離による難民の帰国促進
- ・ 他国の部隊が展開することは我が方部隊の安全の面ではメリットがあるが、5原則との関係もあり、注意深くフォローする必要

通信課長 大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 国際平和協力室長	起案 6年9月26日	※受付日 平成6年9月27日 年 月 日	
		起案者 石田	※発信日 平成6年9月27日 年 月 日	
		電話番号 2346	※入力係 他	※送信係 L
協議先				

(※印欄は通信課記入)

F A X 公 信

在 外 公 館 長		※受付番号	FGM23011-02		
在 ザンザール・タンザニア		大 使 総領事	殿 外 務 大 臣		
件名 ルワンダ難民支援(鈴木国際平和協力本部事務局長出張報告)					
主管・文書記号 ※FAX公信番号		※FAX公信日付		別紙 ☒	平 ☐ 取注 ☒
総平令F第 6357 号		平成6年9月27日			
本信送付先(合信の場合のみ記入)			写送付先		
ザンザール・タンザニア					
往電総平令第18918号 号 に関する関連資料を 送付する。右資料は貴地接到後、秘に指定換えありたい。					
(3)					
GA-8		外 務 省		回覧番号	

06/08:07

0975 02/08 P01 R200970

か 外務注意

1.

電報の取扱いは慎重に願います。

2.

電報についての照会は検閲部(内線2171、2174)に連絡願います。

PKO 岩井氏
防衛 中村氏

電信写

08-043

大 政 外 儀
因 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長政 北 経 環 査 外
代 ア 大 大 察 研
表 大 使 使 大 長

儀 対 会 要 厚 情 研

察 人 在 警 史 オ 図

外 報 官 審 審 長 長

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 審 審 長 長

審 審 長 長

長 審 審 長 長

ア 審 地 中 東
参 北 東 西

長 審 一 二 保

南 長 審 一 二

長 参 西 口 東
西 新 洋
二 独

長 審 一 二 保

ア 長 審 一 二 保

長 審 一 二 保

長 参 海 参 準

長 参 海 参 準

長 参 海 参 準

長 参 海 参 準

総 番 号 R200970

主 管

月 5 日

ケ ニ ア 発

総 平

平成 6 年 10 月 6 日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援 (スミ総平室長の報告)

第1646号 秘 至急 (ゆう先処理)

9月29日から10月5日までケニア及びゴマ (ザイール) に出張したスミ総平長より自衛隊の難民支援に
関する所感を提出越したところ次の通り。

1. 総論

(1) 9月23日よりゴマに展開した先遣隊は、いりよう (ゴマ病院における24時間重しよう難民かん護、
細きん分せき、じゅん回いりよう) 等の実施に関しWHO、UNHCR、ザイール当局と原則同意を取り付
け、10月2日に到着した本隊に無事任務を引き継いだ。

(2) 治安に関しては、各キャンプ内における悪化が伝えられているが、自衛隊駐とん地より最も近いムグ
ンガ・キャンプでさえ15KM以上離れており、特に治安が悪いとされるカトレ及びジョンバ・キャンプに
いたつては各々58KM、87KM以上離れていることから、これらキャンプの治安の悪化が自衛隊の駐と
ん地の安全に直接影響を及ぼすことは考えられない。

(3) アフリカのおく地ゴマ飛行場を拠点とする陸上自衛隊の体制及びナイロビ飛行場にならぶC-130
は、他国の援助体制に比してもひけをとらない。自衛隊はカンボディア、モザンビークのPKO参加を経て
今回のルワンダ難民支援で名実ともに国際的部隊として認知されたと言えよう。もはや自衛隊はわが国の防
衛のみの部隊ではない。

2. 任務

(1) 自衛隊が行ういりよう活動は、各国NGOでは果たせないものを行う必要があつたところ、ゴマ病院
における重しよう難民のかん護、仏軍が行っていたかん省の細きん検査の引継ぎは、自衛隊のような組織力
を持った部隊でなければ出来ないものであり、UNHCR、WHO及びザイール政府よりも評価されるもの

秘

電信写

である。今次先遣隊の最大のく労は、いかなるいりよう活動を行うかを調整することであつたが、かかる調整が行えたことはよろこばしい。ゴマ病院における難民かん護のためには、新たに器具が必要とされるところ、国際平和協力法による物資支援またはUNHCRに対する拠出金をイアーマークして必要器具の購入にあてさせるとの処置をとることが急務である。

(2) 給水、防えき及び空輸に関しては、当初考えられたとおり大きな成果があると考えられる。給水は23日よりスウェーデンより引継ぎを行う。空輸については既にNGO、UNHCR、米国より要請が行われている。

(3) UNHCRは、米軍、仏軍が引き上げた後に自こ完結性を備えた組織による支援を強く求めており、今回自衛隊が支援のために展開したことには、強い評価がなされている。

(4) 今回WHOは、自衛隊とのリエゾンのために医師（日本人）を1名派遣したが、右はいりよう支援内容を決める上で有益であつた。

3. 治安

(1) 上述の如く自衛隊の駐とん地は、各難民キャンプよりかなり離れた地区にあり、右駐とん地は基本的には安全であると考えられる。

(2) 自衛隊の安全にとって大きな問題は、物取りを目的とした現地のとうぞくや同じく物取りを目的とする一部ザイル軍が駐とん地内に侵入をはかることをいかに防ぐかということであり、その際いかく射撃を行う可能性があることにつき、予め理解をしていることが重要である。また、自衛隊が難民キャンプ内で活動を行う場合、さわぎにまきこなれるとの危険性はあるところ、UNHCR等と連携しつつ治安の悪いキャンプ内の活動は行わないといった処置をとることが重要である。

(3) いずれにせよ治安悪化の状況は、現地部隊の分せき判断をそん重することが重要であり、マスコミの報道にまどわせられないことが大切である。なお、かかる治安に関する認識は自衛隊先遣隊長と共有するものである。

4. 各国との協力

(1) 先遣部隊に対しては、撤収前の仏軍から助言、物的支援が種々なされており、日・仏協力が行われた。

(2) ケニア政府は、今回のオペレーションに対しては外交または公用旅券保持者がゴマとナイロビを往復

電信写

する場合には、入国、出国検査を免除すること、免税ショップへのフリーアクセス、自衛隊員に問題が起こった場合は、ケニア側外務省、大統領府（国防部）及び空港当局と日本側大使館及び自衛隊代表者よりなる連絡調整会議で解決する等の便ぎをはかつてくれている。

（3）ザイール政府は、中央よりリエゾンオフィサー（大さクラス）を派遣し、わが国自衛隊の問題処理は同オフィサーを通じて行われるよう便ぎをはかつてくれている。ザイール政府要人、軍人との関係では、金せんを与えることは好ましくないが適きおくり物を与えることにより協力を得ていく必要がある。

（4）これら支援に対しては、本省よりも謝意を表わすことが必要であると考える。

5. 外務省支援体制

（1）ゴマに3人を派遣するとともにそのうち1人を現地支援チームの長とすることが望ましい。現地で必要とされるのは、仏語及び英語であるところ、両言語に精通した人材の派遣が求められる。なお、先遣隊に派遣した外務省職員2名は、先遣隊を特に言ばの面で良く助けこうけん大であつた。現地の生活は自衛隊より便ぎ（テントの供与、食事の供与等）供与がなされているが、文官にとつては滞在が長期にわたるとなかなか生活面で不自由な面が多いので、定期的にナイロビにおける休かを認める等の改善処置が必要である。

（2）在ケニア大よりゴマ支援チーム用に供与された車両（ベントツ1台）は大変に役立つている。

（3）在ケニア大における政務官2名、防衛駐在官1名、電信官1名の増員は大変に有益である。

（4）在ザイール大の再開は大変に有益である。キンシャサより館員を定期的にゴマに派遣し、ゴマの部隊と調整することが重要と考えられる。

国連代、ジュ府代、米、英、仏、タンザニア、ザイール、ベルギー、ジンバブエに転電した。（了）

注意 1. 電報の取扱いには慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-029

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

儀対会要厚情研
察人圖在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 総平
企国

審 審軍不原料

長 行専人難地

ア 審地中東
参北東西

長 審一二保

南長 審一二

長 四口東
西新洋
二独

近ア長 参一二アア
一二

経 審総漁国
審経エ国
一ネ
長 経途
二

参海 審準

経協長 審政調国開無
民 審緊評技有理

図長 参参協協

情長 参国析析調セ
一二

総番号 R185622

主管

月 15日

フランス 発

総平

平成 6年 9月 16日

本省 着

外務大臣殿

松浦大使

ルワンダ難民支援（ザイル国内情勢）（防衛情報）

第4512号 秘 至急（ゆう先処理）

14日、在仏ザイル大使館付 が、ザイル国内情勢につき当館増島、下平に語つたところ、概要次の通り。

なお は、仏軍のトルコ石作戦の間、仏軍統合参謀本部でザイル本国との連絡将校として勤務の経験を有しているため、現状をよく承知していると思われるものの、仏軍筋によるとモブツ大統領に極めて近い人物であり、「ザ」国内情勢の判断についてはこう定的し勢をつらぬいているものと思われる。

1. 旧ルワンダ政府軍及び政府民兵について

（1）「ザ」政府は、ゴマ地区の旧「ル」政府軍兵士等をゴマから150-200KM離れたイツリ（ITURI）に移動させることを決定した。輸送手段が確保できないため、未だ実行できないでいるが、直ちでも移送を開始したい意向である。

（2）コンド「ザ」首相の右移送に関する発言（ケニア発大臣あて電報第1459号参照）が「ザ」政府の公式な見解であるが、9月末までに難民の全面帰かんを目指すとの「コ」首相の発言を、国連が認めていないことも事実である。「ザ」政府は、今回の「ル」難民の大量流入によつて大きな被害をこうむつたのであり、それが「コ」首相の右発言のはい景にある。

（3）旧「ル」政府軍兵士等は、完全に「ザ」軍の管理下にある。さもないと、現「ル」政権を認めず抗戦を訴えている旧「ル」政府軍兵士等は紛争の火種になる恐れがある。

2. ゴマ地区の状況について

（1）難民同士の抗争等はあるものの、右地域の状況を一口で言うなら安定していると言える。

（2）ゴマ空港における、C-130型輸送機の運航に関しては、何ら問題はない。難民がゴマ地区に大量

秘

電信写

に流入したころには、かつ走路近ほうに人がいるという状況があつたが、現在では右難民はキャンプに収容されつつあるので、そのような問題はない。

(3) ゴマ空港のかつ走路は、トルコ石作戦の間仏軍により整備されたので、その使用に際しては問題はない。カナダ軍の一部がかつ走路の補修をしているとの情報には根拠がなく、右理由により、補修作業の必要はない。

(4) 空港近ほうを飛行する航空機に対する地対空ミサイル等のきよういはない。ザイール空軍のC-130についても、自こ防御用の装備（フレアー等）は有していない。

(5) 仏軍がゴマ空港に、独自に航空交通管制用のレーダーを設置したのは、仏の軍用機の運航に関し万一の事態に備えるために必要と判断したためであつて、通常の運航に関し、ゴマ空港管制当局の管制業務に問題があるとは思わない。

(6) ゴマ空港近ほうでの戦闘のために、ナイロビからゴマに向かう民航機の運航が中止されたとの情報については、本国に確認したが、その事実はない。

3. 「ザ」軍と自衛隊派遣部隊等との連携について

(1) 仏軍との間では、現地を管轄する「ザ」軍司令部と仏軍展開部隊司令部との間で相互に連絡将校を派遣して、意志のそ通を図つた。「ザ」軍としても、英語を話せる少少クラスの連絡将校を自衛隊派遣部隊に派遣することは可能であると考え。

(2) 「ザ」には10の軍管区があり、ゴマを管轄する北ギブ州軍管区もその1つである。「ザ」における治安維持は、軍警察（GENDARMERIE）が担当しており、軍管区司令官の指き下にある。従つて仏軍と同様、現地軍管区司令官と緊密な関係を構ちくすれば、派遣部隊の治安に関してもカバーされるものと考え。

(3) 仏軍は、在仏「ザ」大使館を通して様々なデマルシュを行つてきたし、自分も「モ」大統領や国防大臣に直接電話をして問題の解決にこうけんした。右態勢は極めてうまく機能したと考える。

米、英、加、独、白、イタリア、オランダ、イスラエル、ケニア、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。（了）

16/09:42

0239 06/08 P01 R185625

注意

1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-029

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

儀対会要厚情研
察人圖在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審一二

審 審軍不原料

長 審一二

ア 審地中東
参北東西

北米長 審一二保

南長 審一二

長 審一二

近ア長 参一二アア

経 審総漁国

長 審経エ国
一ネ
経途

参海 審準

経協長 審政調国開無
民 審緊評技有理

図長 参参図協図

情長 参国析析調セ
一二

総番号 R185625

主管

月 15日
平成 6年 9月 16日

フランス 発
本省 着

総平

外務大臣殿

松浦大使

ルワンダ難民支援（仏軍統合参謀本部担当者内話）（防衛情報）

第4518号 秘 至急（ゆう先処理）

往電第4512号に関し、

15日、当館増島、下平、ザイール国内軍事情勢及び仏派遣部隊の状況について、仏軍統合参謀本部

及び統合作戦センター・ルワンダ担当ボンサール少さからちよう取したところ、概要次の通り。

1. ゴマ空港について

（1）かつ走路の状況は、仏軍が使用した限りにおいては、特に問題はない。かつ走路の補修に関しては、その必要はないと考えるがもしその要があつたとしても、それは一義的にはザイール側の業務である。

（2）空港しゅうへんには、対空ミサイル、対空ほう火等のきよういはない。（トルコ石作戦における部隊の展開当初には、対空きよういに対するたん知器材及び自こ防御器材を装備していたが、現状ではその必要はない。）

（3）空港の航法援助施設として、仏軍の展開時に設置されたILSがあり、今月末に予定されている仏軍の撤退後においても使用可能である。

（4）空港近ほうでの戦闘のために、ナイロビーゴマ間の民航機の運航が中止されたとの情報に関しては、聞いたことがない。

2. 仏軍の勤務のローテーション等について

（1）「ト」作戦及びそれに引き続くザイールでの実例ではないが、仏軍兵員の一般的な派遣のローテーションは、約4カ月である。

（2）兵員の精しん的なストレスに関しては、8月に、死体の処理に従事していた工兵3名が精しんに異常をきたしたという事実はあるが、その他の兵員に関しては、問題は生じていない。

外務省

秘

電信写

3. ゴマ地区の旧ルワンダ政府軍及び政府民兵の武装解除について

(1) ザイール軍による主要ぼつ収武器

・北ギブ州：兵員輸送装こう車 x 5、野戦ロケット発射器 (BM 21) x 5、37 m/m 高射機関ほう x 1

2、14.5 m/m 高射機関じゅう (ZPU-4) x 45、重機関じゅう x 15

・南ギブ州：ガゼル型ヘリコプター x 4

(2) その他個人携行武器に関しても、ザイール軍によりぼつ収の努力が継続されているが、一方で武器の密売も横行しており、非常に困難な状況である。

4. 連絡・渉外要員について

仏軍の当該地区への部隊派遣を通して、いわゆる「アフリカ世界」との接点になる連絡・渉外要員の重要性をつう感した。現地当局あるいは住民との間に問題が生じたとき、言語・文化に精通した連絡・渉外要員の活やくには目覚ましいものがあつた。右教訓が貴国にとつて、何らかの参考になれば幸いである。

米、英、加、独、白、イタリア、オランダ、イスラエル、ケニア、ザイール、タンザニア、国連代、ジュ府代に転電した。(了)

取扱注意

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

総儀対会要厚情研
察人園在警史オ図

外 報 官
審 報 際 内 外 プ

文 長
審 一 二

領 移 長
参 政 保 対 旅 外

長
審 総 安 平
企 国

審
審 軍 不 原 科

国 長
審 専 囚 難 地

ア 長
審 地 中 東
参 北 東 西

北 米 長
審 一 二 保

南 長
審 一 二

長
参 西 ロ 東
四 新 洋
二 独

近 ア 長
参 一 二 ア ⑦
一 二

経 長
審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 ネ
二 途
二

参 海 審 準

経 協 長
審 政 調 国 開 無
民
審 緊 評 技 有 理

条 長
参 参 協 協

情 長
参 国 折 切 調 セ
一 二

総 番 号 R188670

主 管

月 20日

スウェーデン 発

総 平

平成 6年 9月 21日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

山 口 臨時代理大使

ルワンダ難民問題（回答）

第1443号（取扱注意） 至急（ゆう先処理）

貴電総平第300号及び往電第1257号に関し、

ズイ救難庁（Swedish Rescue Services Agency）から別FAX信のとおり
資料の送付があつたので報告申し上げる。なお、特に難民支援活動に関する部分の要旨次の通り。

1. ズイ救難庁のさい害援助待機体制（別FAX信Enclosure2の1）

ズイ救難庁の援助待機体制派次の4分野からなる。

(1) Rescue Team: 海外援助活動に向けての待機体制

(2) Support Team: 難民の緊急援助に向けての待機体制

(3) Emergency- Stockpile: 海外援助活動の物資供給に向けての援助体制

(4) Expert Team: 援助活動のモニター及びさい害の防止に関する専門家派遣に向けての待機体制

2. 待機体制の基ばん（別FAX信Enclosure2の2）

待機体制は、救難庁自体のほか、救難庁の4カ所のトレーニング・センターや自治体の救難部局と専門的知識・技術を有した人材及び必要機材との直接のアクセスに主として基ばんを置いている。さらに、ズイ軍及び各種のボランティア組織とも密接な協力関係がある。人員及び物資の動員は、自治体救難部局、救難庁トレーニング・センター及び救難庁の常時の準備態勢により可能となつている。

3. 援助開始に係る手続（別FAX信Enclosure2の3）

援助活動開始までの手続は次の通り。

(1) 国連の組織あるいは他の国際援助組織から、外務省を通じてズイ政府に対して援助の要請が行われる。

外 務 省

電信写

(2) 外務省と国防省との協議の後、政府は救難庁に援助活動を実施するよう指示する。

なお、この手続のために活動の開始が遅れるようなことはない。国連組織からの情報を早期にキャッチするとともに、政府との協力関係、救難庁の準備態勢により、政府からの指示を受けた後直ちに現地に出発できるようになっている。

4. 難民援助活動 (別FAX信Enclosure 2の5)

(1) 体制

政府決定及びUNHCRとの合意に基づいて、食料供給、通信、輸送及び衛生などの分野でUNHCRの活動を支援する体制が整えられている。チームの編成は7-9人、活動の期間は最長6週間で、政府の派遣決定から24時間以内に出発できる待機体制ができています。

クルド難民支援活動及び旧ユーゴスラビア難民支援活動を通して、待機体制は、食料、やく品、水などの援助物資の輸送・配分に当たる20人から50人のチームにまで拡大された。さらに、監視、調整及び通信のための5-10人の人員及び機材もある。

これらの支援チームは、UNHCRあるいは他の国連機関の権限の下に活動を実施する。各活動毎にズイ政府が決定を下し、また、救難庁とUNHCRとの間の合意により補足される。

1992年から、支援チームは救難庁とトレーニング・センターが交互に組織することとなった。これは、常時2つのチームに必要装備を整えておくためと、予備チームの活動待機体制を整えておくためである。

(2) 活動実績

(イ) トルコ、イラク及びイラン国境 (クルド難民支援、91年4月-5月の45日間)

主として水などの援助物資の輸送及び配分に従事。トルコ・イラク国境地帯に50人、イランに9人を派遣。

(ロ) ケニア (ソマリア難民、92年9月-11月の43日間)

主として物資供給拠点の建設に従事。8人派遣。

(ハ) 旧ユーゴスラビア (ボスニア難民、92年1月-94年6月)

主として援助物資及び難民の輸送に従事。総計340人を派遣。

(ニ) リベリア (リベリア難民、93年7月-8月の30日間)

主として物資供給拠点の建設に従事。8人派遣。

取扱注意

電信写

(ホ) タンザニア (ルワンダ難民、94年6月)

主として難民キャンプの住たく建設に従事。8人派遣。

(ヘ) ザイール、ゴマ (ルワンダ難民、94年7月-継続中)

主として道路・衛生面の基ばん整備、水の供給、車両・機材の整備に従事。50人派遣。

(ト) 同上、ブカブ (ルワンダ難民、94年8月-継続中)

主として水の供給に従事。22人派遣。

(チ) ルワンダ (ルワンダ難民、94年7月-継続中)

DHAの下で活動し、主としてキガリでの援助活動拠点の建設に従事。12人派遣。

別FAX信とともにジュ府代、ザイール (別FAX信を転報) に転電した。(了)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

秘

電信写

08-030

大 政事外外儀官
大務務 典房
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外
代ア大大察括 研
表大使使大審 長

儀対会要厚情研
察人圖在警史オ図

外 報 官 審報際内外ブ

文 長 審一二

領 移 長 参政保対旅外

長 総安平
企国

審 審軍不原料

長 国 審行專入難地

ア 審地中東
参北東西
一

長 北米 審一二保

長 南 審一二

長 参西口東
西新洋
二独

長 参一二
アア

長 審総漁国
審経エ国
一経途
一

長 参海 審準

長 審政調国開無
民 審緊評技有理

長 参参図協図

長 参国折研調セ
一二

総 番 号 R192002

主 管

月 23日
平成 6年 9月 24日

寿 府 代 発
本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ情勢（治安状況等）

第4917号 秘 至急（ゆう先処理）

国連代発大臣あて電報第5396号に関し、

23日、UNHCRのササエ特別顧問より三好に対し、ルワンダ情勢につき以下の通り連絡越した。入手したロイター電を念のため別FAX信にて送付申し上げる。

1. 23日付ロイター電がほぼ正確に報じているが、UNHCRは8月初めから9月にかけて極秘りに行つた調査でルワンダ新政府軍（RPA）がルワンダ国内でフツの帰かん民のぎやくさつを行つている（1ヶ月に数千人、同時に、ではなく、また全土で、という訳ではないが、一定のパターンが見られる由）事実をつかみ、このたび事務総長に報告すると同時に、ルワンダ政府に対しても善処方申し入れた（モジャー・アフリカ局長が今週キガリで申し入れを行つたが、新政府関係者は調査するとしつつもネガテイヴな反応であつた由）。これまでルワンダ国内で支援活動中のスタッフに危害が及ぶことを恐れ、かん口令がしかれていたが、23日初めて外に対し明らかにしたものである。

2. UNHCRは人道的な観点から上記事実を指摘したが、新政府の信頼性の問題、さらには難民帰かんの可能性の2点につき懸念を深めている。

本電のみ米、英、仏、独、加、白、イタリア、オランダ、イスラエル、ケニア、タンザニア、ザイル、国連代に転電した。（了）

GV6855

FAX信

総 番 号 R191952

月 23日

平成 6年 9月 24日

外 務 大 臣 殿

寿 府 代 発
本 省 着

遠 藤 大 使

主 管

総 平

ルワンダ情勢（治安状況等）

FAX信 至急（ゆう先処理）

往電第4917号別FAX信

（以下FAX送信 GV6855-03）

'94年 9月23日 21:22

23/09/94

15:15

寿府代表部B

UNHCR GUA - HIGH COMMISSIONER - JAPMISSION

GV6855JB - 01/ 03

WZ

Message number: RTR0084 3 OVR 539

GV: 6855 - 1

UN reports revenge massacres of Hutus by Rwanda's army

By Stephanie Nèbehay

GENEVA, Sept 23 (Reuter) - The United Nations refugee agency said on Friday it had reports that Rwandan Patriotic Army (RPA) forces massacred thousands of Hutus in revenge killings and it was no longer urging refugees to return to the country.

U.N. and government officials were to meet in Kigali later in the day to discuss conducting a joint investigation into the eyewitness accounts of the reported deaths.

"Although these alleged incidents were not carried out simultaneously or throughout the entire affected geographical areas, an unmistakable pattern of killings and persecution by the RPA aimed at Hutu populations in certain parts of the country was the unavoidable conclusion drawn from the reports that are available to us," spokesman Ron Redmond told a news briefing.

"Estimates suggest that the number of victims may have been in the thousands each month," Redmond added, referring to the two-month period since late July.

Redmond said that due to the reports, the U.N. High Commissioner for Refugees (UNHCR) had stopped giving aid to refugees wishing to return to Rwanda 10 days ago.

The reports came largely from 300 interviews conducted from August 1 to September 5 by UNHCR's special repatriation team, which travelled through much of Rwanda and also visited teeming refugee camps in Tanzania, Burundi and Zaire.

Redmond said the accounts, recorded at "different border points" from newly-arriving refugees as well as from former refugees who had fled again, have been transmitted to U.N. headquarters in New York and to the Kigali government.

The Rwanda Patriotic Forces (RPF), who captured Kigali last July and set up the government, have vowed not to retaliate for the estimated one million minority Tutsis killed during two months of civil war.

Rwanda's government has acknowledged that some 60 to 70 Hutus were killed by RPA soldiers in various parts of the country, and it has reportedly apprehended seven RPA suspects, according to the UNHCR spokesman.

Redmond said the agency had some reports of RPA soldiers being assisted by Tutsi refugee returnees.

"Floating bodies, many bound by the hands and feet indicating death by execution, were retrieved from the Kagera River at an average rate of five bodies a day during the last week of August and the first week of September," he said, referring to Rwanda's border river with Tanzania.

"First hand eye witness accounts provided by interviews have been deemed detailed and credible," he added.

"The most important elements of the information provided, including some crucial details, were corroborated independently by interviewees in several refugee camps outside Rwanda as well as by others inside the country," Redmond said.

He said the independent information reaching UNHCR offices in Rwanda had "recently documented persistent eyewitness reports of massacres by RPA soldiers in Rwanda."

"As soon as the information became known to us, all UNHCR encouragement for (voluntary) repatriation was suspended. The government in Kigali has agreed to conduct, together with the U.N., an investigation," Redmond added.

"We are not encouraging people to go back at this time."

REUTER

Reuters News Service

Message number: RTR0069 3 OVR 547

GV: 6855 - 2

U.N. deploys troops as killings reported in Rwanda

By Manohar Esipisu

KIGALI, Sept 23 (Reuter) - United Nations troops were being flown to southeast Rwanda on Friday as reports of more killings, worsening security and incursions by the feared Hutu militiamen emerged.

"There is a mess there. We have reports of atrocities that we need to investigate and also relief agencies feel that UNAMIR (U.N. Assistance Mission in Rwanda) forces must be deployed on the ground for them to work," one U.N. officer said.

U.N. spokesman Pierre Mehu said the U.N. had received allegations of reprisal killings by forces of the Tutsi-dominated Rwanda Patriotic Front (RPF) and of incursions into Rwanda by Interahamwe Hutu militiamen who had harassed farming communities neighbouring the border.

Mehu said security in the areas bordering the Tanzanian frontier had deteriorated and the U.N., previously represented there only by an observer mission, had decided to send troops.

One hundred and twenty soldiers were due to land by helicopter in the area on Friday.

A U.N. military officer said: "We have had allegations of hundreds killed (by RPF forces). But these are allegations. We will investigate."

He said roads to the zone were in ruins and the security situation there could be classified as one of "maximum uncertainty".

"There is a desire to help the relief groups get their job done. We are sending in a company of Canadian and Australian forces that will stay for at least two weeks before they are replaced by African forces," he said.

Major Wilson Rutayisire, spokesman of Rwanda's new rulers, told reporters that Interahamwe militia, accused of playing a leading part early this year in massacring up to one million Rwandans, mainly Tutsi people, persistently crossed into Rwanda from the northwestern Tanzanian camp of Ngara to harass ordinary Rwandans and loot food stores.

He said the militiamen aimed to convince Rwandans around Rusumo, Kibungo and Akagera national park that security was hopeless and their safety lay in joining the militiamen and ousted Hutu government in exile in neighbouring states.

Rutayisire said militia raiders had killed several farmers and forced survivors to leave. This was why large numbers of people from that region had crossed into Tanzania and Burundi.

He said the government dominated by the RPF welcomed the deployment of U.N. forces "so that they can also independently examine reports that our boys have been involved in atrocities and have caused anarchy there".

The RPF also planned to increase its own security presence in the trouble spots and patrol borders to try to contain the Interahamwe menace, Rutayisire said.

"The militia are undermining the efforts of the government at reconciliation. Their work is deliberate and is a campaign meant to be a deterrent to those refugees who may wish to return to their homes," the government spokesman said.

"The militia have spread the rumour that they are planning a grand offensive and that they will kill whomever they find on return. They have used the Akagera park forest as their safe passage route," Rutayisire added.

In the Rwandan capital Kigali RPF soldiers arrested a Rwandan UNAMIR employee on Thursday on suspicion of taking part

'94年 9月23日 21:26

15:17

新代表部B

CHICAGO GUA - HIGH COMMISSIONER → JAPMISSION

GV6855JB - 03/ 03

in the April-May massacres.

REUTER

11:27 GMT 23 sep 94

GV: 6855- 3

(3)

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

取扱注意

電信写

08-022

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査総 外研
代ア大大察括 長
表大使使大審

儀対要厚情研

察() () 警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

審() 安()

長 企国

審 審軍不原料

国長 審() 専入難地

ア 審地中東

長 参北東西

北米長 審一二保

中南長 審一二

長 参西口東

西新洋

二独

長 審一二ア()

ア長 一二

経 審総漁国

長 審経エ国

一ネ

経途

二

参海 審準

経協長 審政調国開無

民 審緊評技有理

条長 参参条協規

情長 参国析析調セ

一二

総 番 号 R192494

月 25日

平成 6年 9月 26日

ケ ニ ア 発

本 省 着

総 平

外 務 大 臣 殿

佐 藤 大 使

ルワンダ難民支援（ゴマの治安情勢）

第1563号 （取扱注意） 大至急

（以下FAX送信 NB1477-01）

(三八〇字)

1. NHKの7時のニュースにおいて、ゴマ
における陸自先遣隊より、クルマ数台にて
ゴマ市内に向っていたところ、途中で「銃撃戦
が行われている」との情報が入ってきたので、
途中で急折り返したと放送された。

↑ 事実関係を調査するより

↓ 15時20分 確認済

2. 当館アイツがゴマに展開している陸自先
遣隊より電話にて、
確認したところ、次の通り。

陸自先遣隊は

ゴマ市内にいく途中、アイルランド軍
(階級不明)から「デモをおさえるた
めサール兵が襲撃している」との情報を
聞き、引き返した。

改めて午後1時頃、ゴマ市内の偵察を実
施したところ平穏であり、予定どおり、
任務を終了し、帰隊した。

(3)

主管課緊急処理用

極秘

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外研
代ア大大察 長
表大使使大参

総儀対会要厚情研
察人信在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審総安平
企国

審 審軍不原料

国長 審行専入難地

ア 審地中東
参北東西
一

北米長 審一二保

中南長 審一二

長 参西ロ東
西新洋
二独

近ア長 参一二アア
一二

経 審総漁国
審経エ国
一ネ一
経途
二

長 参海 審準

経協長 審政調国開無
民 審緊評技有理

冬長 参参条協規

情長 参国析析調セ
一二

総 番 号 R 1 9 3 5 6 1

月 2 6 日
平成 6 年 9 月 2 7 日

米 国 発
本 省 着
総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

ルワンダ難民（治安情勢の見方）（防衛情報）

第 8 4 1 7 号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

23日、アフリカ担当はか士が、当館ニトに対し在ザイール
ルワンダ難民の治安情勢に関し説明するところ次のとおり。（先方東アジア担当氏同席）

1. E x F A R ・ 民 兵

ゴマしゅうへん難民キャンプにおける暴行及び救援物資の強だつ等の事案発生がけんちよ。小規模ながらも
りよう食配分を求め集団行動が発生し始めている。リーダーは、E x F A R の指導系列にある民兵組織であ
るとの疑いが強い。

難民の行動を統制するような軍ばつ主義（WARLORDISM）の動向に注目する必要がある。

今う期の終わる11月中旬までにE x F A R がルへの反攻をなし得る能力を有する可能性は低い、ルに対
し越境してのかく乱攻撃（HARRASMENT）は随時・随所において実施しうる。

2. ルワンダ政府軍（RPF）

3万5千人から5万人規模への増勢は進みつつあるが、装備の支給が進ちよくしていない。ザイール国境沿
いへの前方展開及びタンザニア方面でのフツ族に対する圧迫がけんちよである。

在ザイール（特にゴマしゅうへん）E x F A R による越境攻撃に対しては、そ止・反撃及び越境迫撃をこ号
しており、国境付近における小規模な戦闘ないし国境越えほう撃が発生する公算は大。

3. ザイール軍（FAZ）

難民に対する暴行、救援物資強だつ事案の一部が、ザイール兵によるものと疑いもあり、一般的にザ兵の士
気・規律は低い。

現在ゴマしゅうへんには、3000-5000名のザ軍が展開しているが、指きの統一は図られておらず、200-400名規模の部隊ごと、ほぼ独立して行動しているものと考えられる。

軍事組織の効率 (EFFICIENCY) の点でザ軍はE x F A Rに比しおとつており、E x F A Rに対する武装解除能力は低い。ザ軍兵士がE x F A Rに対し武器・弾やくを売っているとの報告もある。

他方、R P Fの越境攻撃を抑止・そ止する能力もないと見積もるのが安全側である。

ザ軍のかかる状況は、ここ3-4ヶ月間に改善されうるとは考えられない。

ザ軍への接触は、駐キンシャサ大統領警護隊 (THE PRESIDENTIAL GUARD) からの派遣部隊指き官を通じて行うのが良いと考える。なお右派遣部隊は定期的に交替しており、現時点での官せいを特定することはできない。

英、仏、独、白、加、イタリア、オランダ、イスラエル、国連代、ジュ府代、ケニア、タンザニア、ザイール、NYに転電した。

防衛庁防衛局、陸ばく[REDACTED]に転達願いたい。(了)

主管課緊急処理用

極秘

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外
代ア大大察 研
表大使使大参 長

総儀対会要厚情研
察人信在警史オ図

外 審報際内外ブ
報 官

文 審一二
長

領 参政保対旅外
移 長

審 審総安平
長 企国

審 審軍不原料

国 審行専入難地
長

ア 審地中東
長 参北東西

北 審一二保
米 長

中 審一二
南 長

参西口東

西新洋
二独

参一二アア
近 ア 二

審総漁国
審経エ国
一ネ二
経 途
長 二

参海 審準

審政調国開無
民
審緊評技有理

参参条協規

参国析析調セ
情 二
長

総 番 号 R 1 9 3 5 5 7

月 2 6 日

平成 6 年 9 月 2 7 日

米 国

本 省

発

着

主 管

総合外交政策局長

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

ルワンダ難民 (治安情勢 [] の見方) (防衛情報)

第 8 4 1 9 号 極秘 至急 (ゆう先処理)

(限定配布)

23日、米 [] アフリカ担当 [] 同補さ官 [] が当館ニトに対し、ルワンダしゅう
へんの情勢に関し説明するところ次の通り。(先方、 [] 同席)

(当館注: [])

1. ゴマしゅうへんの現況 (新規事項のみ) と見積

(1) EXFAR

装備数は増加傾向にあり、EXFAR 2万5千と見積もる。内約1万が小火器をもつて装備。在ゴマEXFARは、毎日訓練を実施、通信も安定しており、組織的行動をなし得る状態にあると見積もる。在ブカブEXFARは基幹将校の数が減少した。給与・給養が悪く武器を放棄、売却する兵士のすがたが複数目撃されている。ブザムンク将軍が、ゴマ・ブカブ間を陸路空路往復していることが確認されている。在ブカブEXFAR再建のためのテコ入れが目的であると見積もる。最近、両地間のEXFARの通信が少量ながらも安定した。EXFAR内において、米・英非難が高まりつつあり、従来親米と見なされてきた幹部の動向に変化が見られる。

ルワンダへの反攻に関するEXFARの意図は明白であるものの、能力回復は順調ではない。う期終了後

(11月下旬以降) 反攻に出るだけの能力をここ2-3ヶ月で整備し得る可能性は小さい。次第に回復 (MERGINAL IMPROVEMENT) しよう。国境付近に展開しているRPFに対しかく乱攻撃する公算は高い。その際、RPFからの越境攻撃、ほう撃の可能性は高い。

R P F が 7 月越境した際、ゴマ空港に着弾したが R P F によるものと判定していること、ボルカガミ新政府国防相が越境攻撃を言明していることが、その論拠である。

E X F A R が能力回復のため救援物資及び武器弾やくだつ取を目的とする犯罪的事案発生に注意する必要がある。日本部隊に対する政治的戦略的意図を有するテロの公算は低い。

(2) ザイール軍

ゴマ市内はザイール軍が展開している。士気・規律練度はいずれも低く、N G O 及び難民支援ワーカーに対するきょうかつ、強とうがけんちよ、1 9 9 1 年ザ軍は R P F 進攻を止めるためキガリに派兵したが、この際も作戦能力はなく、戦利品だつ取 (L O O T I N G) をしただけ。

ゴマ地区への展開数 2, 5 0 0 の内 6 0 0 が大統領警護隊からの派遣、同警護隊もザ軍一般部隊に比しすぐれているのみであり、先進国軍隊と同列に評価する素質ではない。

米軍の計画的撤収の際ですら、残置装備品・補給品のりやくだつに急であつた。部隊が緊急的に撤収する際の支援・えん護を期待できる程の信頼性はない。

2. ルワンダしゅうへん情勢

ブルンジに注目する必要がある。ブの行政機構は 9 3 年の自由選挙で選出されたツツであるが、軍部はツチにより独占されている。ツチ軍部によるクーデターの可能性がある。ツチ軍部とルワンダ新政府との連絡は密であると思われている。ル南東部におけるツツ住民のタンザニアへの逃避はル R P F とブ軍の連携によるものと信じられる。

他方、E X F A R ・旧ル政権とブ政府との連絡は必ずしもクリアーではない。在ブカブ E X F A R が回復すればブとの連携がとり得よう。

右連携を阻止する目的をもつて、R P F がル南西人道安全地帯で作戦する兆こうがあり、注意を要する。

ガーナ、エチオピア、セネガルの約 2 0 0 0 名が警備しているが、エチオピア部隊は人種的にツチであることから、E X F A R による誤認を恐れ消極的であり、再び不安定化する要因となつている。

(当館注：その他注意を要する点として火山活動につき空中写真を提示して説明があつたが、ゴマ空港運用及び隊員の健康に影響があるとの注意喚起である。)

英、仏、独、白、加、イタリア、オランダ、イスラエル、国連代、ジュ府代、ケニア、タンザニア、ザイ-

極秘

ル、ニューヨークに転電した。

防衛庁防衛局、陸ばく[REDACTED]に転達願いたい。(了)

主管課緊急処理用

極秘

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

政北経環査審 外
代ア大大察 研
表大使使大参 長

総儀対会要厚情研
察人信在警史オ図

外報官 審報際内外ブ

文長 審一二

領移長 参政保対旅外

長 審総安平
企国

審 審軍不原料

国長 審行専入難地

テ 審地中東
参北東西

長 審一二保

北米長

南長 審一二

長 参西口東
西新洋
二独

近ア長 参一二アア
一一

経 審総漁国
審経エ国
一ネ二
経途
二

長 参海 審準

経協長 審政調国開無
民 審緊評技有理

条長 参参条協規

情長 参国析析調セ
一一

総 番 号 R193555

月 26日

平成 6年 9月 27日

米 国 発
本 省 着

総合外交政策局長

主 管

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

ルワンダ難民（ゴマ軍事情勢）（防衛情報）

第8420号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

23日、米 高官が、「ザイール派遣日本部隊の安全確保の目的以外に使用しないこと」を前提に、当館ニトに対し内話するところ次の通り。

ゴマ撤収後にあつても、

防衛庁陸ばく あて転達願いたい。（了）

ゴマの治安状況

(在外公館からの各情報)

平成6年9月29日

アフリカ第1課

1. 難民キャンプの情勢

- (1) ゴマ周辺難民キャンプにおける暴行及び救援物資の強奪等の事案発生が顕著で、小規模ながらも糧食配分を求め集団行動が発生し始めており、リーダーは、旧政府軍兵士の指揮系列にある民兵組織であるとの疑いが強い。

(23日、米[]関係者)

- (2) 難民に対する暴行、救援物資強奪事案の一部が、ザイール兵によるものと疑いもあり、一般的に「ザ」兵の士気・規律は低い。また、「ザ」軍兵士が旧政府軍兵士に対し武器・弾薬を売っているとの報告もある。

(23日、米[]関係者)

- (3) ゴマ市内はザイール軍が展開している。士気・規律練度はいずれも低く、NGO及び難民支援ワーカーに対する恐喝、強盗が顕著。

(23日、米[]関係者)

- (4) ゴマの治安情勢は特に危機的状況になっているわけではないが、一般的には悪化しており、注意を要する。軍関係者はもっと厳しく情勢を評価しているようだ。旧政府軍兵士の存在も関連してルワンダ南東部の情勢が悪化しており、早急にUNAMIRの展開を確保する必要がある。

(27日、米国防省関係者)

- (5) 従来よりザイール兵士は規律・指揮系統がゆるんでいるので、ゴマ周辺の難民キャンプで「ザ」兵士による暴行が起こったとしても不思議ではないだろうが、具体的に治安が更に悪化しているとの情報は有していない。

(27日、国連PKO局関係者)

- (6) 最近のゴマ情勢については、落ちついてきたとの現地からの報告を昨日27日付きで受け取った。現地では、月末の支払日が近づくと、金のないザイール軍兵士が強奪行為に走るため、定期的に治安が不安定になる。今月も例外でなく、つい最近まで犠牲者のでる騒ぎ(24日に3人が殺害された)があったわけだが、今は落ちついてきた。盗難の類は日常茶飯事だが、仏等駐留している外国軍関係の施設が狙われたことは一度もない。

(28日、仏国防省統合参謀関係者)

2. 旧政府軍の反攻の可能性

- (1) 今雨期の終わる11月中旬までに旧政府軍がルワンダへの反抗をなし得る能力を有する可能性は低いが、「ル」に対し越境しての攪乱攻撃は随時・随所において実施しうる。

(23日、米[]関係者)

- (2) ルワンダ政府軍が在ザイール（特にゴマ周辺）旧政府軍兵士による越境攻撃に対して阻止・反撃及び越境追撃を呼号しており、国境付近における小規模な戦闘ないし国境越え砲撃が発生する公算は大。

(23日、米[]関係者)

- (3) ルワンダへの反抗に関する旧政府軍の意図は明白であるものの、能力回復は順調ではない。雨期終了後（11月下旬以降）反攻に出るだけの能力をここ2-3カ月で整備し得る可能性は小さいが次第に回復しよう。国境付近に展開している新政府軍に対し攪乱攻撃する公算は強い。その際、新政府軍からの越境攻撃、砲撃の可能性は高い。

(23日、米[]関係者)

- (4) 23日よりツチ族支配下にある新政府軍が、復讐のためフツ族虐殺を行っているという情報もあり、ルワンダ南東部の丘陵地帯の監視活動をを行ったカナダPKO部隊によると、ツチ族指導の新政府軍とフツ族民兵の間で小競り合いが継続的に行われていることを確認。

(26日、カナダPKO部隊関係者)

- (5) 難民キャンプ内では旧政府軍・フツ族急進派がルワンダへの反抗を企てているという情報もあり、潜在的には緊張はあり得ようが、かかる企てが実施に移される可能性は当面なからうと見ている。

(27日、英外務省関係者)

- (6) 旧政府軍が攻勢をルワンダにしかける態勢に現在あるとは思わない。雨期であり、その間はいずれにしても攻撃にはでられないはずである。現在、ゴマ近辺では、「ル」政府軍による浸透（情報収集等）、逆に旧政府軍による「ル」国内への浸透は見られる。一方、「ル」政府軍は、現在「ル」南東部（タンザニア国境）で、民兵・旧政府軍に対する掃討作戦を展開している。

(28日、仏国防省統合参謀関係者)

ルワンダ難民救援活動
小青年連絡会談資料(第一回)
(現地時間9月23日~28日)

平成6年9月29日
国際平和協力本部事務局

◎ 全般

- 24日夜にゴマ市内でザイル兵と市民との衝突はあったものの、その後平穏に戻り、その他特段の事件はなく、ゴマ地区の情勢は全般的には平穏に推移しており、自衛隊部隊は予定通り業務を遂行している。

◎ ゴマの治安関連の事象

- 25日早朝、仏軍大尉より、陸自先遣隊に対し、「昨24日夜市郊外において酒に酔ったザイル軍人1人が子供1人を殺し、大人2人を負傷させた事件が発生。早朝より市内でゴマ市民によるデモが発生しており、市街に出る際は注意が必要」との連絡あり。
このため、部隊が大事をとって引き返したが、午後に陸自先遣隊が市内を偵察したところ、市内は平穏であり、何ら異常はなかったため、業務を再開。
- 28日深夜、制止に拘らず仏軍宿営地内に進入しようとした現地の住民(物盗りと思われる)7~8名に対し、仏軍警備兵が威嚇のため空に向け1発を発砲。(仏軍の発砲は初めて。)死傷者なし。(現地の本邦プレスは承知せず)
- 以上の他には、特異事項は発生しておらず、市内の偵察でも全般的には平穏に推移している。また、仏軍やUNHCR関係者等からも新たな事件の発生のお知らせを受けておらず。

◎ 自衛隊の部隊等の活動内容

- 23日、陸上自衛隊先遣隊がゴマ到着。その後、現在まで、UNHCRやWHO等との調整や各国軍等の行っている業務の視察など、予定通り業務を遂行中。
- 25日、航空自衛隊の最初のC-130H2機がナイロビに到着。慣熟訓練のため、ゴマ空港とナイロビ空港間を飛行するなど、予定通り業務を遂行中。

◎ その他特記事項

- 24日~28日、防衛庁長官がゴマ、ナイロビ等を視察
- 24日頃、ブカブのバンジーキャンプで、ザイル軍と難民の衝突事件が発生。(28日付産経新聞関連)死者はザイル政府発表で20名。但しNGO関係者によれば死者40名、負傷者80名に上る由。(但し、援助関係者への被害なし)
このキャンプは治安が不安定であり、UNHCR、赤十字等は活動していないが、我が国NGO(アジア・ボランティア・ネットワーク)3名が活動中。

外務省の支援状況

平成6年9月28日

アフリカ第一課

1. 日・ザイール外相会談（9月27日。於ニューヨーク）

- （1）河野外務大臣より、我が国自衛隊の受入れ及び要員の法的地位に関する枠組み合意につき協力と理解を要請。

右に対し、ブルル・ザイール外相は全面的な協力を実施する所存である旨発言。

- （2）河野外務大臣より、ゴマ地区の治安の維持と我が方要員の安全確保のためのザイールの努力を要請。

右に対し、ブルル・ザイール外相は、ルワンダ旧政府関係者等は国境から遠ざけるとともに、国連を通じて受入れ国を探しているところである旨発言するとともに、難民受入れにより被害を受けているザイール住民に対する我が国の支援、旧ルワンダ軍兵士の移転についての我が国の支援を希望（河野大臣は、日本としても国連と連絡を取りルワンダ難民問題の無事な解決のために努力していきたい旨応答）。

2. 在ザイール大使館のキンシャサ復帰

現在リーブルビルの在ガボン大使館内で執務している在ザイール大使館の館員を、10月上旬を目途にキンシャサに復帰させる予定。事務所は当面キンシャサのホテル内に設置の予定。

3. 在ケニア大使館の機能強化

- （1）ルワンダ政務担当事務官1名を既に応援派遣しているほか、更に1名を増員発令予定（10月中旬以降）。

- （2）ルワンダ政務担当官の異動に際しては、後任とは相当期間（3か月程度）ダブル配置。

- （3）在エジプト大より武官を派遣予定（10月上旬より）。

- （4）10月より6か月間、官房要員（電信）1名を増員（在勤発令済）。

（了）

ルワンダ難民救援活動情報連絡会議（第一回）について

平成 6年 9月29日
国際平和協力本部事務局

29日午後5時45分より官邸官房長官室にてルワンダ難民救援活動情報連絡会議（第一回）が開催された。その概要は次の通りである。

1. 出席者

五十嵐官房長官、園田副長官、石原副長官、
鈴木国際平和協力本部事務局長、須藤外務省中近東アフリカ局長
村田防衛庁防衛局長

2. 会議内容

(1) 全般の状況

24日夜及び25日朝にゴマ市内でザイール兵と市民との衝突があったものの、その後平穏に戻った。28日夜には仏軍警備兵の同軍宿営地内へ侵入しようとした現地住民に対する威嚇発砲が起きたが、現時点では、ゴマ地区の情勢は全般的には平穏に推移しており、自衛隊部隊は予定通り業務を遂行している。

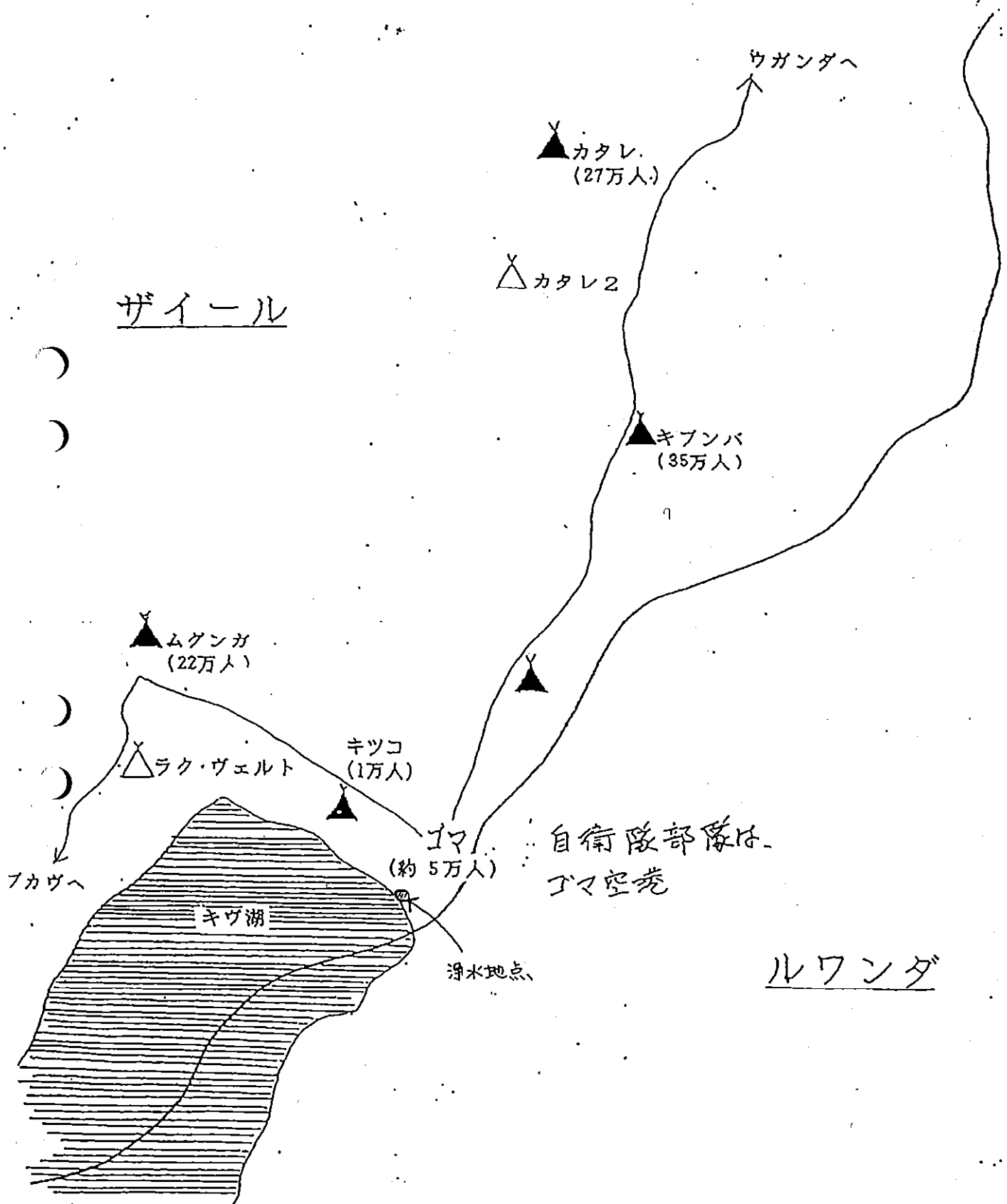
(2) 部隊の活動状況

- ・陸上自衛隊の先遣隊はスウェーデンが実施中の給水業務を引き継ぐべく現在調整中。また、診療所の開設位置について検討を行っている他、ゴマ市内の病院における活動の可能性についても併せて検討中。
- ・航空自衛隊の空輸派遣隊は、C-130H型輸送機の慣熟訓練等を実施中。

総理府国際平和協力本部事務局
参事官補佐 岩井文男
尾崎俊雄
☎03-3581-1967

ゴマ周辺難民キャンプ所在地

() 内の数字は難民数。1994年8月31日現在



注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

限定配布

電信写

大 政 事 外 儀 官
大 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

政 北 経 環 査 審 外 研
代 ア 大 大 察 長
表 大 使 使 大 参 長

総 儀 対 会 要 厚 情 研
察 人 員 在 警 史 オ 図

外 報 官 審 報 際 内 外 プ

文 長 審 一 二

領 移 長 参 政 保 対 旅 外

長 企 国

審 軍 不 原 科

審 行 専 人 地 地

ア 審 地 中 東
参 北 西 二

北 米 長 審 一 二 保

南 長 審 一 二

参 西 口 東
西 新 洋
二 独

近 長 一 二 ア

経 長 審 総 漁 国
審 経 エ 国
一 二
二 途

参 海 審 準

経 協 長 審 政 調 国 開 無
審 緊 評 技 有 理

条 長 参 参 条 協 規

値 長 参 国 析 析 調 セ
二 二

総 番 号 R196319

月 29日

平成 6年 9月 30日

寿 府 代

本 省

発

着

総合外交政策局長

主 管

外 務 大 臣 殿

遠 藤 大 使

ルワンダ情勢（難民キャンプの治安状況等）

第5013号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

28日、UNHCRのササエ特別顧問より最近の情勢につき、三好に対し、以下の通り連絡越した。

1. ザイールにおける難民キャンプの治安の問題については、UNHCRも北ギブ当局等と協力して策を講じているところであるが、当局、UNHCR、NGO代表、難民代表からなる治安委員会が設置され、また数週間のうちには、難民キャンプ近くの3カ所に警察署が設置されることとなつた。幹線道路の交通整理や各キャンプとの連絡等が主たる任務となろうが、目的はザイールの警察のプレゼンスを得て、当局と難民の間の信頼構ちくを図ることにある（因みに警察官の給料は当局より支払われる由）。

2. 他方で、旧政府軍の動きは相変わらず気がかりである。ムグンガ・キャンプとブカブの間では旧政府軍リーダーのきょう味深い動きが見られるようであるし、また、最近、これら旧政府軍兵士よりUNHCRに対し、ルワンダ本国に帰かんするについて支援を求めてきたという事実がある。軍服を脱いで帰かんしたいということなのか、あるいはそのはい景に政治的あるいは軍事的動機があるのかは判然としない。ザイールにおける難民キャンプからのザイール旧政府軍兵士等の引き離しについては来週、安保理にかけられようが、当事者たちがいかなる反応に出るかは予測が難しいところである。

国連代、ケニア、ザイールに転電した。（了）

ゴマの最近の治安情勢

平成6年10月5日

外務省

1. 我が国の見方（全般）

ゴマの難民キャンプでは、援助物資の奪い合い、難民帰還の阻止等を原因とする散発的な衝突などが発生することはあるが、全体としては概ね平穏であり、自衛隊部隊も予定通り業務を遂行している。

2. 関係諸国の見方

（1）難民キャンプの情勢

難民キャンプの主な問題は、キャンプに関連した犯罪、窃盗の類である。難民キャンプの治安の問題については、北キブ州当局、UNHCR、NGO代表、難民代表からなる治安委員会が設置されている。

（2）旧政府軍の動向

ザイールの旧政府軍関係者は、基本的に武装解除されており（但し「なた」や軽火器については難民キャンプ内でこれを所持しているものもいる模様）、また、支援国や有力なリーダーもいないことから、数か月の間は組織的な攻撃を仕掛け得る能力はないとの見方が一般的。

但し、小規模なゲリラ活動を行う可能性を指摘する向きもある。

3. その他

ゴマの仏軍は、予定通り9月30日に撤収した。

（了）

○ 総務府
○ 防衛庁

※ 総第101963号007公館宛

平成 6 年 10 月 4 日 午後 4 時 49 分 9 秒 受付
ytc
pc
pc
外務省

電 信 案

秘
無 期 限

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 総合外交政策局長 審 議 官 総務課長 ○ 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	※ 発電係 1 2 起 案 平成 6 年 10 月 4 日 起案者 電話番号 192 (報い株) 2347
	協議先 総括審議官 総務課長 安全保障政策課長 国連行政課長 国際緊急援助室長 国際社会協力部長 人権難民課長 難民支援室長 中近東アフリカ局長 アフリカ第一課長 ミコヒ	

(※ 印は電信課記入)

緒方電

(注意) 1 枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 代 府 寿	大 使 総領事 あり	外務大臣 発
件 名 ルワンダ難民支援 (緒方HCRより総理への電話)		
主管・文書記号 総平	※ 電番 第2650号	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 ケニア、ガール、タンザニア、 転報 米、仏	※ 転電番号 合第19644号 大 使・総領事あり	大至急 至急 普通 (優先処理)
4 日 夜 時 30 分 、 0000 UNHCR より 村 山 総理に 付、 国際 平和協力隊の 派 け 人 に 関 する 謝 辞 の 電 話 が あり、 これ こと、 右 や 4 と 4 次 の ※ 10196377 優先 JUFUDAI 等007 漢 GB-1 外 務 省 回覧番号 1360		

(昭和六三・六・三十改正)

(三八〇字)

とあり。(約5分間)(当方ヤナイ総政局長,
ヨシカワ^国政長, シノミヤ道一長同席)

なお会議終了後ヤナ一長より露クラブに概要をブリーフした。

(「オ」HCR)ルワンダ難民救援への人
的協力について、夏にお願い申し上げてこ

が~~この~~実現し、旅客人部隊が既に現地
に~~到着~~^{到着}しつつあることにお礼を申し上げて~~い~~

~~本件実現のため~~本件実現のため^の総

理の決断とリーダーシップに敬意を表すると

ともに、我々~~の~~よき~~こと~~^{こと}をお伝え

したい。事態は流動的であるが、現地で^は国

連航員、NGO等が^{難民の救援}のためにか

力してあり、^{国際平和協力}子~~の~~活躍に期待してい

子。

(村山総理)現地で^躍活動している冒様の

制活動が^{ある}ことと期待している。

ただ心配なことは、万一事故等が起ること

ある。

(HCR)への御心配は当然であり、我々

も同じ気持ちであるが、現地で^は安全~~確保~~

(三八〇字)

~~ルンダ国内に~~働いている。難民キャンプには
旧政府の^兵軍人や民兵があり、^{盗賊}盗賊内乱等が
生じているが、^{を通じて}国連財もSG代表等~~が~~サイ
ル政府に働きかけ、キャンプ内の不安定分子
を~~も~~おさへたり、分離することに尽力している。

また、ルンダ国内にも不安定の動きが
わけてはいるが、「ル」政府に働きかけてい
る。何とか難民の帰国を実現まで持ってい
たい。

(総理) 現地から毎日情報^(送って来ている)
~~ルンダ国内に~~旧政府の^{見よう}残党や^{上った}難民の^{国境}内等では
さか~~る~~るが、~~平和協力隊も人~~
命の取崩に^(安全に注意して取崩さず)行っているのであるから~~な~~

(HCR) 難民の^かために来ている人々に
~~よい環境~~^{の中で仕事ができるよう}に~~な~~るも努力する所
好。国際平和協力隊には、^かいてい
ことがまだ残っている。

(総理) 今後とも^か命連絡をとり合ってい
たい。

(HCR) 現地に於て HCR 本部にも情報も
来っており、且つ (HCR) も日本政府に
適宜^{情報}を知らせたい。

(総現) 現地で活躍している人々も有知に
助けよう協力して行きたい。

(HCR) HCR には多額の財政支援をい
ただいたが、今回の^{派任に FY}~~国際平和協力隊~~人、物、^{カネ}金
の^経三~~一~~件の支援体制と成る。HCR と
ても国際平和協力隊が当初の目的を達せよう
するよう協力をお願いしたい。

(総現) 今後とも活躍を祈りたい。

国連代. ケニヤ. ガンー. タンザニヤ.
米. 仏に電した。 (3)

吳旒要領

ルワンダ難民救援国際平和協力業務（難民救援分野）実施要領

1 国際平和協力業務が実施される地域及び期間

(1) 地域

ザイール共和国国内のゴマ及びブカブの周辺地域であって、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）と調整された地域とする。

ただし、2(5)に掲げる業務を実施する場合は、日本とザイール共和国を結ぶ経路、当該業務を実施するために必要なフィリピン共和国、タイ王国、モルディブ共和国、セイシェル共和国、ケニア共和国及びウガンダ共和国の領域を含む。

(2) 期間

平成6年9月16日から平成7年3月15日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

(1) 医療・給水等（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「国際平和協力法」という。）第3条第3号ヌ、ル、ヲ、及びタに掲げる業務に係る国際平和協力業務

(2) 浄水（国際協力法第3条第3号レに掲げる業務として、ルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成6年政令第 号。以下「設置等政令」という。）第2条1号に掲げる飲用その他の人の日常の用に供する水の浄化の業務に係る国際平和協力業務）

(3) UNHCR等に対する給食（国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務として、設置等政令第2条2号に掲げる飲食物の調製の業務に係る国際平和協力業務）

(4) UNHCR等に対する宿泊（国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務として、設置等政令第2条3号に掲げる宿泊又は作業のための施設の維持管理の業務に係る国際平和協力業務）

(5) (1) から(4) までに掲げる業務を実施する自衛隊の部隊に係る輸送、補給等

3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 2(1) から(4) までに掲げる業務を行う部隊（以下「医療給水支援部隊」という。）並びに2(5) の業務及び国際平和協力法第3条3号タに掲げる業務のうち輸送及

び保管の業務を行う部隊（以下「空輸派遣隊」という。）は、ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画（以下「実施計画」という。）及び実施要領の範囲内において、UNHCR等との緊密な連絡調整に基づき、当該業務を行うものとする。

(2) 医療給水支援部隊は、2(3) から(4) までに掲げる業務を行う場合、能力の余裕を活用して実施するものとする。

(3) 空輸派遣隊は、国際平和協力法第3条3号タに掲げる業務のうち輸送及び保管の業務を行う場合、能力の余裕を活用して実施するものとする。

(4) 2(5) の業務を行うにあたっては、陸上自衛隊の医療給水支援部隊の一部によるもののほか、航空自衛隊の空輸派遣隊の輸送機により、輸送（追加輸送を含む。）及び保管の業務を行うほか、補給等の業務を実施する。

(5) 派遣要領

平成6年10月中に、現地において国際平和協力業務を実施できるよう、医療給水支援部隊及び空輸派遣隊（以下「派遣部隊」という。）を派遣するものとする。

(6) 交代要領

派遣後、概ね3ヶ月を経過した後、派遣部隊の交代を行うものとする。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官であることとする。

- (1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (3) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

(1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項

（外務省と調整中）

(2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

ア 国際平和協力業務を行う部隊の隊員（以下「隊員」という。）は、派遣先国の住民との接触に際しては、以下の点に留意するものとする。

(7) 常に公平・客観的な立場を保持するものとする。

(イ) 我が国の国際平和協力隊員及び自衛官としての品位を保持し、また、UNHCR等の権威を損なうことのないようにすること。

(ロ) 派遣先国の社会的、宗教的、民族的、文化的慣習を尊重し、住民と良好な関係を維持するように努めること。

(ハ) できる限り、スワヒリ語等住民の使用する言語を用いるよう努めること。

イ 派遣部隊の隊員は、派遣先国等において住民との間で問題が生じた場合には、直ちにその旨を派遣部隊のそれぞれの長を通じ、UNHCR等及び派遣先国当局と連絡調整を行い、問題の解決に努めるものとする。

6 国際平和協力法第6条第13項1号に掲げる場合において、国際平和協力業務に従事するものが行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項

(1) 国際平和協力業務を行う部隊の長（権限を委任された者を含む。以下「部隊長等」という。）は、防衛庁長官が本部長と協議の上、業務を中断するよう指示した場合当該業務を中断するものとする。この場合、部隊長等は部隊の安全を確保する等所要の措置を講じるとともに、UNHCR等に当該業務を中断した旨を連絡するものとする。

(2) 部隊長等は、次に掲げる場合に該当する（そのおそれのある場合を含む。）と判断したときには、その状況を防衛庁長官を通じて本部長に報告するとともに、UNHCR等に連絡するものとする。この場合、防衛庁長官が本部長と協議した上で発出する指示を受けるものとする。

ア 自衛隊の部隊が国際平和協力業務を実施している地域又はその周辺の地域において、大規模な武力紛争の発生、他の参加国等の活動状況等により、自衛隊の部隊が実施する国際平和協力業務の実施が極めて困難になった場合

イ アに掲げる場合のほか、国際平和協力法第3条2号又は同法第6条第1項第2号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合

(3) 部隊長等は、国際平和協力業務を中断している場合には、UNHCR等と密接に連絡及び調整を行なうとともに、派遣の終了又は当該業務の復帰の判断に資する情報及び資料の収集等を行い、防衛庁長官を通じ本部長に報告するものとする。

(4) 部隊長等は、国際平和協力業務を中断している場合において、その後の状況の変化により、当該業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合には、当該状況を防衛庁長官を通じ本部長に報告するとともに、防衛庁長官が本部長と協議した上で発出する指示を受けるものとする。

7. その他本部長が当該国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とするUNHCR等からの要請があった場合の措置

実施計画又は実施要領の変更を必要とするUNHCR等からの要請があった場合には、部隊長等は、当該要請の内容その他必要な事項につき、可能なかぎり速やかに防衛庁長官を通じ本部長に報告し、防衛庁長官の指示を受けるものとする。この場合、国際平和協力業務を行う部隊は、実施計画又は実施要領の変更があるまでは、従前の実施計画及び実施要領に従い行動するものとする。

(2) 安全のための措置

ア 部隊長等は、当該部隊が国際平和協力業務を実施している地域において、状況が隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、安全の確保のため必要であると判断され、かつ、防衛庁長官の指示を受ける暇がないときは、当該業務を一時休止し、部隊の安全を確保する等所要の措置を講ずるものとする。この場合、部隊長等は、可能なかぎり速やかに当該状況等を防衛庁長官を通じ本部長に報告するとともに、他の部隊長等と相互に状況を通報し、併せて、UNHCR等に当該措置を講ずるに至った状況につき連絡するものとする。

イ 部隊長等は、UNHCR等、ルアンダ難民救援現地連絡調整事務所等の要員等と連絡をとる等積極的に部隊の安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意するものとする。

(3) 武器の携行・保管及び使用

ア 武器の携行・保管

部隊長等は、武器を保安上適切と認める場所に厳重に保管するとともに、ザイールにおいては、必要と認める場合、自衛官に武器を携行させることができる。ザイール以外の派遣先国においては、武器を携行させないものとする。

イ 国際平和協力法第24条に定めるところによるものとする。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

国際平和協力隊員は、国際平和協力業務を行う部隊の指揮系統に従って、実施要領の変更を適正に行うための、派遣先国において実施することが必要とされる国際平和協力業務の具体的内容を把握するための調査、実施した国際平和協力業務の効果の測定及び分析について、部隊長たる国際平和協力隊員に随時報告するものとする。

この場合、国際平和協力隊員は、国際平和協力業務が行われる現地の状況の変化

に応じ、当該事務が適切に実施される上で有益であると思われる情報及び資料の収集に積極的に努めるものとする。

部隊長等たる国際平和協力隊員は、速やかに当該内容を取りまとめの上、本部長に対して報告するものとし、本部長は、防衛庁長官に通報するものとする。

(5) 隊員の交代

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成4年政令第268号）第4条に定める場合のほか、本人が、疾病、事故その他一身上の真にやむを得ざるの理由により、隊員が国際平和協力隊の隊員でなくなることを申し出て、本部長がそれを承認した場合には、防衛庁長官は隊員を交代させることができるものとする。

(6) 装備の取扱い

隊員は、装備であって、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるものを隊員以外のものに貸与し又は供与してはならない。

(7) ルアンダ難民救援国際平和協力隊の隊長と国際平和協力隊員たる部隊長等の関係は、別途本部長の定めるところによる。

(案)

ルワンダ難民救援国際平和協力業務（連絡調整分野）実施要領について

〔平成6年9月 日〕
国際平和協力本部長

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第8条第1項の規定に基づき、ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画に従い、ルワンダ難民救援国際平和協力隊により国際平和協力業務（連絡調整分野）が的確に実施されるよう、別紙のとおり、ルワンダ難民救援国際平和協力業務（連絡調整分野）実施要領を作成する。

ルワンダ難民救援国際平和協力業務（連絡調整分野）実施要領

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

(1) 地域

ザイール共和国、ケニア共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国及びガボン共和国の国内とする。

(2) 期間

平成6年9月16日から平成7年3月15日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

以下の(1)、(2)、(3)及び(4)に掲げる業務のうち、これらの業務に関するUNHCRその他の関係機関と以下の(1)、(2)、(3)及び(4)に掲げる業務に従事する自衛隊の部隊との連絡調整に係る国際平和協力業務であって、自衛隊の部隊等以外の者が行うもの。

(1) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第3号ヌ、ル、ヲ、ワ及びタに掲げる業務に係る国際平和協力業務

(2) 飲用その他の日常の用に供する水の浄化（国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務業務として、ルワンダ難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成6年政令第 号。以下「設置等政令」という。）第2条第1号に掲げる飲用その他の日常の用に供する水の浄化の業務に係る国際平和協力業務）

(3) 飲食物の調製（国際平和協力法第3条第3号レに掲げる業務として、設置等政令第2条第2号に掲げる飲食物の調製の業務に係る国際平和協力業務）

(4) 宿泊又は作業のための施設の維持管理（国際平和協力法第3条第

3号に掲げる業務として、設置等政令第2条第3号に掲げる宿泊
第3号に掲げる業務として、設置等政令第2条第2号に掲げる宿
又は作業のための施設の維持管理の業務に係る国際平和協力業務)

3 国際平和協力業務の実施の方法

2に掲げる業務を行うルワンダ難民救援国際平和協力隊の隊員（以
下「隊員」という。）は、ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計
画（以下「実施計画」という。）及び実施要領の範囲内において、当
該業務を行うものとする。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者であることとする。

- (1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有す
る者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であ
ること。
- (3) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を
有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

(1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項

(2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

ア 隊員は、派遣先国の住民との接触に際しては、以下の点に留意
するものとする。

- (イ) 常に公平・客観的な立場を保持すること。
- (ロ) 我が国の国際平和協力隊の隊員としての品位を保持すること。

(ウ) 派遣先国の住民の社会的、宗教的、民族的、文化的慣習を尊重し、住民と良好な関係を維持するよう努めること。

(エ) できる限りスワヒリ語等住民の使用する言語を用いるよう努めること。

イ 隊員は、派遣先国の住民との間で問題が生じた場合には、直ちに国際平和協力隊長にその旨を連絡し、その指示の内容に従うものとする。

6 国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項

(1) 隊員は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断するものとする。この場合、隊員は、自らの安全を確保する等所要の措置を講ずるものとする。

(2) 隊員は、次に掲げる場合に該当する（そのおそれがある場合を含む。）と判断したときは、その状況等を本部長に報告するものとする。この場合、隊員は、本部長の指示を受けるものとする。

ア 隊員が国際業務を実施している地域又はその周辺の地域において、大規模な武力紛争の発生、隊員の活動に対する妨害等により、国際平和協力業務の実施が困難になった場合

イ アに掲げる場合のほか、国際平和協力法第3条第2号又は同法第6条第1項第2号に規定する同意が存在しなくなったと認められる場合

(3) 隊員は、国際平和協力業務を中断している場合には、派遣の終了又は当該業務への復帰の判断に資する情報及び資料の収集等を行い、

本部長に報告するよう努めるものとする。

- (4) 隊員は、国際平和協力業務を中断している場合において、その後の状況の変化により、当該業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合には、当該状況等を本部長に報告するとともに、本部長の指示を受けるものとする。

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする場合の措置

実施計画又は実施要領の変更を必要とする場合には、隊員は、必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受けるものとする。

この場合、隊員は、実施計画又は実施要領の変更があるまでは、従前の実施計画及び実施要領に従い行動するものとする。

(2) 安全のための措置

ア 国際平和協力業務に従事している隊員は、状況が隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、安全の確保のため必要であると判断され、かつ、本部長の指示を受ける暇がないときは、当該業務を一時休止し、自らの安全を確保する等所要の措置を講ずるものとする。

この場合、隊員は、可能な限り速やかに当該状況等を本部長に報告するものとする。

イ 隊員は、必要に応じて、自衛隊の部隊、UNHCRその他の関係機関、在ケニア日本大使館の館員等との連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意するものとする。

(3) 業務を遂行できない場合の措置

隊員は、病気に罹患し又は事故に遭遇することその他特別の事情により、国際平和協力業務を遂行することができないと判断した場合には、その旨を、本部長に報告するものとする。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

ア 報告の内容

隊員は、実施要領の変更を適正に行うための、派遣先国において実施される必要のある国際平和協力業務の具体的内容を把握するための調査、実施した国際平和協力業務の効果の測定及び分析について本部長に報告するものとする。

この場合、隊員は、国際平和協力業務が行われる現地の状況の変化に応じ、当該事務が適切に実施される上で有益であると思われる情報及び資料の収集に積極的に努めるものとする。

イ 報告の要領

隊員は、次に掲げる活動状況を (7) については毎月 1 回を基準とし、 (イ) 及び (ウ) については随時、本部長へ報告するものとする。

(7) 前 1 か月の活動状況及び今後の活動予定

(イ) 緊急事態発生時

(ウ) 本部長に対する要望事項

(5) 装備の取扱い

隊員は、装備であって、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）別表第 1 の 1 の項に掲げるものを隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(6) モザンビーク国際平和協力隊の隊長と隊員との関係

モザンビーク国際平和協力隊の隊長と隊員の関係については、別途本部長の定めるところによる。

無 期 限

報告・供覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 2 (国際社会協力部長 審議官 人権難民課長 難民支援室長 首席事務官 国際協力室)	保 存 期 間			
		1類	2類	3類	4類
		(永久)	(10年)	(5年)	(1年)
		起案 平成 6 年 8 月 25 日			
		完結 平成	年	月	日
		起案者	電話番号		
		甲 野 3111			

回 覧 先

2 (国際社会協力部長
審議官
人権難民課長
難民支援室長
首席事務官
国際協力室)

中道東了フリカ局長

国際平和協力室長

copy 経国志

3 (国際平和協力室長)

下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。

作 名
8月23日付東京新聞(100ワレ難民支援に協力 日本赤十字社国際部
長へのインタビュー)に同報 日本赤十字社への申し入れ

(別紙の要点等)

8月23日付東京新聞(100ワレ難民支援に協力 日本赤十字社国際部長へのインタビュー)の記事に、同部長のPRD発言が載り、「100ワレ難民支援に医療国は必要」と発言したとある。これに対し長崎県知事長が、これを誤解していると、当該記事は発言を正確に伝えていると述べ、記者にはその旨申し入れ、その旨の証明として同部長より甲野日野新聞記者に面会した。

GA-7 (昭和63. 4. 1改正)
外 務 省
回覧番号

8月23日付東京新聞記事に
日赤十字社に証書甲を
(10727 難民支援関連)

6. 8. 25

国難文

8月23日付東京新聞に掲載された日赤十字社
東浦国際部長のインタビュー記事に、同24日

長崎国難文長より日赤十字社国際部長に証書甲
の甲を提出した。翌25日、同東浦国際部長より

中野国難文部長に証書甲の送附がなされた。

(?)

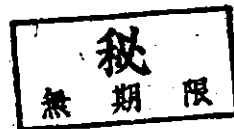
難民支援室長

首席事務官

国際協力部

平和協力部

21-22



4

ルワンダへの自衛隊派遣に関する日赤東浦国際部次長発言（報道）（別添1）
に対する注意喚起について（メモ）

平成6年8月24日

難民支援室

24日、長崎難民支援室長より伊達日本赤十字社国際部長に対し電話にて、ルワンダへの人的貢献に関する報道（日赤 東浦国際部次長発言、23日付東京新聞掲載別添）に関し、以下のとおり注意喚起を行った。

（長崎室長）

23日付の東京新聞にルワンダ難民の話が出ている。その中で、東浦国際部次長のコメントとして、自衛隊のPKO派遣決定には「何を今ごろという感じ、（自衛隊のような）医療団は必要ない。ごく小人数でいいから、現地事情を熟知し、住民に訓練や助言ができる専門家を派遣してほしい。」があった。

人の派遣について一生懸命検討している段階であり、足の引っ張りあいをして、本人に嚴重注意をしてほしい。

（伊達部長）

私は記事自体を見ていないが、ルワンダ難民関連で新聞記者より取材を受ける話は聞いていた。本件に関する事実関係を確認把握して、私から本人に対し嚴重注意をしたい。

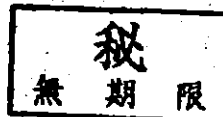
（了）

難民支援室長

首席事務官

国際協力室

国際平和協力室長



ルワンダへの自衛隊派遣に関する日赤東浦国際部次長発言（報道）（別添）
に対する釈明について（メモ）

平成6年8月25日

難民支援室

24日、長崎難民支援室長より伊達日本赤十字社国際部長に対し、ルワンダへの自衛隊派遣に関する同社東浦国際部次長発言（報道）に対する注意喚起を行ったところ、25日、同国際部次長より当室中野に対し、以下のような釈明があった。

1. 東京新聞の記者より取材を受けたのは事実だが、記者に対しては、PKOの派遣を云々する発言をした事実はない。記者からは一般的に日本の対応についてどう思うかという質問があった。自分（東浦）よりは、オフレコにしてほしいと前置きした上で、現地では日本が早く来てほしいという要望が強いという話をした。また、日本では医療支援の側面が強調されているとの印象を受けるが、自分はキブンバの難民キャンプを視察したところ、同地は火山の噴火で溶岩の流出した土質の所に、難民が思い思いにキャンプを設営したものであるため、雨季を迎えた今、これらのキャンプを整理し、ゴマ周辺に新規のしっかりしたキャンプを作る必要があると思われるが、そのためにはブルドーザー等と重機が必要というのが現地の要望である旨話した。
2. 自分（東浦）を取材した東京新聞の記者に対しては、自分の話した趣旨がPKO批判ととられるような形で報道されたのは心外である旨、早速申し入れた。
3. ちなみに、昨日、防衛庁に赴いて、現地視察の模様を話したが、その際にも、医療も大切であるが、土地柄が土地柄（溶岩質の土地で手作業は困難）だけに工兵が大事であるということを申し上げたところである。

（了）

難民帰還へもっと支援を！

在日
ルワンダ人

どう見る？自衛隊PKO

アフリカ中部・ルワンダへの自衛隊PKO（国連平和維持活動）派遣に先立ち、政府の調査団が二十一日、国を出発した。五千人とされる難民を収容する三箇所のキャンプを視察し、一日に約百人の難民が、四月の内に帰国する。地味な任務と見られるが、日本の自衛隊が、ルワンダ人の難民を支援する。自衛隊は、自衛隊法に基づき、人道支援活動を行うことが認められている。自衛隊は、自衛隊法に基づき、人道支援活動を行うことが認められている。

農業 親も子供も殺された
研修生 マスコミは真実伝えて
駐日臨 時大使

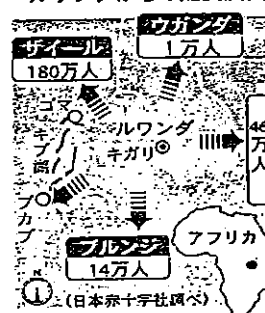


数え切れないほどのテントが林立（左後方）、31万人が住む難民キャンプ。子供も支給食料を運んでいる＝8月13日、ザイール・ゴマ近郊で、日本赤十字社撮影

主要国政府のルワンダ援助

	援助金額	人物支援
日本	1,130万	自衛隊200人か
米	17,600万	米軍3,000人以上
英	3,000万	英軍600人
フランス	400,000万	仏軍500人派遣
ドイツ	1,740万	—
米	670万	自衛隊360人

ルワンダからの難民流出



日本建設要員の派遣急務

日本赤十字社は、ルワンダからの難民流出を支援するため、建設要員の派遣を急務としている。建設要員の派遣は、難民の生活環境の改善に役立つ。日本赤十字社は、ルワンダからの難民流出を支援するため、建設要員の派遣を急務としている。建設要員の派遣は、難民の生活環境の改善に役立つ。



ルワンダの難民（左）が、自衛隊の支援を受け、生活環境の改善に取り組んでいる。自衛隊は、人道支援活動を行うことが認められている。自衛隊は、人道支援活動を行うことが認められている。

ルワンダの難民（左）が、自衛隊の支援を受け、生活環境の改善に取り組んでいる。自衛隊は、人道支援活動を行うことが認められている。自衛隊は、人道支援活動を行うことが認められている。

ルワンダの難民（左）が、自衛隊の支援を受け、生活環境の改善に取り組んでいる。自衛隊は、人道支援活動を行うことが認められている。自衛隊は、人道支援活動を行うことが認められている。

13

秘
無 期 限

報 告 ・ 供 覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主 管 ○ 総合外交政策局長 ○ 審 議 官 ○ 総 務 課 長 ○ 国連政策課長 国際平和協力室長 首席事務官	保 存 期 間			
		1 類	2 類	3 類	4 類
		(永久)	(10年)	(5年)	(1年)
		起案 平成 6 年 9 月 19 日			
		完結 平成 6 年 9 月 日			
		起案者		電話番号	
		角室長		(取扱石田) 2346	
回 覧 先					
○ 総括審議官 合弁事務官 総務課長 ○ 国際緊急援助室長 ○ 中近東アフリカ局長 ○ 弁 事 官 ○ アフリカ第一課長 ○ 難民支援室長 ○ 外務報道官 ○ 報道課長 ○ コピー配布					
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。					
件 名					
ルワンダ難民支援（ニュース・ステーションへの抗議）					
(別紙の要点等)					
9月15日に放送されたテレビ朝日のニュース・ステーションにおけるルワンダ難民支援問題の取り上げ方につき、角総平長から同番組プロデューサーに対し行われた抗議別紙のとおり。					

9月19日、角総室長は15日のニュース・ステーションにおけるルワンダ難民支援の取り上げ方が極めて問題があったとして、同番組の責任者、長谷川プロデューサー、藤岡ディレクターに抗議したところ次の通り。（先方より、当方の話を聞きたいとして行われたもの）

1. 冒頭角室長より次の通り述べた。

（1）15日のニュース・ステーションにおけるルワンダ難民の取り上げ方は下記の点において問題があると考える。

（イ）同放送においては、外務省は現地における要員の安全問題を口実にJMTDRの派遣を検討しなかったように述べているが、現実には要員の安全の確保は大きな問題である。

（ロ）同番組は、「大多数の難民の中に自衛隊などを派遣しても焼け石に水であり、500人のJMTDRの派遣をするべきである」と述べているが、現地でUNHCRが望んでいるのは自衛隊の持つ空輸能力、防疫能力、給水能力であり、またJMTDRの登録数は500名であるとしても、実際に現場に行けるのはせいぜい10名程度であることからみてもかかる取り上げ方は全く事実と反する。

（ハ）外務省内の総合外交政策局と経済協力局との間の権限争いが今次難民支援においてJMTDRを派遣できなかった原因としているが、いかなる理由を持ってそのようなことを言うのか全く示していない。

（ニ）また、久米及び和田両キャスターの取り上げ方も最初から外務省はけしからんというものであり、極めて悪意に満ちたものであった。自分（角室長）は、テレビ朝日の藤岡ディレクターよりインタビューを頼まれ応じたものであるが、同人とはニューヨーク勤務時代からよく知っていたことから、同人を信用していたが、このような取り上げ方は同人が事前に説明越した「JMTDRを今後どうするかにつき前向きに取り上げる」との方針とは全くかけ離れたものであり、遺憾である。そもそも、本件番組に協力した外務省に対し悪意に満ちたコメントをするということは世の常識と反する。

2. これに対し長谷川プロデューサーは、次の通り述べた。

（1）番組の意図はJMTDRを今後どうするかにつき、前向きに考えるもので

あったが、確かにキャスターの発言、特に自衛隊の派遣は焼け石に水云々の話は的確性を欠くものであったと思う。

(2) 只今、伺ったコメントについては久米、和田両キャスターとも話し合うこととする。

(3) ニュース・ステーションとしては、今後バランスの取れた報道を行っていきたいと思うので外務省の協力をお願いしたい。

3. 当方よりは、今後の対応はニュース・ステーションの取り上げ方を見て判断するが、繰り返しになるも番組の制作に協力した者を番組の中で事実と反する形で批判することは極めて遺憾である旨述べ、話し合いを了した。

(了)

23

秘
無 期 限

報 告 ・ 供 覧

大 臣 ○ 秘書官 政務次官 ○ 事務次官 ○ 外務審議官 外務審議官 ○ 官 房 長	主 管	保 存 期 間
	○ 総合外交政策局長 ○ 審 議 官 ○ 総 務 課 長 ○ 国連政策課長 ○ 国際平和協力室長 ○ 首席事務官	1 類 2 類 3 類 4 類 (永久) (10年) (5年) (1年)
		起案 平成 6 年 9 月 20 日
		完結 平成 年 月 日
回 覧 先		起案者 電話番号
○ 総括審議官 ○ 今井参事官 ○ 総 務 課 長		角室長 (報.石田) 2346
		○ 中近東アフリカ局長 重家参事官 ○ アフリカ第一課長 ○ 難民支援室長 配布
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		
件 名		
ルワンダ難民支援 (近藤 豊議員への説明)		
(別紙の要点等)		
9月19日、角総平長は、ルワンダ難民支援問題に関し、 近藤 豊議員の求めに応じ 説明したところ 別紙の とおり。		

9月19日、求めに応じ往訪した角総平長は、近藤 豊議員（日新）に対し、ルワンダ難民支援のための自衛隊派遣につき説明したところ右概要次の通り。

1. 当方より自衛隊派遣に至った経緯につき述べたところ、近藤議員は、外務省として今回自衛隊派遣を推進した理由はわかったが、このような難民問題は今後多発する可能性があり、それにいちいち日本として対応していたのでは際限が無くなるのではないかと述べた。これに対し、当方よりルワンダ難民問題は、これまで類の無いほど多数の難民が発生した問題であり、我が国として何らかの対応を行うことが当然であったと考える旨、また、確かに日本として全ての難民支援のために自衛隊を派遣することは到底出来ないが、ルワンダ難民問題は現在全世界の難民問題の象徴的な問題となっており、難民支援のために自衛隊を派遣することは国際的にも評価を受けるものである旨述べた。

2. 先方より日本はルワンダにおけるジェノサイドに関し何らかの発言を行っているのかとの発言があったのに対し、当方よりルワンダ新政府は関係者の処罰を主張しているが、フツ族を帰還させるためには、報復を受けないとの保証が必要であり難しい問題である旨述べた。

3. 先方より、日本はジェノサイドに関し明確に非難するべき旨、また、自衛隊の派遣時期については長期化しないよう配慮すべきである旨述べた。当方より、ジェノサイドの問題については関係課に伝える旨、また、派遣時期については今後決定するが、とりあえずの3カ月を延長する場合にも際限なく派遣されることにならないよう配慮することは当然である旨述べた。

（了）

秘
無 期 限

報 告 ・ 供 覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主 管 ○ 経済協力局長 ○ 審 議 官 ○ 審 議 官 ○ 政策課長 国際緊急援助室長	保 存 期 間 1 類 2 類 3 類 4 類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 6 年 9 月 30 日 完結 平成 年 月 日 起案者 電話番号 和田 2817
回 覧 先 ○ 報道課長 ○ 国際協力課長 ○ 国連政策課長 ○ 国際平和協力室長 ○ 民間援助支援室長 ○ 調査計画課長 ○ 国際機構課長 ○ 技術協力課長 ○ 開発協力課長 ○ 有償資金協力課長 ○ 無償資金協力課長 ○ 印 北 - 配付		
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		
件 名 ルワンダへの緊急援助隊の派遣 (中島朝日新聞社会部記者からの照会電話)		
(別紙の要点等) 1. 29日、中島記者より標記に関し照会あり。 2. ルワンダ難民については、PKO法で対応することについて説明。		

ルワンダへの緊急援助隊の派遣

(中島朝日新聞社会部記者からの照会電話)

平成6年9月29日
国際緊急援助室

29日、午後、朝日新聞の中島記者より電話があり、「緊急援助隊に登録している医師の中には、ルワンダ難民支援に参加したいのに、参加出来ないと言って、不満を漏らしている者がいる。この間の事情について伺いたい」旨申し越した。よって、当室室長が個人的見解として事情説明に応じたところ、その際の主なやり取りの概要以下の通り。

〔中島記者〕平成4年にPKO法が成立して、緊急援助隊法の適用対象が変わったか。

〔室長〕否。緊急援助隊法は、自然災害等を対象にして昭和62年8月に成立、同年9月に公布、施行された法律であるが、その後適用対象が変更された事はない。

〔中島記者〕かつては、緊急援助隊法で難民支援を行っていたではないか。

〔室長〕①難民を支援対象にしたことは無い。但し、難民が居る場所に疾病が発生した際に、疾病そのものは自然災害であるという考え方の整理に基づき、これに対して医療チームを派遣したことはある。
②緊急援助隊法は、一貫して自然災害を対象にして来ている。

〔中島記者〕平成4年にPKO法が制定されて以来、緊急援助隊の派遣数が極端に減少している。これは難民を適用対象から外したためではないか。

〔室長〕①派遣数が減少している背景には色々な原因がある。
例えば、本年5月2日、バングラデシュを襲ったサイクロン災害の際に、先方政府に対し、わが国から緊急援助隊を派遣する用意がある旨伝えたところ、同政府は自力で復興をしたいとして断われた例がある。
また、6月6日のコロンビアの地震災害については、被災地が反政府ゲリラの活動拠点の一つであったために安全の保証が得られず、派遣を見送っている。
②なお、通常難民は様々な問題を抱えているおり多角的な支援を必要としている。かかる観点から、PKO法が成立して、疾病に限らず難民が抱えている問題に幅広く対応出来るようになったことは、大きな前進であると考えている。

〔中島記者〕難民はPKO法で見るという明文の規定があるのか。緊急援助隊法でも並行的に支援が出来るようにしても良いではないか。

〔室長〕①PKO法には、「被災民」という表現で規定がある。
なお、平成3年9月25日、「衆議院国際平和協力等に関する特別委員会」において、上原康助議員より「難民の救済、例えば去年の湾岸戦争において色々な難民問題が出た。イラク、クウェートあるいはその他の周辺地域におけるそういう事態にも(PKO法で)対処し得るのか。」という質問があった。

これに対し、当時政府委員であった野村国際平和協力の法体制準備室長は、「PKO法は、難民問題についても対応出来るようになっている」旨、明確に答えている。

②更に、最近では、8月24日の参議院決済委員会において、河野副総理兼外務大臣が、難民はPKO法で対応する旨答弁しており、この点は明確になっている。

〔中島記者〕 ルワンダで医療活動を行いたい気持ちを持っている医師がいるにも拘らず、その気持ちが生かされないのは問題ではないか。

〔室 長〕 ①そのような医師の方々の気持ちは大変有り難く思っている。しかし、緊急援助隊に登録している医師の行動を制約している事実はない。現にこれらの医師の中には、国際赤十字の活動に参加してルワンダ難民支援活動に参加した者がいると承知している。
②難民支援をPKO法で見るようになったのは、ルワンダ難民問題の例でも分かる通り、紛争に起因する難民問題は、本国の紛争を引きずっている場合があって流出国の内政問題が絡んだり、安全上の問題があること、わが国の貢献が求められるような難民問題は、必ずと言って良いほど国連が関与することなどの理由から、同法に馴染むためもあると思う。

〔中島記者〕 民間人の医者が、自己の危険負担で参加したいと言っているのだから、出してやれば良いではないか。

〔室 長〕 ①繰り返し申し上げるが、民間の医師の行動を制約しているというのは、全く誤解である。
②緊急援助隊法により、民間人の医師を、国の業務のために海外に派遣することがあるが、そのような民間人の医師の生命、身体に危険が予想される場合には派遣しない。これには、昭和62年8月19日、同25日の衆、参議院外務委員会の附帯決議、平成3年9月19日の閣議決定がある。
これに対し、PKO法では、危険を伴うケースが想定されている。
③個人的な見解であるが、今回ルワンダ難民支援のために、PKO法関係者が自衛隊の部隊の派遣に先立ち、対応が遅いとの不評を顧みず、時間をかけて2回にわたり調査団を派遣して、支援ニーズと安全の確認、現地支援体制について調査したことは、極めて適切な対応であったと思っている。実際、その結果として、支援ニーズを明確にすることが出来たし、安全上問題があることや、自己完結的なチームでなければならないことなどが判明した。
④このように、派遣前の安全確認などの情報入手に時間を掛けたにも拘らず、一部の新聞は安全の確認が不十分であるとする記事を載せている。このことは、ある意味ではルワンダ難民支援活動は危険が伴い、仮に可能であったとしても、緊急援助隊法に基づく丸腰の民間人の医師を派遣出来ない治安状態にあることを示していると思う。
⑤また、後方支援についても、今まで緊急援助隊として派遣された医師に対しては、常に現地大使館の関係者が、空港に出迎え、車で送迎え、通訳を雇い、食事の手配をし、宿舎確保を行っており、そのような支援が得られない所に派遣した実績はない。しかし、ルワンダ難民支援の場合は、このような後方支援は難しく、UNHCRが求めている自己完結型のチームでなければ、活動は困難と考える。(了)

FAX

GM: 3453

p2

※総第 105856号001公館宛 GM3453-02
平成 6 年 10 月 14 日 秒受付
16 時 0 分 33 日

秘
無 期 限

YYYYYY

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官

※発電係 1 2 12
起案
平成 6 年 10 月 13 日
起案者 電話番号
岸田外相 (岸田公 2346)

(※印欄内は電信課記入)

協議先

(注意) 1 枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在	中国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	事務連絡			
主管・文書記号	※電番	大至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード
総平	第2704号			
転電 転送 在 転報	※転電番号		大至急 至急 普通 (優先処理)	
		大 使・総領事あて		
※				
10585621 優先 TYUUGOKU F電				

GB-1

外 務 省

回覧番号 1387

(昭和六三・六・三十改正)

2
GM:3453

国広大使へ

柳井総政局長より

ルワンダ難民救援活動に関する我が国の人的貢献に関しましては、日本国内のマスコミの中には外務省の独走によって決定されたとする向きもありますが、このような見方は全く事実と反します。後藤田元官房長官もかかる見方をされている趣もあるところ、貴地訪問中の同元官房長官と国広大使との懇談の折にも、この件が話題になりえますので、右決定に至る経緯に関する資料を別FAX信1（外部に出している資料）、2（より詳しい資料）にて送付します。つきましては、ルワンダ難民支援問題が話題になる場合には、本件決定が念には念を入れて行われたものであることを必要に応じ説明おき願いたく、宜しくお願いします。

なお、外部には一切出しておりませんが、今次自衛隊の派遣に際しては、早い段階で防衛庁より国際平和協力本部事務局ならびに当方に対し自衛隊の派遣について検討しても良いとの感触が伝えられておりますところ、右経緯についてもお知らせいたします（別FAX信3：貴地接到後極秘に指定換え下さい）が、本件については取扱いに留意下さい。

（了）

FAX信

GM: 3455

※総第105859号001公館宛 GM3455-43

平成 6 年 10 月 4 日
16 時 2 分 3 秒 受付秘
無 期 限

YYYYYY

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長主管
総合外交政策局長
審議官
総務課長
国連政策課長
国際平和協力室長
首席事務官※発電係 1 2
起案
平成 6 年 10 月 13 日
起案者 電話番号
内務局長 (松平 2346)

協議先

(※印欄内は電信課記入)

在

中国

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

年終連絡

主管・文書記号

総平

※電番

FAX信
FAX信

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

(八〇字)

往電総平才2704号別FAX信。

※

10585960

優先

TYUUGOKU

F信

GB-1

外務省

回覧番号

1387

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(昭和六三・六・三十改正)

ルワンダ難民救援活動のための人的貢献に関する経緯

平成6年10月12日

外務省

- 7月22日 ・緒方H Cが電話で河野外相に対しルワンダ難民支援を要請。
- 7月26日 ・U N H C Rがルワンダ難民支援に関するアピールを発出。
- 8月2日 ・外務省、総理府からなるルワンダ難民支援ミッション（第1次調査団）出発（11日帰国）
- 8月12日 ・同ミッション調査結果報告（我が国の人的貢献の必要性、自己完結性の高い参加が必要等）
- 8月18日 緒方H Cが電話にて総理に対し人的支援について積極的な対応をお願いする旨要望。
- 8月22日 ・総理府、外務省、防衛庁からなるルワンダ難民支援実務調査団（第2次調査団）出発（30日帰国）
・緒方H Cが村山総理、五十嵐官房長官、河野外相とそれぞれ会談し、金、物、人がそろった総合的な協力の必要性を強調しつつ、自衛隊の派遣も含めできる限りの人的貢献の実現を要請。
- 8月31日 ・第2次調査団結果報告（自己完結性を有する自衛隊部隊を中核とする国際平和協力隊により医療、給水、防疫、空輸等の分野における国際救援活動への協力が適当等）
- 9月4日 ・ルワンダ難民支援連立与党調査団出発（11日帰国）
（・与党調査団は医療、給水、防疫、空輸の4分野での協力について、現地のU N H C R等関係者の要望・ニーズを調査）
- 9月12日 ・U N H C Rから正式に文書により派遣要請あり。
・同調査団より総理、官房長官に報告。連立与党政策調整会議等で要員派遣を了承。
- 9月13日 ・ルワンダ難民救援国際平和協力業務実施計画等を閣議決定。

GM: 3455

別FAX 2

3

ルワンダ難民救援活動（人的貢献）に関する経緯

平成6年10月10日

総 平
近 ア 1

5月9日（月）

- ・ UNHCRがブルンジ・ルワンダ難民支援に関するアピール（資金協力）を発出。

7月20日（水）

- ・ 緒方HCより、遠藤寿府代大使に支援要請。

22日（金）

- ・ 緒方HCより、電話にて河野外務大臣に支援要請。
- ・ クリントン大統領の総理宛書簡（第一回）

（ルワンダ難民支援に関し、米国の支援策の説明、日本のUNHCR及びUNAMIRへの財政的・人的支援の呼びかけ。）

- ・ 国連事務総長統一アピールの発出。

26日（火）

- ・ UNHCRが難民支援に関する追加アピール発出。

（「サービス・パッケージ」を含む。）

- ・ 政府のUNHCR等への追加資金協力（第2次）閣議決定。

（総額約3,230万ドル。なお、発表の際、「人的貢献、物資供与についても、我が国の既存スキームにていかなることができるか、現在鋭意検討中。」と説明）

- ・ 総平長より鈴木事務局長に対し、ルワンダ難民支援のための物資協力に関し依頼、引き続き総平とPKO本部事務局との間で物資協力を行うことで合意。

27日（水）

- ・ 外務省よりPKO本部事務局にUNHCRの希望品目リストを指示。

8月1日（月）

- ・ 「ルワンダ難民支援ミッション」派遣発表

(人的貢献策等をさぐることが目的)

GM: 3455

- －河野大臣、斉藤次官へ派遣の説明
- －官房長官、両副長官へ派遣の説明

(官房長官より、人的貢献として何か行う必要ある旨コメントあり。他方、石原副長官より、遠いアフリカまで政府が人を出すのはどうか、NGO支援くらいで良いのではとのコメントあり。)

2日(火)

- ・「ルワンダ難民支援ミッション」(第一次調査団)出発(～11日)
- ・ジュネーブにてルワンダに関する拠出国会議

3日(水)

- ・斉藤次官より総理への定例ブリーフの際、人的貢献につき検討中なる旨説明。

(「人的貢献につき、国際平和協力法に基づいて対応することを検討していきたいと、またルワンダUNVプロジェクトへの一般人の送り込みやJOCVのOB派遣の可能性も考える。」と説明。総理は「金銭だけでなく、やはり人的貢献を行わないと目立たないということだろうね」と述べた。)

- ・総理のクリントン宛書簡(返書)

(日本の追加支援策の決定及び物資供与、人的支援等を検討中なる旨説明)

9日(火)

- ・山崎審議官、総平長より、河野外務大臣に対し、ルワンダ難民支援のために、自衛隊を派遣する事を打診、河野大臣より、必要であれば自衛隊の派遣を検討すべきとの回答あり。

11日(木)

- ・「ミッション」(第一次調査団)帰国。外務省にて報告会。「報告書」作成。

12日(金)

- ・ルワンダ難民物資協力、閣議決定。我が国より物資をウガンダ(エンテベ)に向けて空輸。
- ・斉藤次官への報告書を説明し、了承を得る。

- 大臣へ第一次調査団報告。

(大臣より、「緊急かつ自己完結的なものとして自衛隊の派遣が必要と判断する。官房長官への報告の際には、自分も同席して、この旨意見を述べる」旨言われた。)

その後、大臣から官房長官に電話されたところ、与党内の了解をとる必要があるので、直接意見を言われるのは、待って欲しい」旨の回答あり。同席は見合わせることにとした。)

- 官房長官への報告

(官房長官より、「自衛隊の派遣については、与党内の了解が必要なので、関係者への説明をするように」との指示あり。)

- 総理大臣への報告

(総理より、「人的貢献の方策については、あらゆる可能性を検討する、との対外発表とするように」との指示あり。)

- 自民党への説明

(加藤紘一政調会長：「自分は良いと思う。関山先生(社)に連絡する」)

山崎拓国防部長：「自分はもともと賛成。岩垂先生(社)に連絡する。」)

- 新党さきがけへの説明

(鳩山由紀夫代表幹事：「(小沢鋭仁防衛部長に連絡し、了解をとった上で)自分は良いと思う。遅くならないように、とにかく急いで欲しい。」)

13日(土)

- 社会党への説明

(加藤紘一先生より、関山伸之(社)政審会長に社党内の意見調整を求める。)

(山崎拓先生より、岩垂寿喜男(社)安保部長に説明したところ、岩垂先生は「自衛隊でなければ行動出来ないというのはわからなくもない。ただ、関山政審会長から充分説明を受けていない」旨述べた。右を受け、加藤先生より関山先生に、岩垂先生への説明を依頼。)

15日(月)

GM: 3455

- ・次の社党関係者に説明した。

－岩垂寿喜男安保部会長

(「自衛隊派遣を検討開始するとの説明は了解できるが、党内関係者、(特に安保部会メンバー、内閣及び外政部会の正副部会長)の了解が必要。16日(火)中にも了解をとりつけに努力する。)

－久保亘(社)書記長

(「話は聞いている。18日(木)に自分も出席して党内で議論する。」)

－五藤正規(社)副書記長

(「自衛隊は出さざるを得ないと思う。社党としては、安保部会の意見を踏まえ、18日(木)に党の考えを決定したい。)

－前島秀行(社)副書記長

(「了解した。総理は早く決断すべきだ。」)

－田口健二(社)内閣部会長

(「人的協力の必要は理解」)

－伊藤茂(社)外交部会長

(「了解した。」)

- ・新党さきがけへの追加説明

－武村正義蔵相(秘書官を通じて説明)

(「派遣に異存はないが、5原則との関係や今後想定されるP K O活動への参加を念頭に置き、十分議論して決めるべき。」)

－管直人政調会長(ケニア出張中につき、電話連絡)

(「自衛隊がなしくずし的に出るという印象を与えないよう、P K O法上の位置づけを国民に納得させることが必要。」)

16日(火)

- ・岩垂安保部会長談(「安保部会メンバーを中心に了解をとるべく努力中。党内には「別組織論」もあり、慎重にやる必要あり。与党議員団の現地調査も必要。17日(水)の与党防衛調整会議で意見を

まとめ、社党としては18日（木）の中央執行委で結論を出したい。）

17日（水）

・与党防衛調整会議

（結論「防衛庁の調査団派遣については、すでに成立したPKO法の「人道的な国際緊急救援活動」に限られること、ルワンダ難民の状況が人道上緊急かつ深刻であることにかんがみ、これを了承する。……また、武器の携行については、多数の国際機関やNGOが全くの「非武装」で活動していることを考慮すべきであるが、隊員の安全確保という観点から現地の状況を踏まえて慎重に判断すべきものとする。……与党国会議員による調査団の派遣を提案する。」）

・クリントン大統領の総理宛書簡（第二回）（日本の財政支援や物資協力を評価）

18日（木）

・社会党の3役会議及び中央執行委員会（与党防衛調整会議の調整結果を了承。）

・与党政策調整会議（連立与党として自衛隊部隊による人道的国際救援活動への協力につき検討開始することを持回りで了承。）

・休暇帰国中の緒方HCより電話にて総理に対し、人的支援について積極的な対応を期待する旨要請。

・総理及び官房長官へ石原副長官から与党の調整結果を報告し了承を得る。（石原副長官より「自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への協力については、先程、その検討を開始することにつき与党側の了解を得た旨を総理、官房長官に御報告申し上げたところ、できるだけ早く防衛庁も参加した形での現地への「ルワンダ難民支援実務調査団」を派遣し、更に検討を進めるよう指示がありました。」）

22日（月）

・帰国中の緒方HCが総理、官房長官、河野外務大臣とそれぞれ会談。

（総合的な協力（人、物、金）の必要性を強調して、できる限りの人的貢献の実施を要請。）

・「ルワンダ難民支援実務調査団」（第二次調査団）出発。（～30

日)

- ・野党改革推進政策幹事会への現状説明

23日(火)

- ・帰国中の緒方HC記者会見(人的貢献の重要性、6ヶ月は必要等。)

25日(木)

- ・自民党外交調査会への現状説明。
- ・米大に対し自衛隊の輸送に関し、アントノフ又は米軍C-5の利用につき考えるので経費等につき米側がどのような考えでいるのか照会するよう訓令。

26日(金)

- ・自民党政調・外交関係合同会議への現状説明。

30日(火)

- ・第二次調査団帰国。
- ・同調査団の関係省庁帰国報告会。(報告書作成にあたり、治安情勢について、「治安の悪化」及び「銃撃戦」の文言につき、外務省(総平)と防衛庁(防衛政策課)との間でやりとりあり。)
(現実には、一行がゴマ空港脇をマイクロバスで移動している時に多数の銃声を聞き、その際着弾し土煙があがっているのを一部の人が見たというもの。防衛庁案は「白昼の銃撃戦」としていたため、これを「銃撃を目撃した」で決着したもの。)

31日(水)

- ・総理、官房長官(外相臨時代理)及び防衛庁長官へ調査団報告及び政府の基本方針案を説明。)

9月 1日(木)

- ・連立与党防衛調整会議へ調査報告を説明。
- ・総理より防衛庁長官に自衛隊の派遣につき準備要請。防衛庁長官が準備を指示。

2日(金)

- ・官房長官から、自衛隊の派遣の基本方針を公表し、派遣に向けて一層準備を進めていく旨発表。(官房長官定例記者会見。)

4日(日)

- ・「ルワンダ難民支援与党調査団」出発(～11日(日))

7日(水)

- ・鈴木事務局長、平沢防衛審議官、角室長より、大出郵政大臣に説明。
大出大臣は「機関銃は絶対だめ」と激怒。

8日(木)

- ・鈴木事務局長、角室長より、野坂建設大臣に説明。先方は了承。
- ・鈴木事務局長、平沢防衛審議官より小里北海道開発庁長官に説明。
先方は了承。

9日(金)

- ・鈴木事務局長、平沢防衛審議官、角室長より浜本労働大臣に説明。
先方了承。

11日(日)

- ・「与党調査団」帰国
(空港にて、山崎拓先生も入り今後の段取り打合せ。機関銃を一丁
携行につきあわせ協議。)

12日(月)

- ・総理、官房長官に与党調査団より報告。
- ・連立与党内閣・外務・防衛合同調整会議(同調査団より結果報告、
実施計画等了承)。
- ・連立与党政策調整会議(実施計画等了承)。
- ・実施計画案の閣議請議につき最終確認(総理、官房長官、外務大
臣、防衛庁長官)
- ・UNHCRよりの正式要請接到。

13日(火)

- ・安全保障会議
- ・閣議(実施計画、政令決定)。
- ・米側よりゴマ空港の使用は適当でないとの連絡あり。米側に対し、
C-5がゴマ空港の安全上の問題から着陸できないのであれば、我
が国としてはアントノフを輸送手段として使うことを選択する旨通
報。

- ・国会報告。

16日(金)

- ・国際平和協力本部長(総理)に実施要領を説明、御了承(決定)。

17日(土)

- ・航空自衛隊の先遣隊派遣。

18日(日)

- ・国際平和協力本部事務局長が現地調査出発(国際平和協力隊業務環境調査)(~23日)

19日(月)

- ・派遣に際しての官房長官談話発表。

21日(水)

- ・陸上自衛隊の先遣隊本邦発。

22日(木)

- ・防衛庁長官がルワンダ方面視察に出発。

20(火) - 24日(土)

- ・航空自衛隊の本体(一部)が本邦発。

23日(金)

- ・ワシントンにて河野外務大臣よりペリー米国防長官に自衛隊の派遣につき説明。ペリー長官より、ニューヨークとザイールの治安につき説明させたい旨回答。

26日(月)

- ・国際平和協力本部事務局長が官房長官に出張報告。官房長官より「自衛隊派遣を計画通り行うことで良いか」との質問があり、鈴木PKO本部事務局長、須藤近ア局長及び村田防衛局長より「予定通り進めることにて問題ない」旨回答。(情報連絡会議(定例)等開催を決定。)

27日(火)

- ・ニューヨークにて河野外務大臣は、ブルル・ザイール外相に対し我が国の要員派遣に対するザイール政府の協力方依頼。ザイール外相は、全面的に日本の活動に協力する旨回答。
- ・総平長ザイール・ゴマに滞在(30~10月4日)のため出発。

29日(木)

- ・ ニューヨークにて河野外務大臣は米国国防省担当官より現地情勢に関しブリーフを受ける。
- ・ 第一回情報連絡会議開催(官邸)

30日(金)

- ・ 陸上自衛隊の本隊(一部)が出発。

10月2日(日)

- ・ 陸上自衛隊の本隊(一部)がゴマ着。

4日(火)

- ・ 新党さきがけ政府調査会議へ現状説明
- ・ 緒方HCより電話にて総理に派遣のお礼

5日(水)

- ・ 社会党外務部会へ現状説明

6日(木)

- ・ 自民党政調・内閣・外交関係合同部会への現状説明
- ・ 自民党政調審議会への現状説明
- ・ 連立与党内閣・防衛・外交関係合同部会への現状説明
- ・ 連立与党政策調整会議への現状説明
- ・ 第二回情報連絡会議開催(官邸)

7日(金)

- ・ 在ザイール大使館再開
- ・ 自民党総務会への現状説明
- ・ 連立与党総務会への現状説明

GM:3455

別添3
12

ルワンダ難民救援活動（人的貢献）に関する経緯

平成6年10月10日

総 平
近 ア 一

7月28日（木）

- ・防衛庁へ、自衛隊のルワンダ関連の派遣を打診。
（総平長→防衛政策課長、先方より、きわめてむつかしい旨の回答あり。）

8月3日（水）

- ・畠山防衛事務次官より鈴木事務局長に対し、電話にて「防衛庁として、外務省より要請があれば、難民支援のため自衛隊の派遣を内々検討する用意あり。」との連絡あり。（後刻、鈴木事務局長より柳井総政局長にその旨通知あり。）

5日（金）

- ・外務省及びPKO本部の担当者間で自衛隊派遣も含め具体的方法につき検討。（出張中の「第一次調査団」に対し、現地で期待されている自衛隊部隊の任務、規模、期間等につき調査するよう訓令。）

10日（水）

- ・防衛政策課長及び陸幕運用課長より総平長への内話あり。
（「8月20日までに派遣が決定されれば、9月中旬までに第一陣が現地に到着、同下旬に本隊到着が可能。6か月間を覚悟。給水を中心に、衛生部隊も含め180名程度となろう。また、ケニアからC130を現地に飛ばし、支援する。給水車等の機材はロシア機（アントノフ）をチャーターして現地に輸送する。右検討を行うのは、ルワンダ支援であれば、国内広報上からも支持が得られると判断したため。9月上旬には、防衛庁として現地調査団を出す必要があるから、その際には外務省からも人を出して欲しく、また自衛隊の派遣中は外務省からも現地に人を出してもらいたい。」）

GM: 3455

(郷月号)

別添4
取扱注意

ルワンダ難民支援 (文芸春秋11月号)

想 定 問 答 目 次

平成6年10月12日

国際平和協力室

問1. 政府第二次調査団や与党調査団による楽観的な報告書が官邸に提出された一方で、9月16日、ゴマの治安状況を正確に記した「極秘文書」が総理に対し報告された由であるが、右文書の内容如何。
----- P 1

問2. 外務省は、治安に関する極秘情報を知りながら、9月13日に閣議決定前には意図的に総理に報告していなかったのではないか。
----- P 2

問3. 現地の治安は「ザイール兵がいるから大丈夫」とし、また、ザイール当局に現地の治安の確保及び自衛隊の安全確保を求めたことは、認識の甘さを示すものではないか。
----- P 3

問4. 右「極秘情報」ではザイール兵自体が混乱の原因を作っているとしているのに、外務省より駐日ザイール共和国臨時代理大使に対し、自衛隊の安全確保に最大限の配慮を求めたのは不見識ではないか。
----- P 4

問5. 右「極秘報告」には「銃撃戦が行われている」との記述があるが、第二次調査団の報告の記述と齟齬があるのでないか。
----- P 6

問6. 外務省は、ゴマ地区の惨状、旧政府軍、各国派遣部隊についての情報を各国及び国連筋を通じ隠し持っていたのではないか。かかる情報を公表せよ。----- P 10

問7. 派遣部隊全員に配布された「ハンドブック」の内容如何。
----- P 11

問8. こうした情報の中には、多くの国の派遣部隊が、現地にとどまるのは3-6週間が限界と判断していることも含まれていたのではないか。
----- P 12

問9. 現地にとどまるのは数週間が限界との多くの国の派遣部隊の判断を得ていたにもかかわらず、派遣期間を3カ月と決めたことには無理があったのではないか。-- P 13

問10. 輸送機としてC-5を使えないということについては、米軍より、現地の滑走路状態が悪いということに加え、「ゴマの治安状態が悪いから飛ばない」ということを伝えてきたというのは事実か。
----- P 14

問11. 外務省は政府の一次調査団で、自衛隊が活動するときには米・仏軍が撤収するという情報を掴んでいながら、具体的な形では防衛庁に情報を渡さなかったとなっているが、事実関係如何。 ----- P 1 6

問12. 全ての閣僚は、全く実態を聞かされないまま、自衛隊の派遣を決めるという大失態を演じてしまったとの批判があるがコメント如何。 ----- P 1 7

問13. 派遣の大義名分である「人道的援助」とは裏腹に、現地に存在するだけで部族対立の渦中に足を踏み入れる事となる。その意味で、今回の自衛隊派遣は中立性の原則に反しているのではないか。 ----- P 1 8

問14. 機関銃を携行したといっても、現地の治安状況を考えれば、7. 62ミリの機関銃1挺では装備として不十分なのではないか。 ----- P 1 9

問15及び16.

今回の派遣に当たって、最悪のケースである自衛隊部隊の撤収等を想定したマニュアルを予め作成しておくべきではなかったか。 ----- P 2 0

問17. 現地の連絡調整チームの任務如何。 ----- P 2 1

問18. 当初、安全なナイロビだけに連絡調整チームを置こうとしていたというのは事実か。 ----- P 2 2

問19. 外務省が自衛隊派遣にこだわったのは、国連安保理常任理事国入りを念頭に置いてのことだったのではないか。 ----- P 2 3

問20. 外務省は、今回の自衛隊派遣に当たって、米・仏軍が撤収した後で自衛隊が活動すれば、「米軍の代わりも可能」とアピールできるとの本音があったというのは事実か。また、クリントン大統領の要請があったから本格的に検討したというのであれば、今回も日米関係を考慮して自衛隊の派遣を決めたということか。 ----- P 2 4

問21. 7月、クリントン大統領から村山総理宛に人的支援の要請が来ていたのは事実か。事実だとすればどのような形で伝達されたのか。書簡であれば公表すべきではないか。 ----- P 2 5

ルワンダ難民支援想定問答（文芸春秋11月号）

問1. 政府第二次調査団や与党調査団による楽観的な報告書が官邸に提出された一方で、9月16日、ゴマの治安状況を正確に記した「極秘文書」が総理に対し報告された由であるが、右文書の内容如何。

答.

御指摘の「極秘文書」が如何なるものか定かではないが、ゴマの治安状況に関しては、政府調査団や与党調査団等我が国独自の調査に加え、在外公館等を通じ、関係各国・国際機関等よりの情報収集にも努めており、右情報については、随時総理を含む関係者に報告している。

（更問 9月16日付けの文書というものはないのか。どのような内容か。）

ゴマの治安状況に関しては、9月16日にもまとめて総理にご報告したところであるが、かかる報告では、ゴマの全般的な治安状況、難民キャンプの治安、援助関係者の安全確保等も含め報告している。

（更問 同日付の報告書は提出できるのか。）

各国・国際機関から内々に入手した情報もあり、文書自体を提出することは差し控えたい。

（更に、「報告書」を提示されて、外務省との関係如何と問われた場合）

我々が在外公館及び国際機関より入手し得た情報はたえず総理を含む関係者に報告しているが、右は、総理に対して行った数多くの報告書の1つであり、その時点での情報を網羅的に列挙したものである。政府として、右をもって最終的な判断をした訳ではない。

ルワンダ難民支援想定問答（文芸春秋11月号）

問2．外務省は、治安に関する極秘情報を知りながら、9月13日の閣議決定前には意図的に総理に報告していなかったのではないか。

答．

今回のルワンダ難民に対する支援に当たっては、外務省が入手し得た情報は、当然のことながら関係省庁と共有し、総理、官房長官にも随時報告を行ってきている。従って、外務省が、重要な情報を、故意に隠し持っていたという事実は一切ない。

問3. 現地の治安は「ザイール兵がいるから大丈夫」とし、また、ザイール当局に現地の治安の確保及び自衛隊の安全確保を求めたことは、認識の甘さを示すものではないか。

答.

1. 今回の国際平和協力隊の派遣は受入れ国であるザイールの同意を得て、同国との協力的関係に基づいて行われるものであり、この一環として、我が国として要員の安全についても同国政府の協力を求めたものであり、ご指摘のような認識の甘さを示すものではない。
2. 我が国としては、要員の安全確保を重視し、上述のように、ザイール政府に対し、隊員の安全確保を要請してきた他、現地関係機関との情報交換を通じた治安情勢の把握、護身用の武器を含む安全確保のための装備品の携行等種々の措置を既に採っているところである。
3. 何れにしても、隊員に万が一のことがないよう、引き続き派遣要員の安全確保には万全を期す考えである。

GM: 3455

ルワンダ難民支援想定問答（文芸春秋 11 月号）

問 4. 右「極秘情報」ではザイール兵自体が混乱の原因を作っているとしているのに、外務省より駐日ザイール共和国臨時代理大使に対し、自衛隊の安全確保に最大限の配慮を求めたのは不見識ではないか。

答.

1. 政府としては、隊員の安全確保のため、ザイール政府に対し、隊員の安全確保を要請してきた他、現地関係機関との情報交換を通じた治安情勢の把握、護身用の武器を含む安全確保のための装備品の携行等種々の措置を既に採っているところである。このうち、ザイール政府に対する隊員の安全確保要請としては、9月14日、在京ザイール共和国臨時代理大使に対し、現地の治安の維持につき、我が国の要員の安全確保のために最大限配慮あるよう要請した（別添貼出し参照）。
2. 現地の治安の確保に責任を有する当該国政府に対しこのような要求を行うことは、要員の安全確保のために極めて適当な措置であり、同臨時代理大使も「ザイール政府首相が、国防大臣に、ゴマ等で人道的活動を行っているあらゆる外国人の安全を確保するために可能な限りの措置を取るよう指示するなど、最大限の努力を行う」旨述べている。

問5 右「極秘報告」には「銃撃戦が行われている」との記述があるが、第二次調査団の報告の記述と齟齬があるのでないか。

(答)

ルワンダ難民支援実務調査団(第2次調査団)の報告書では、「ゴマ市内において調査団一行も近くで銃撃が行われるのを見た」旨の記述があるが、これは調査団が現地で目撃した一つの具体的な事件をありのままに記したものに過ぎない。他方、ご指摘の「極秘報告」の銃撃戦が具体的にいかなる事象を指しているかは当方として承知していない。

(更に、外務省が治安の悪化が強調されると派遣そのものができなくなることへの配慮から、外務省サイドが「銃撃戦」を「銃撃」と変えた旨重ねて言及があった場合)

(答)

外務省が治安の悪化が強調されると派遣そのものができなくなる恐れがあるとの理由から表現を弱めようとしたとの事実はない。

(更に、調査団はゴマで実際に何を見たのかと問われた場合)

(答)

調査団一行の話によれば、一行はUNHCRゴマ事務所に向けて、ゴマ空港脇をマイクロバスに乗って移動している時に、多数の銃声を聞き、車中で身を伏せた者もいた。その際、着弾し、土煙があがっているのを一部の人は見た。その後、調査団一行はUNHCR事務所に到着し、先方と一般的な意見交換をした後、UNHCRからは制止されたものの、ゴマ空港に移動したところ、銃撃を目撃した場所にはザイール兵が10数人集まっており、付近の警戒を行っていた。

ルワンダ難民支援実務調査団報告書

1. 概観

(1) 「ルワンダ難民支援実務調査団」は、自己完結性を有する組織が現地で難民支援活動を緊急に行うことが最も望ましいとのルワンダ難民支援ミッション（第一次調査団）の報告を踏まえ、8月23日より27日までナイロビ（ケニア）、ゴマ（ザイール）、キガリ（ルワンダ）、ブカブ（ザイール）を重点的に順次視察し、難民支援に当たっている国連関係諸機関（国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連ルワンダ緊急対策室（UNREO）、世界保健機構（WHO）等）、関係国当局、主要国軍現地司令部、NGOを訪問した。現地では国際平和協力法に基づく自衛隊部隊による人道的な国際救援活動への協力の可能性につき実務的見地から検討するために、現在必要とされている人的支援の具体的ニーズにつき意見交換を行うとともに、現地で行われている難民支援活動の内容の調査及び情報収集等を実施した。（日程及び地図は別添参照）

(2) ゴマには約80万人のルワンダ難民が5つの難民キャンプに分散しており、数週間前のごとくコレラの蔓延や飲料水の不足のため多数の死者が出るとの危機的状況は脱したもの、悲惨な状況は今も継続しており、医療、衛生、給水、難民キャンプ及びトイレの建設、道路補修、食糧配布等の各方面の人道支援が緊急に必要とされている。

(3) 仏軍がルワンダ南西部に設置した人道安全地帯から8月22日に引き揚げた後、発生が懸念された難民のブカブへの追加的大量流出は、国連及びルワンダ政府の努力もあり、最悪の状況はひとまず回避されたものの、ブカブの難民の総数は登録されている者だけでも約80万人に膨れ上がっている。今後の更なる難民流出の可能性に鑑みれば、ゴマと同様、人道支援の必要性は高く、とりわけ新しい難民キャンプの建設支援についての緊急性が高い。

(4) ルワンダについては首都キガリは比較的平静であり、同空港に9月初めから国際商業便の乗り入れ開始が予定されている等改善に向かっている。地方も現政府（軍）が実効的に統治・支配しており、仏軍が展開していた人道安全地帯には国連ルワンダ支援団（UNAMIR）が展開して平和維持活動を行っている。

(5) ゴマの難民キャンプにおいては、ルワンダ旧政府軍兵士が難民の帰還を妨害するために暴力行為を行っているとの情報がある他、ブカブの難民キャンプにおいても旧政府軍兵士が軍事訓練を行っているとの情報もある。ゴマ市内において調査団一行も近くで銃撃が行われるのを見たことも考慮すれば、ザイール東部の治安状況は悪化しつつあると考えられる。

22
GM:3455

ゴマの治安状況

(とりまとめ)

平成6年9月16日

総 理 府
外 務 省
防 衛 庁

現在のゴマの治安状況について、政府調査団及び与党調査団の報告並びに欧米及び周辺国から入手した情報をもとにとりまとめれば次のとおり。

1. 全般的状況

難民キャンプでは、食糧や衛生などの面では、当初の危機的状況を脱しつつあり、全体として騒然としているわけではない。他方、NGOや仏軍が同地での支援活動を続行しているが、旧政府軍関係者の影響力増大にともない暴力行為が増加するなど治安状況は悪化しつつあるが、援助活動者を引き上げるような状況ではなく、ゴマ空港内は比較的平穏で、離着陸は問題ない。

2. 難民キャンプ周辺での治安上の問題

- －キャンプ内での旧政府軍関係者、民兵の影響力は、増大しており、難民の帰還妨害、援助物資の獲得等のため、難民等に対する暴力行為が増加しつつある。
- －ザイールの治安部隊は規律が十分でないため、強盗、援助物資やワイロの取り立て等を行うものもあり、また、難民等との間で銃撃戦が多発している。

3. 旧政府軍・民兵の動き

- －約1.5万人から約2万人の旧政府軍関係者がキャンプ内に入っていると見られる。
- －その中には「ル」国内への反攻の意思を持つものが多数いると思われる。また、組織的反攻については、当面行い得ないとの見方もあるが、一方、3－6ヶ月以内に行う準備を進めているとの情報もある。
- －武器については、重火器の一部はザイール入国の際、同国官憲に没収されたが、小火器の他に、榴弾砲、装甲車両、ヘリコプター等も持ち込んでいるとの情報がある。

ー民兵は、旧政府軍の統制下ではなく、難民の帰還妨害、軽火器を持ち武装強盗団として活動しているものもある。

4. ザイール軍の動き

ーザイール軍は、(1) コマンド部隊1個大隊、(2) パラシュート部隊1個大隊、(3) 大統領特別警護隊1個中隊、(4) 国軍警察2個大隊、(5) 私服警備隊2個中隊、(6) ザイール各地からの増援兵6個中隊が存在。

ー給料支払いが悪いため、一部の兵の中に援助物資の強制的取り立て、強盗、ワイロ取り立て等を働くものあり(略奪行為を行おうとしたザイール兵士が難民に殺害された例あり。)

5. 援助関係者への危険

ー妨害活動やトラブル、治安の悪化などにより、援助関係者は懸念を表明しているが、NGOの活動は続行している。

ーNGOは夜間に発砲事件や強盗事件が発生しているため、暗くなってからの活動や外出は自粛している。

ーまた、援助に当たっている外国人が難民に人質にとられる事件も発生している。

ルワンダ難民支援想定問答（文芸春秋11月号）

問6. 外務省は、ゴマ地区の惨状、旧政府軍、各国派遣部隊についての情報を各国及び国連筋を通じ隠し持っていたのではないか。かかる情報を公表せよ。

答. ルワンダ難民に対する支援を行うにあたり、外務省では関係在外公館等を通じ幅広く関連情報の入手に努めており、入手した情報は、関係省庁とも共有しているほか、総理、官房長官等にも整理して随時報告を行っている。従って、外務省がひとり情報を隠し持っているとの事実はない。

（更に情報の公表を求められた場合）

答. 可能な限り公表したいと考えるが、これらの情報の中には、その内容、情報源等に鑑み、広く公表する性質のものではないものがあることはご理解願いたい。

(文芸春秋11月号関連想定)

問7 派遣部隊全員に配布された「ハンドブック」の内容如何。

(答弁資料)

御指摘の「ハンドブック」がいかなるものか定かではないが、ルワンダ難民救援隊に参加する隊員に対し、ゴマにおける日常生活上の参考事項(病気に対する注意、基礎的な現地語、地誌等)などをまとめた小冊子を陸上幕僚監部が配布したことはある。

(更に、小冊子にはゴマの治安状況についてどのように書かれているのかと問われた場合)

一般的な治安状況として、暴動と略奪が頻発し、日々悪化しているようであること、物品盗難、夜間住宅への侵入は日常茶飯事であること、盗難に注意が必要であることが書かれている。

また、ゴマ地域の治安として、キャンプ内の治安は比較的良好であるが、徐々に悪化の傾向にあること、ゴマ市内では発砲事件が多発しており、夜間の外出は危険であることが書かれている。

(防・調2)

(防・防)

(防・運)

ルワンダ難民支援想定問答（文芸春秋11月号）

問8. こうした情報の中には、多くの国の派遣部隊が、現地にとどまるのは3-6週間が限界と判断していることも含まれていたのではないか。

答. 各国より収集した情報の中に、現地の劣悪な生活・活動状況に鑑みれば、長期にわたる活動には休養等が必要との見方を示す関係者も一部にあったが、他方で、国際機関や民間援助関係者の中には、相当の期間にわたって活動を続けている者が少なくないことも事実である。

（参考：秘）

在ケニア [] は、幾万もの難民に囲まれて緊張状態が続くと、2-3週間が現地勤務の限界であり、人員のローテーション及び休養が重要としている。

（10月4日、在ケニア代来電）

問9) 現地にとどまるのは数週間が限界との多くの国の派遣部隊の判断を得ていたにもかかわらず、派遣期間を3ヵ月と決めたことには無理があったのではないか。

(答)

政府としては、与党調査団の報告等をも踏まえ、現地の難民救援ニーズや我が方の対応能力等を総合的に検討した上で派遣期間を決定したものであり、派遣期間を3ヵ月としたことに無理があったとは考えていない。

(文芸春秋 11月号関連想定)

問10 輸送機としてC-5を使えないということについては、米軍より、現地の滑走路状態が悪いということに加え、「ゴマの治安状態が悪いから飛ばない」ということを伝えてきたというのは事実か。

(応答要領)

- 1 今回の派遣に当たっては、部隊用の主要資材の現地への空輸の手段が極めて限られていることから、防衛庁としては、一つのオプションとして米軍の輸送機C-5を利用し得る可能性について、米側と非公式に話し合いを行ってきた。
- 2 我が方としては、派遣先での活動を円滑に進めるため、直接にゴマに乗り入れることが必要と考えていたが、米側から、ゴマの飛行場は、滑走路等の状況からC-5の運航には適しないとの考えが示されたことから、我が方としては、これを利用することとしなかったものである。
- 3 いずれにせよ、本件については、米側から、「ゴマの治安状態が悪いからC-5は飛ばない」といった通報を受けたことはない。

(防・防)

(装・管)

H
6
9
14

1 2版

昭和25年3月13日 水曜日

ルワンダ支援

米軍「輸送機着陸は困難」

日本側に判断伝える

派遣先の変更示唆

【ワシントン十三日路透電】米国防省は、ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。米軍は、ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。米軍は、ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。

日本側は、ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。米軍は、ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。



ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。米軍は、ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。

米に「ゴマ派遣への懸念」

【ワシントン十三日路透電】米国防省は、ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。米軍は、ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。

ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。米軍は、ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。

ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。米軍は、ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。

米に「ゴマ派遣への懸念」

ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。米軍は、ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。

ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。米軍は、ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。

ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。米軍は、ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。

ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。米軍は、ルワンダに米軍の輸送機を派遣する計画について、日本側に判断を伝える。

ルワンダ難民支援想定問答（文芸春秋11月号）

問11. 外務省は政府の一次調査団で、自衛隊が活動するときには米・仏軍が撤収するという情報を掴んでいながら、具体的な形では防衛庁に情報を渡さなかったとなっているが、事実関係如何。

答. 本件調査団派遣の時点では自衛隊の派遣が念頭に置かれていたわけではなかったが、人的支援には自己完結性の高い組織の派遣が必要であるとの同調査団報告を踏まえ、自衛隊の派遣が具体的な検討対象となって以降は、防衛庁との情報のやりとりには遺漏なきを期している。

（参考）

1. ゴマの仏軍は、そもそもルワンダ国内の南西部における人道活動（「トルコ石作戦」）のために展開していた部隊の後方支援の目的で駐留していたものであり、初めから8月21日までとの期限付で行われていたもの。
2. また、米軍については、一次調査団が調査した時点では、任務が終了すれば米軍は撤退するとの方針であったが、具体的な撤退期日は決まっていなかった。

問12) 全ての閣僚は、全く実態を聞かされないまま、自衛隊の派遣を決めるという大失態を演じてしまったとの批判があるがコメント如何。

(答)

ルワンダ及びその周辺国は、我が国として現地の情報を必ずしも十分には得られない地域ではあったが、政府としては、二度に亘る政府調査団及び与党調査団の報告等をも十分慎重に検討した上で派遣を決定したものであり、情報収集分析面及び意思決定プロセスに特に問題があったとは考えていない。

問18) 派遣の大義名分である「人道的援助」とは裏腹に、現地に存在するだけで部族対立の渦中に足を踏み入れる事となる。その意味で、今回の自衛隊派遣は中立性の原則に反しているのではないか。

(答)

1. 今回のルワンダ難民の救援は、極めて悲惨な状況におかれて
いるこれらの難民に対し、人道精神に基づいて国連難民高等弁
務官事務所（UNHCR）を始めとする国際社会が救援の手を
差し伸べているものであり、中立的、不偏的に行われることは
当然である。
2. 実態としても、今回の自衛隊部隊による難民救援活動では、
UNHCRに倣った対応をとるなど、御指摘のような問題は生
じない。

(文芸春秋 1 1 月号関連想定)

GM: 3455

問14 機関銃を携行したといっても、現地の治安状況を考えれば、7.62ミリの機関銃1挺では装備として不十分なのではないか。

(答弁資料)

- 1 自衛隊の部隊が装備する武器について、政府としては、業務の内容、現地の治安情勢、カンボディア等における国連平和維持活動の場合と異なり他国の歩兵部隊が周辺に組織的に配置されているわけでもないといった事情等を総合的に勘案し、隊員の安全確保に万全を期するためには、拳銃、小銃に加え、機関銃1丁を装備することが必要であると判断したものである。
- 2 いずれにせよ、現地の治安情勢等に鑑みつつ、機関銃を含む武器を必要に応じ携行させる他、状況に応じた行動の基準を設けたり、現地の国際機関や各国要員との情報交換を行うこと等により、要員の安全確保に万全を期してまいりたいと考えている。

(防・運)

(防・防)

(文芸春秋用想定問答)

問 15 及び 16 今回の派遣に当たって、最悪のケースである自衛隊部隊の撤収等を想定したマニュアルを予め作成しておくべきではなかったか。

(答)

- 1 国際平和協力法上、国際平和協力本部長は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するため、その具体的内容等を定める実施要領を作成することとされている。その実施要領においては、状況の変化に対応して要員の安全確保を図る手続として、概略次のとおり定めているところである。
 - ① まず、現地の状況が要員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、安全の確保のため必要と判断され、部隊長等が防衛庁長官の指示を受ける暇がないときは、当該部隊長等の判断により、業務を一時休止し、部隊の安全を確保する等所要の措置をとる。
 - ② この場合、部隊長等は、可能な限り速やかに当該状況等を防衛庁長官を通じて国際平和協力本部長に報告し、防衛庁長官が発出する指示を受ける。
- 2 このような手続によってとられる部隊等の隊員の安全確保のための措置の具体的内容については、事態に応じて、活動場所の変更、業務の縮小、一時的な中止、部隊の一部又は全部の安全な場所への退避（派遣先国外への退避を含む。）等、臨機応変に対応すべきものであるので、派遣前から具体的な要領を作成しておくことは、柔軟な対応を妨げることから適当でないと考えている。

問 1 7 現地の連絡調整チームの任務如何。

(答)

連絡調整要員の業務は、我が国がルワンダ難民救援活動を円滑かつ効果的に実施するために必要な各種機関との連絡調整を行うことであり、具体的な相手方としては、UNHCR等の国際機関、他国の部隊・医療団等、現地当局及びNGOが考えられる。

(更に、調整の内容について問われた場合。)

派遣部隊が業務を実施するために必要な各種の調整とは、具体的には、次のものが考えられる。

○現地の国際機関の事務所との全般的な調整

○我が国が行う活動と他の活動主体が行う活動との役割分担に関する調整

○NGO等他の活動主体からの協力要請や相互協力に関する調整

○我が国の業務の実施に必要な現地当局との調整

○安全確保のための業務の一時中止や部隊の退避等を行うために必要となる関係機関との調整

GM: 3455

問18) 当初、安全なナイロビだけに連絡調整チームを置こうとしていたというのは事実か。

(答) そのような事実はない。

問19 外務省が自衛隊派遣にこだわったのは、国連安保理常任理事国入りを念頭に置いてのことだったのではないか。

(答)

1. 今回の自衛隊の部隊等の派遣は、国連難民高等弁務官事務所の強い要請に基づき、ルワンダ難民に対する人道的な国際救援活動を行うために実施されたものである。
2. ルワンダ難民は極めて深刻かつ悲惨な状況におかれており、国際社会が協調して緊急に対応すべき問題である。我が国としても、こうした人道面での国際的努力に対して、我が国の国際的地位に見合った協力を行うことは、国際社会の一員として当然の責務と考えている。
3. 安保理常任理事国入りとの関連で今回自衛隊を派遣したということは決してない。

ルワンダ難民支援（文芸春秋11月号）想定問答

問20 外務省は、今回の自衛隊派遣に当たって、米・仏軍が撤収した後で自衛隊が活動すれば、「米軍の代わりも可能」とアピールできるとの本音があったというのは事実か。

また、クリントン大統領の要請があったから本格的に検討したというのであれば、今回も日米関係を考慮して自衛隊の派遣を決めたということか。

（答）

1. 政府は、ザイールにおいて極めて悲惨な状況におかれているルワンダ難民を救援するため、これまでの資金、物資面での協力に加え、今般、国連難民高等弁務官事務所の要請に基づき人的協力を行うこととしたものであり、このような人道面での国際的貢献を行うことは、国際社会の一員として当然の責務であると考えている。

2. 従って、ご指摘のような考えに基づき、今回の派遣を決定したものではない。

ルワンダ難民支援想定問答（文芸春秋11月号）

問21. 7月、クリントン大統領から村山総理宛に人的支援の要請が来ていたのは事実か。事実だとすればどのような形で伝達されたのか。書簡であれば公表すべきではないか。

答. 7月末に、在京米国大使館を通じ、クリントン大統領から村山総理宛にメッセージが寄せられたのは事実である。ルワンダ難民に対する米国の支援策に係る説明があり、また、我が国に対し、国連難民高等弁務官事務所及び国連ルワンダ支援団（UNAMIR）に対する支援を呼びかけるとの内容であった。

（更に書簡の公表を求められた場合）

答. 首脳同士のメッセージであり、親書そのものの公表は差し控えたい。

July 22, 1994

Dear Mr. Prime Minister:

I write to inform you of our efforts to assist in the international response to the Rwandan refugee crisis and to urge you to support a greatly enhanced international effort to deal with this tragedy.

This morning I announced an immediate and massive increase in the American response, including an additional \$75 million in cash and commodities to assist in the relief effort.

I also ordered our Defense Department to establish and manage an airlift hub in Uganda, which will be used as a staging area for around-the clock shipments of relief supplies to the refugees. Consultations are underway now with the Government of Uganda.

I directed our military to assist in expanding airlift operations near the refugee camps in Goma and Bukavu by providing personnel and equipment to enable airfields to operate on a 24-hour basis. We must increase the capacity to receive, transfer and distribute goods at these airfields, as our aim is to move food, medicine and other supplies to those in need as quickly as possible.

Finally, I directed the military to establish a safe water supply and to distribute as much water as possible to those at risk. Safe water is essential to stop the outbreak of cholera and other diseases that threaten the refugees.

These efforts only address four of eight essential "Service Packages" identified by the United Nations High Commissioner for Refugees, and the overall relief task is more than the civilian relief organizations and the U.S. and French military units can handle. In particular, the UN has identified road servicing and road security, site preparation, provision of domestic fuel and sanitation facilities as additional essential "Service Packages." If you have military units that can operate with ours and the French to deliver these packages, assist in providing and delivering parts of the packages to which the U.S. has already committed, and/or provide other humanitarian relief (such as medical care and engineering services), I urge you to have your military commander immediately contact the United Nations High Commissioner for Refugees and General George Joulwan at the U.S. European command. I also urge that you make financial assistance available to the UN and non-governmental organizations which are responding to this crisis.

His Excellency
Tomiichi Murayama,
Prime Minister of Japan,
Tokyo.

GM: 3455

-2-

Second, we must make it possible for the refugees to return home as quickly as possible. For them to have confidence that they can do so in safety, the UN peacekeeping force UNAMIR must be fully functioning. Unfortunately, it has taken months to deploy, due in part to a lack of equipment for African nations that have pledged to join UNAMIR. The United States has proposed the "Adopt a Battalion" plan whereby nations would pair with African units to ensure they are equipped and can deploy. We have paired with the Ghanaian battalion, and have delivered 50 armored personnel carriers for that unit last month. I urge you -- either alone or in concert with others -- to offer to the UN to deploy a peacekeeping contingent of your own forces to UNAMIR or to offer to pair with and equip one of the African nations that have offered to join. Every day that UNAMIR is not yet fully functioning is another day that refugees will be unable to return. As a result, many will die in the terrible conditions their exile has caused.

I deeply appreciate your careful consideration of these concerns.

Sincerely,

/s/

Bill Clinton

1994年7月22日

内閣総理大臣閣下

ルワンダにおける難民危機に対する我々の支援努力につき通報申し上げますとともに、この悲劇を克服するため大きく拡大された国際的支援努力に対して、閣下のご支援を賜るべく、一筆啓上申し上げます。

今朝、私は、7千5百万ドル相当の資金及び物資の追加供与を含む緊急且つ大幅に拡大した米国の支援策を発表いたしました。

私は、また、国防総省に対しウガンダ国内に24時間体制で難民に対する救援物資を輸送するための中継基地を設置・運営することを命令するとともに、ウガンダ政府と右につき協議を開始しております。

更に私は、軍に対して、ゴマ及びブカブの難民キャンプ周辺にある飛行場の24時間使用を可能とする要員・装備の配置により、物資空輸オペレーションの拡大を支援するよう指示いたしました。我々の目標は食糧、医薬品及びその他の物資を必要としている人々に対して一刻も早く届けることにあり、そのために、これら飛行場における物資の受領・輸送・配給能力を高めなければなりません。

最後に、私は軍に対し安全な飲料水の確保及び危機的な状況にある人々への可能な限りの供給を行うよう指示いたしました。安全な飲料水の確保は、難民に対して脅威を与えているコレラをはじめとする様々な病気の蔓延を押さえるためには不可欠なものであります。

これらの支援努力は、国連難民高等弁務官事務所により「支援パッケージ」として示された8つの重要項目の内、4項目について対応するものに過ぎず、救済策の全体は民間支援組織、米及び仏軍部隊が行い得る量を超えております。特に、国連は、道路整備及び道路警備、支援基地設営、国内における燃料供給並びに衛生施設の設営を「支援パッケージ」の新たな重要項目として提示しております。仮に貴国が、米軍及び仏軍とともに「支援パッケージ」を実施し得るか、米国が既に支援を表明したこれらパッケージの一部を実施するための支援を行うことができ、右に加えて、または、その他の人道支援（医療や土木分野など）を行い得る部隊を有するならば、貴国の軍司令官に対して国連難民高等弁務官及び米軍欧州司令部のジョージ・ジョウルワン大將に即座に連絡を取るようご指示いただきたいと存じます。更に私は、この危機に応えている国連及び非政府組織に対して、日本として可能な財政支援を行っていただきたいと存じます。

43
GM: 3455

第二に、我々は難民が一刻も早く帰還できるよう努力をしなければなりません。彼らが安全に帰還できるとの自信を持てるためにも、国連平和維持軍たる国連ルワンダ支援団（UNAMIR）は完全に機能しなければなりません。しかし、残念ながらUNAMIRに対して参加を表明したアフリカ諸国の装備不足を一因として、その展開に長い時間がかかっております。米国は、参加諸国がアフリカ諸国の部隊と対になって活動することで、これら諸国の部隊の装備を確実なものとし、且つ配備し得る「部隊養子」計画を提案いたしました。右を受けて、我々はガーナ部隊と活動をともにしており、また、先月には彼らのために50両の兵員輸送車を提供いたしました。私は、閣下が、単独でまたは他国と協調して、貴国軍隊の平和維持部隊をUNAMIRに対して派遣する旨、または、本活動に参加を表明しているアフリカ部隊と共同して活動し彼らに装備を提供する旨、国連に対し表明していただきたく存じます。今日UNAMIRが完全に機能していないことは、明日難民が帰還できないことを意味しているのです。その結果、彼らの多くが難民生活がもたらした劣悪な状況の下、亡くなっていくのです。

このような状況に対する閣下の甚大なご配慮に深く感謝申し上げます。

敬 具

（署 名）
ビル・クリントン

日本国内閣総理大臣
村山富市閣下